

第2次善通寺市農業基本計画



平成20年3月

香川県善通寺市

目 次

第1章 善通寺市農業基本計画策定の趣旨等	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の対象	1
1-3 計画の構成	2
第2章 善通寺市農業の現状と課題	3
2-1 善通寺市の現況	3
1.概要	3
2.自然環境	4
2-2 農業構造の現況	6
1.産業3区分別人口	6
2.農業就業人口	7
3.農家の現状	9
2-3 農業を取り巻く社会情勢	18
1.認定農業者・集落営農組織への施策の集中	18
2.農業の構造改革の立ち遅れと農政改革	18
3.農村の衰退と農業・農村の持つ多面的機能への期待	18
4.多様化・高度化する消費者ニーズ	19
5.深刻化する食料問題や環境問題	19
6.グローバル化の進展	19
2-4 善通寺市農業の問題点	20
1.後継者や担い手の不足と営農意欲の減退	20
2.農地の流動化や利用集積、集団営農への遅れ	20
3.遊休農地（耕作放棄地を含む）の増加と周辺環境の悪化	20
4.土地基盤整備の遅れおよび老朽化	21
2-5 善通寺市農業の主要課題	21
1.多様な担い手の確保と経営の安定	21
2.農業振興・ニーズに基づく生産推進	21
3.農地保全、農地の流動化・利用集積の拡大	21
4.農業とふれあい楽しめる機会の創出	21
第3章 善通寺市農業の将来像と基本方針	22
3-1 善通寺市農業の重視すべき視点	22
1.農地を活かす（視点1）	22
2.農家を支える（視点2）	22
3.農業を育む（視点3）	22
3-2 善通寺市農業の将来像	23
3-3 地区別農業の基本方針	26
1.筆岡地区	28
2.上郷地区	30
3.吉田地区	32
4.与北地区	34
5.麻野地区	36
6.龍川地区	38
7.吉原地区	40
第4章 将来像実現のための施策と展開	42
4-1 将来像実現のための施策	42
1.「農地を活かす」	42

2.「農家を支える」	44
3.「農業を育む」	49
4-2 将来像実現のための展開	52
4-3 農業経営の展開支援	61
1.アンケート結果からみた経営改善の方向性	61
2.効率的かつ安定的な経営モデルの紹介	63
第5章 計画の実現に向けて	80
5-1 計画の推進体制の確立	80
5-2 計画の実施と管理	81
5-3 計画推進における役割	82
1.生産者の役割	82
2.市民の役割	82
3.行政の役割	82
資料編	83
○資料-1：善通寺市農業基本対策審議会設置要綱	84
○資料-2：善通寺市自治基本条例（住民参加の箇所を抜粋）	86
○資料-3：計画策定までの経緯	92
○資料-4：善通寺市農業基本対策審議会委員名簿	93
○資料-5：第2次善通寺市農業基本計画策定における 農業・農村振興に関するアンケート調査結果報告書	95
アンケート調査票	143

第1章 善通寺市農業基本計画策定の趣旨等

1-1 計画策定の趣旨

農業・農村をめぐる情勢は、食の安全・安心への関心の高まりや危機的な食料自給率、農業従事者の減少や高齢化の進行に加え、遊休農地の増加などによる農村地域の活力の低下などさまざまな問題に直面しています。

このような課題に対処すべく、農林水産省では、平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平成19年度からは従来の政策を大きく転換して、今後の支援対象を担い手に限定しようとしています。また、地域振興政策として、農地・農業用水などの地域資源の保全管理と集落機能を維持させる対策が新たに実施されています。

善通寺市においても、農業労働力の高齢化や農業後継者不足、遊休農地の増加や農地の宅地化などさまざまな問題を抱えています。そのような中、安全で新鮮な地元農産物に対するニーズの高まりや環境に配慮した農業への取り組み、農村の景観や豊かな自然から得られる「ゆとり」「やすらぎ」などへの関心が高まっています。

このような背景のもと、善通寺市においては、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農業・農村の有する多面的機能の活性化を目的に、農業者、農業団体、関係機関と行政が一体となり、現在の善通寺市の農業を見つめなおし、今後の農業政策推進の総合的な指針として、第2次善通寺市農業基本計画を策定するものとなりました。

1-2 計画の対象

国や県の政策、市の関連計画との整合を図りながら、善通寺市独自の農業政策を展開するため、対象者、計画期間を以下のとおり設定しました。

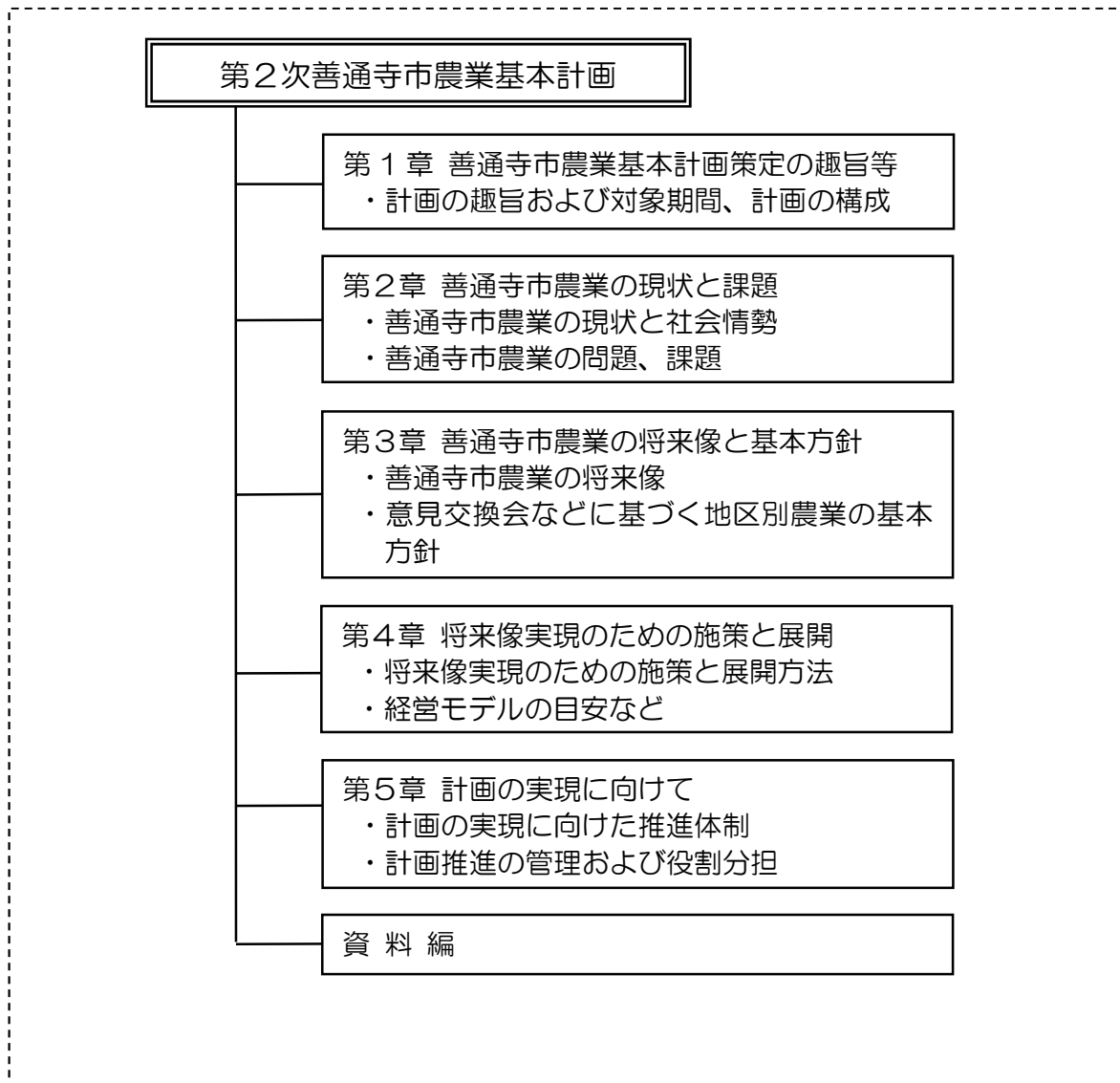
○対象者：農業の振興にかかわる農業者およびすべての関係機関とします。

○計画期間：本計画は、平成20年度から平成24年度の5年間を目安としますが、10年程度を見通した将来ビジョンを描き、おおむね5年程度で見直すこととします。

1-3 計画の構成

本計画の構成および概略内容は以下のとおりです。

■善通寺市農業基本計画の構成



第2章 善通寺市農業の現状と課題

2-1 善通寺市の現況

1. 概要

善通寺市は、香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に隣接する中讃地域の中核都市です。地形は平坦ですが、南に大麻山、西に五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、平地部を金倉川、弘田川が南北に貫流しています。

市街地は、市のほぼ中央部を総本山善通寺からの拡がりをもって形成されており、中心部には自衛隊、独立行政法人国立病院機構善通寺病院、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター、大学などの公共機関などが多く立地し、独特な市街地を構成しています。

市内には、国道11号が東西に、国道319号が南北に走って、市の北部で交差しており、国道319号と平行してJR土讃線が走っています。

また、市の北部には、四国横断自動車道が国道11号と平行するように東西に走っており、同自動車道の善通寺インターチェンジは、本市はもとより中讃エリアの陸上交通の拠点機能の一翼を担っています。



図 2-1 善通寺市位置図

2. 自然環境

(1) 気温・降水量・日照時間

本市の気候は瀬戸内海気候に属しており、温暖少雨で冬季は比較的暖かく、平地での積雪は少ない地域です。過去 10 年間の平均気温は 16.7℃、平均年間降水量は 1,025.9mm で、5月から7月と9、10月に 100mm 以上の降雨が観測されています。

また、過去 10 年間（H10～H19）の日照時間の年間合計は 2,104.0 時間で、全国平均 1,879.8 時間に比べ日照時間の長い地域となっています。

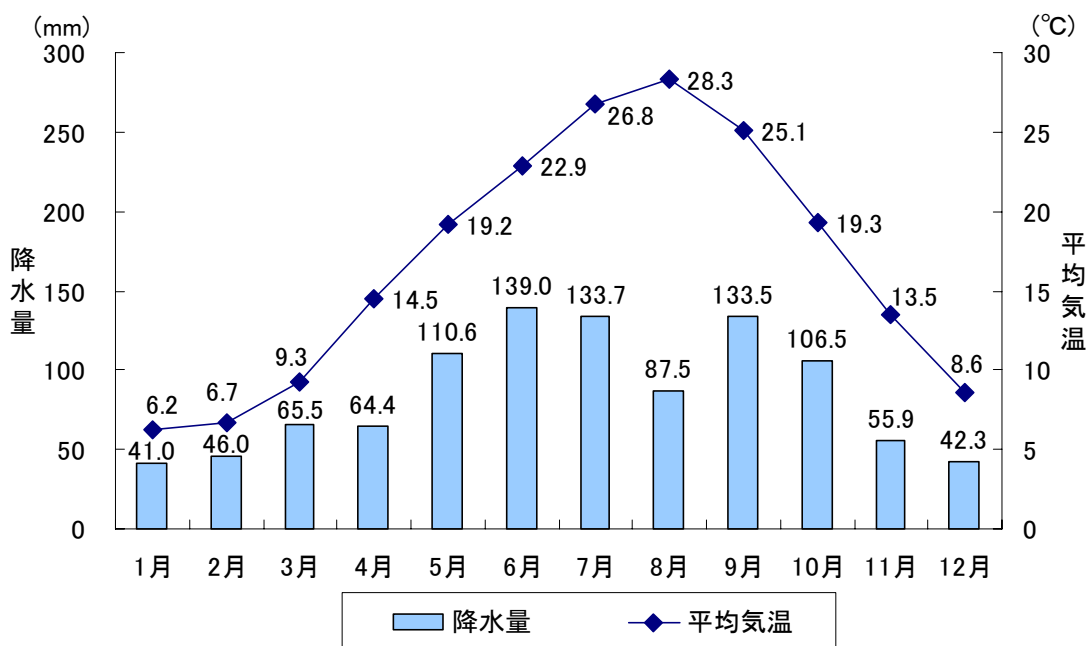


図 2-2 過去 10 年間の月別平均気温・降水量の状況（H10～H19 年）
（資料：気象庁 HP より：多度津気象観測所）

表 2-1 過去 10 年間の月別日照時間の状況（H10～H19 年）

月別日照時間(h)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	139.0	146.1	186.4	191.6	203.5	171.0	198.4	233.8	173.3	171.6	148.4	140.9

（資料：気象庁 HP より：多度津気象観測所）

(2) 地形・地質・土壌

本市の地形は、東と北は金倉川、弘田川の沖積によって形成された香川県最大の沖積平野である讃岐平野につづき、これらの河川による扇状地・氾濫原・小三角州などから形成され、稲作などの農業に適した低地の面積が約6割を占めています。南には大麻山、西には火上山、中山、我拝師山、筆ノ山、香色山からなる秀峰五岳連山がそびえていますが、それほど高い山地はなく、果樹などの生産に適しています。

平野部の表層地質は、未固結堆積物である砂・泥・礫、土壌からなり、灰色低地土壌で農業に適しています。

(3) 人口・世帯数の動態

本市における昭和 60 年から平成 17 年にかけての人口および世帯数の推移を表 2-2、表 2-3 に示しています。これによると、本市の人口は昭和 60 年以降減少し続け、平成 17 年には 35,495 人となっています。人口が減少しているなかで世帯数は増加しており、核家族化が進展していることがうかがえます。

表 2-2 人口の推移

		S.60	H.2	H.7	H.12	H.17
全国	人口(人)	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994
	増加率(%)	-	2.1	1.6	1.1	0.7
	指数	100.0	102.1	103.7	104.9	105.6
香川県	人口(人)	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400
	増加率(%)	-	0.1	0.3	▲ 0.4	▲ 1.0
	指数	100.0	100.1	100.4	100.0	99.0
善通寺市	人口(人)	38,630	38,423	37,361	36,413	35,495
	増加率(%)	-	▲ 0.5	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 2.5
	指数	100.0	99.5	96.7	94.3	91.9

(出典：国勢調査)

表 2-3 世帯数の推移

		S.60	H.2	H.7	H.12	H.17
全国	世帯数(世帯)	38,133,297	41,035,777	44,107,856	47,062,743	49,566,305
	世帯増加率(%)	-	7.6	7.5	6.7	5.3
	指数	100.0	107.6	115.7	123.4	130.0
香川県	世帯数(世帯)	306,996	322,797	346,147	364,972	377,691
	世帯増加率(%)	-	5.1	7.2	5.4	3.5
	指数	100.0	105.1	112.8	118.9	123.0
善通寺市	世帯数(世帯)	11,946	12,291	12,724	13,149	13,288
	世帯増加率(%)	-	2.9	3.5	3.3	1.1
	指数	100.0	102.9	106.5	110.1	111.2

(出典：国勢調査)

2-2 農業構造の現況

1. 産業3区分別人口

産業3区分別就業人口は、昭和55年から平成17年にかけて第1次産業人口の占める割合が約半数に減少しています。

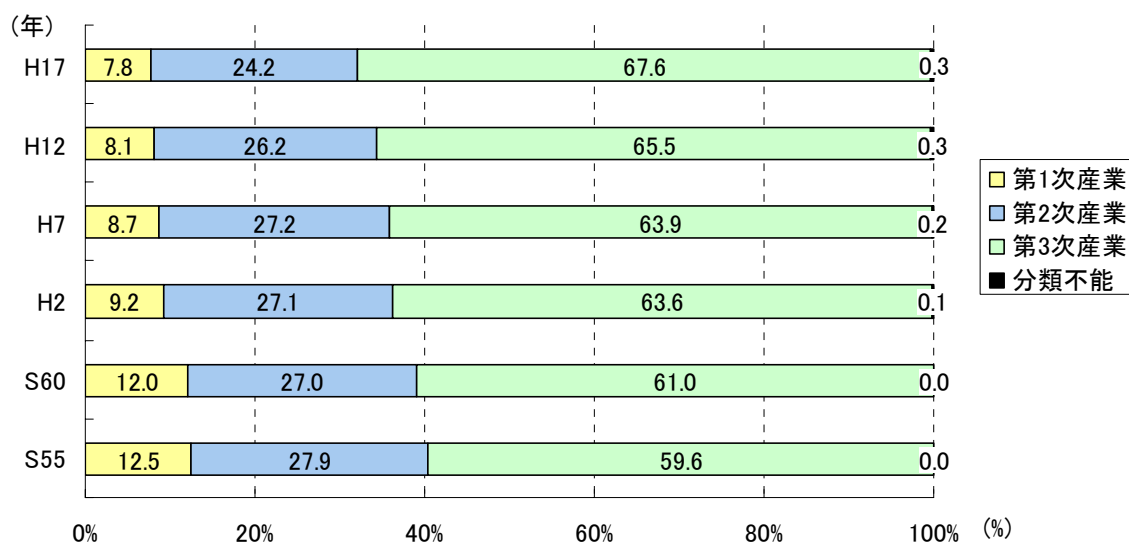


図 2-3 産業3区分別就業人口割合の推移

(出典：国勢調査)

表 2-4 産業3区分別就業人口の推移

単位：人

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
第1次産業	2,905	2,314	2,238	1,724	1,622	1,434	1,331
第2次産業	5,273	5,179	5,046	5,095	5,046	4,657	4,137
第3次産業	10,548	11,057	11,394	11,936	11,870	11,644	11,540
分類不能	19	9	9	15	29	51	55
合計	18,745	18,559	18,687	18,770	18,567	17,786	17,063

(出典：国勢調査)

2. 農業就業人口

平成 17 年の善通寺市の農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数-販売農家-）は、1,963 人（うち男性 889 人、女性 1,074 人）で、平成 12 年と比較すると全体で 11.7%（男性が 2.8%、女性が 18.0%）減少しており、過去の数値の推移からも農業就業人口が減少している状況がうかがえます。

年齢階層別農業就業人口は、29 歳以下の就業人口が大幅に減少しており、地区別の年齢別農業就業人口においては、すべての地域で 65 歳以上の就業者数が半数以上となっており、高齢化が進んでいる状況です。龍川、上郷、吉田地区では、65 歳以上の割合が高く、特に高齢化が進んでいます。

表 2-5 農業就業人口の推移

		H2	H7	H12	H17	対H12年比	
人口 (人)	男	16～29歳	66	57	88	61	-30.7%
		30～59歳	188	97	110	115	4.5%
		60～64歳	230	168	92	97	5.4%
		65歳以上	667	697	625	616	-1.4%
		小計	1,151	1,019	915	889	-2.8%
	女	16～29歳	76	50	59	33	-44.1%
		30～59歳	896	593	340	223	-34.4%
		60～64歳	341	303	175	126	-28.0%
		65歳以上	775	811	735	692	-5.9%
		小計	2,088	1,757	1,309	1,074	-18.0%
市合計		3,239	2,776	2,224	1,963	-11.7%	
構成割合 (%)	男	16～29歳	5.7%	5.6%	9.6%	6.9%	-
		30～59歳	16.3%	9.5%	12.0%	12.9%	-
		60～64歳	20.0%	16.5%	10.1%	10.9%	-
		65歳以上	57.9%	68.4%	68.3%	69.3%	-
	女	16～29歳	3.6%	2.8%	4.5%	3.1%	-
		30～59歳	42.9%	33.8%	26.0%	20.8%	-
		60～64歳	16.3%	17.2%	13.4%	11.7%	-
		65歳以上	37.1%	46.2%	56.1%	64.4%	-

※平成 12 年度より、農業就業人口は販売農家のみの数値となっています。
(出典：農林業センサス)

表 2-6 地区別農業就業人口

		龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計	
人口 (人)	男	16～29歳	7	11	16	6	15	3	3	61
		30～59歳	13	18	24	20	19	13	8	115
		60～64歳	17	11	14	18	16	8	13	97
		65歳以上	108	77	100	85	97	86	63	616
		合計	145	117	154	129	147	110	87	889
女	16～29歳	5	6	4	1	8	5	4	33	
	30～59歳	35	31	52	32	33	22	18	223	
	60～64歳	15	13	24	21	26	13	14	126	
	65歳以上	109	89	122	96	108	88	80	692	
	合計	164	139	202	150	175	128	116	1,074	
構成割合 (%)	男	16～29歳	4.8%	9.4%	10.4%	4.7%	10.2%	2.7%	3.4%	6.9%
		30～59歳	9.0%	15.4%	15.6%	15.5%	12.9%	11.8%	9.2%	12.9%
		60～64歳	11.7%	9.4%	9.1%	14.0%	10.9%	7.3%	14.9%	10.9%
		65歳以上	74.5%	65.8%	64.9%	65.9%	66.0%	78.2%	72.4%	69.3%
	女	16～29歳	3.0%	4.3%	2.0%	0.7%	4.6%	3.9%	3.4%	3.1%
		30～59歳	21.3%	22.3%	25.7%	21.3%	18.9%	17.2%	15.5%	20.8%
		60～64歳	9.1%	9.4%	11.9%	14.0%	14.9%	10.2%	12.1%	11.7%
		65歳以上	66.5%	64.0%	60.4%	64.0%	61.7%	68.8%	69.0%	64.4%

(出典：農林業センサス 2005 年)

※平成 12 年度の農林業センサスより、これまで販売農家、自給的農家とも同じ調査表を使用した調査方法が変更され、自給的農家の調査項目が大幅に削減されました。これに伴い、詳細調査項目については、平成 12 年度以降は、販売農家の調査結果のみとなっています。
販売農家と自給的農家は以下のとおり位置付けられています。

- ・販売農家（経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家）
- ・自給的農家（経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家）

3. 農家の現状

(1) 農家数

普通寺市の総農家数は、年々減少しており、平成2年と比べると平成17年には約8割程度に減少しています。

また、販売農家については、第2種兼業農家の割合が70%以上と高く、専業農家の占める割合は、全体の20%未満となっています。

表 2-7 農家数（戸）の推移

		H2	H7	H12	H17
自給的農家		660	567	545	577
販売農家	専業農家	182	172	204	257
	第1種兼業農家	125	114	89	113
	第2種兼業農家	1,447	1,329	1,165	950
	計	1,754	1,615	1,458	1,320
総農家数		2,414	2,182	2,003	1,897

(出典：普通寺市統計書／農林業センサス)

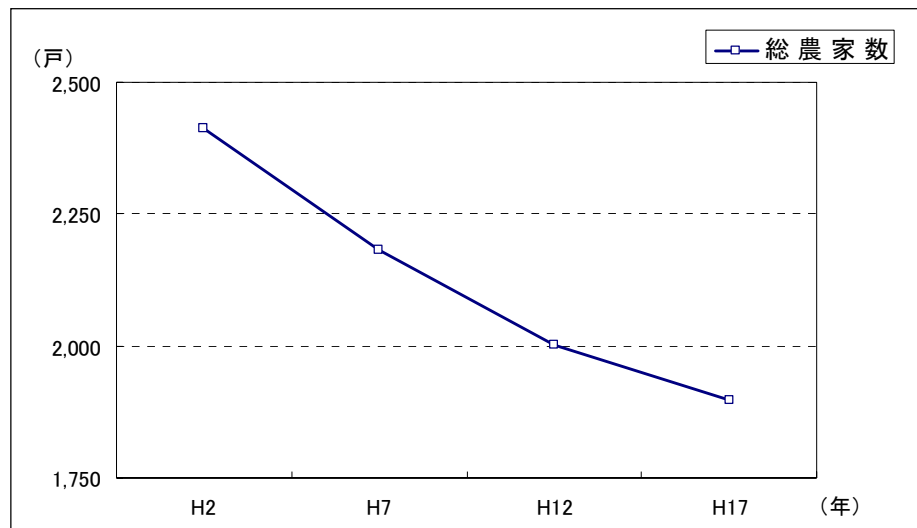


図 2-4 総農家数の推移

(出典：農林業センサス)

表 2-8 地区別販売農家数

	専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家		販売農家数 (戸)
	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
龍川	37	16.7%	27	12.2%	157	71.0%	221
与北	35	19.7%	14	7.9%	129	72.5%	178
筆岡	46	19.4%	14	5.9%	177	74.7%	237
吉原	26	13.5%	13	6.7%	154	79.8%	193
麻野	39	18.7%	24	11.5%	146	69.9%	209
上郷	38	25.7%	17	11.5%	93	62.8%	148
吉田	36	26.9%	4	3.0%	94	70.1%	134
市合計	257	19.5%	113	8.6%	950	72.0%	1,320

(出典：農林業センサス 2005 年)

※販売農家

- ・ 専業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
- ・ 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家
- ・ 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

(2) 経営耕地面積規模別農家数

普通寺市における平成 17 年の経営耕地面積規模別農家数は、0.5～1.0ha の農家が一番多く、次いで 0.3～0.5ha の農家となっています。香川県全域と比較すると 0.5ha 未満の小規模経営農家が多く、反面 1.5ha 以上の大規模経営農家が少ない状況となっています。

地域別にみても 1.0ha 未満の農家数が全体の 84%と大きな割合を占めている状況です。

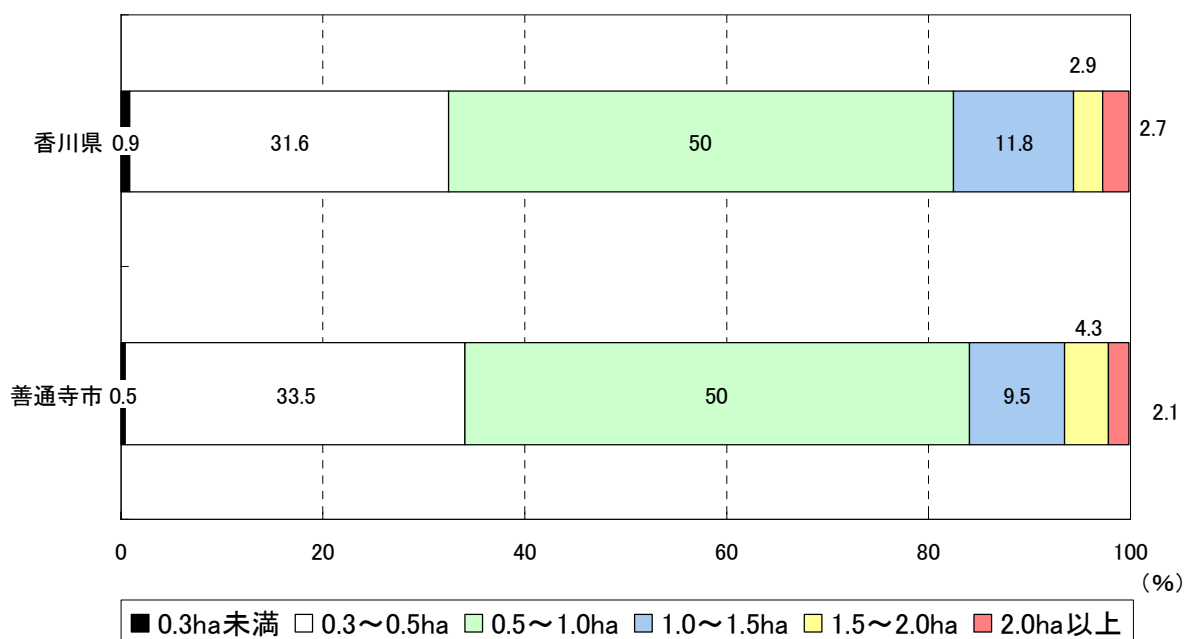


図 2-5 経営耕地面積規模別農家数の割合 (販売農家)
(出典：農林業センサス 2005 年)

表 2-9 地区別経営耕地面積規模別農家数 (販売農家)

単位：戸

	龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計
0.3ha未満	1	1	5	0	0	0	0	7
0.3～0.5ha	68	66	77	55	77	33	66	442
0.5～1.0ha	107	88	130	93	104	77	61	660
1.0～1.5ha	35	15	19	32	20	0	5	126
1.5～2.0ha	6	3	4	8	6	30	0	57
2.0ha以上	4	5	2	5	2	8	2	28
合計	221	178	237	193	209	148	134	1,320

(出典：農林業センサス 2005 年)

(3) 農産物販売規模別農家数

平成17年の善通寺市の農産物販売規模別農家数では、販売金額が50万円未満の農家が多い状況となっています。50万円未満の農家は全体の5割を超えており、善通寺市においては販売収入の少ない零細農家が多くなってきているのが現状です。

表2-10 農産物販売金額規模別農家数（販売農家） 単位：戸

	龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計
販売なし	13	22	19	12	20	14	6	106
50万円未満	119	95	128	97	117	66	87	709
50～100	41	37	32	29	33	27	22	221
100～200	19	11	19	28	15	19	12	123
200～300	7	2	8	12	7	13	2	51
300～500	11	4	14	6	7	3	2	47
500～700	3	2	10	3	1	2	0	21
700～1,000	3	1	3	3	0	2	1	13
1,000～1,500	3	1	3	2	1	1	0	11
1,500～2,000	2	0	1	0	0	0	0	3
2,000～3,000		1		1	2	1	1	6
3,000～5,000		1						1
5,000～1億		1						1
合計	221	178	237	193	203	148	133	1,313

※合計は、調査地区割りの関係上、市全体の販売農家数と合致しません。
(出典：農林業センサス2005年)

(4) 年齢別の農業経営者数の状況

農業経営者数は市全体で1,319人となっており、男性が市全体の94%になっています。年齢別でみると男性は60歳以上が男性全体の6割を超えており、女性は85%を超えています。善通寺市全体でみると、どの地区も農業経営者は高齢化しているのが現状です。

表2-11 年齢別農業経営者数（男）の状況 単位：戸

	龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計
29歳以下	0	0	0	1	0	0	0	1
30～39	3	0	3	0	4	3	0	13
40～49	13	13	20	16	7	16	7	92
50～59	59	57	68	50	60	28	28	350
60～69	57	40	48	59	53	30	38	325
70歳以上	81	57	77	63	70	65	49	462
合計	213	167	216	189	189	142	122	1,238

(出典：農林業センサス2005年)

表 2-12 年齢別農業経営者数（女）の状況

単位：戸

	龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計
29 歳 以下	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39	0	1	0	0	0	0	0	1
40 ～ 49	0	0	0	0	1	0	0	1
50 ～ 59	2	0	6	0	1	0	1	10
60 ～ 69	3	4	7	1	8	4	5	32
70 歳 以上	3	6	8	3	5	6	6	37
合 計	8	11	21	4	15	10	12	81

（出典：農林業センサス 2005 年）

表 2-13 年齢別農業経営者数（男女）の状況

単位：戸

	龍川	与北	筆岡	吉原	麻野	上郷	吉田	市合計
29 歳 以下	0	0	0	1	0	0	0	1
30 ～ 39	3	1	3	0	4	3	0	14
40 ～ 49	13	13	20	16	8	16	7	93
50 ～ 59	61	57	74	50	61	28	29	360
60 ～ 69	60	44	55	60	61	35	43	358
70 歳 以上	84	63	85	63	75	71	55	496
合 計	221	178	237	193	204	152	134	1,319

※合計は、調査地区割りの関係上、市全体の販売農家数と合致しません。

（出典：農林業センサス 2005 年）

（5）後継者の状況

平成 17 年の後継予定者の状況を見ると、同居後継者がいる農家は 648 戸で、農家数（販売農家）に占める割合は 50%以下となっています。

地区別にみると、吉原・吉田・麻野地区において、後継者がいない割合が 40%以上となっており、後継者問題が他の地区より深刻となっています。

表 2-14 後継者の状況（市総数）

	農家数 (戸)	同居後継者がいる		他出後継者がいる		他出後継者がいない		
		農家数 (戸)	構成割合 (%)	農家数 (戸)	構成割合 (%)	農家数 (戸)	構成割合 (%)	
善通寺市	H2	2,414	1,251	51.8%	366	15.2%	797	33.0%
	H7	2,182	1,330	61.0%	372	17.0%	480	22.0%
	H12	2,003	1,345	67.1%	356	17.8%	302	15.1%
	H17	1,320	648	49.1%	157	11.9%	515	39.0%
香川県	H17	31,347	15,924	50.8%	4,283	13.7%	11,140	35.5%

※平成 17 年は、農林業センサスの結果が販売農家のみの数値となっています。

（出典：農林業センサス 2005 年）

表 2-15 地区別後継者の状況（販売農家）

	農家数 (戸)	同居後継者がいる		他出後継者がいる		他出後継者がいない	
		農家数	構成割合	農家数	構成割合	農家数	構成割合
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
龍川	221	108	48.9%	25	11.3%	88	39.8%
与北	178	95	53.4%	24	13.5%	59	33.1%
筆岡	237	129	54.4%	27	11.4%	81	34.2%
吉原	193	88	45.6%	14	7.3%	91	47.2%
麻野	209	103	49.3%	22	10.5%	84	40.2%
上郷	148	63	42.6%	30	20.3%	55	37.2%
吉田	134	62	46.3%	15	11.2%	57	42.5%
合計	1,320	648	49.1%	157	11.9%	515	39.0%

※平成 17 年は、農林業センサスの結果が販売農家のみの数値となっています。
 （出典：農林業センサス 2005 年）

（6）農業産出額の推移

善通寺市の農業産出額は平成 7 年には 311 千万円であったのが、年々減少して 10 年後の平成 18 年には 251 千万円まで減少しています。

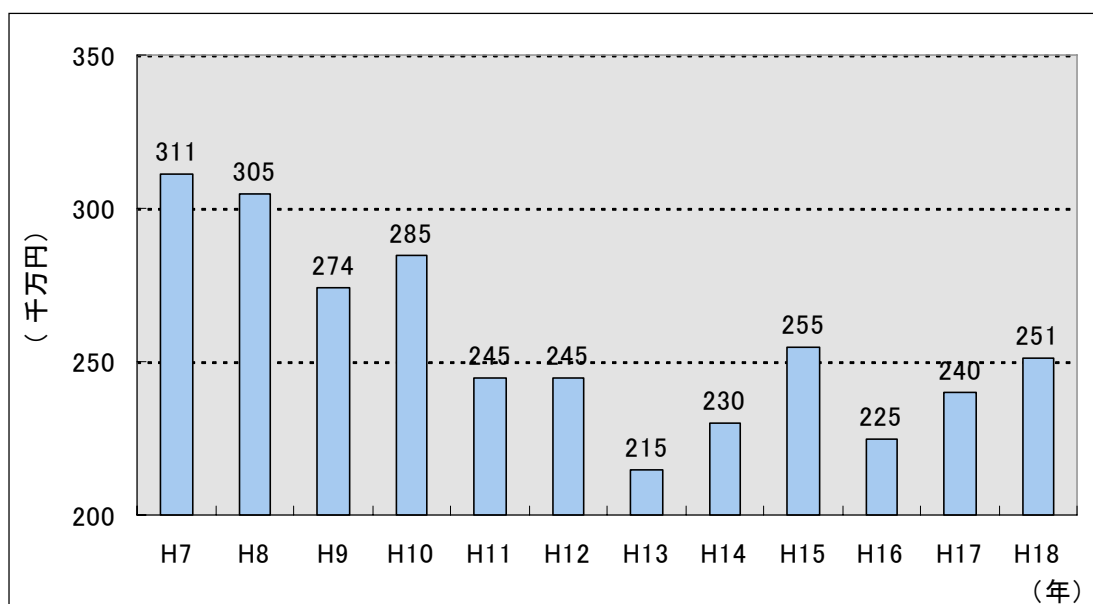


図 2-6 農業産出額の推移
 （出典：中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」）

(7) 品目別農業産出額

普通寺市における品目別農業産出額については、米は、産出額が年々減少している状況であり、麦はほとんど変化がみられない状況です。また、野菜等については、レタスの産出額が他の品目に比べ多いですが、10年前より減少している状況です。近年、ねぎとトマトなどの軟弱野菜の産出額が増加していますが、みかん、にんにく、たまねぎなどは、10年前と比べると産出額が減少しており、その他の品目はほとんど変化がみられない状況です。

○米・麦

表 2-16 米・麦の産出額の推移（千万円）

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
米	118	107	94	80	78	76	70	71	78	51	58	60
麦	9	11	10	6	12	14	11	12	11	7	6	9

(データ提供：中国四国農政局高松統計・情報センター)

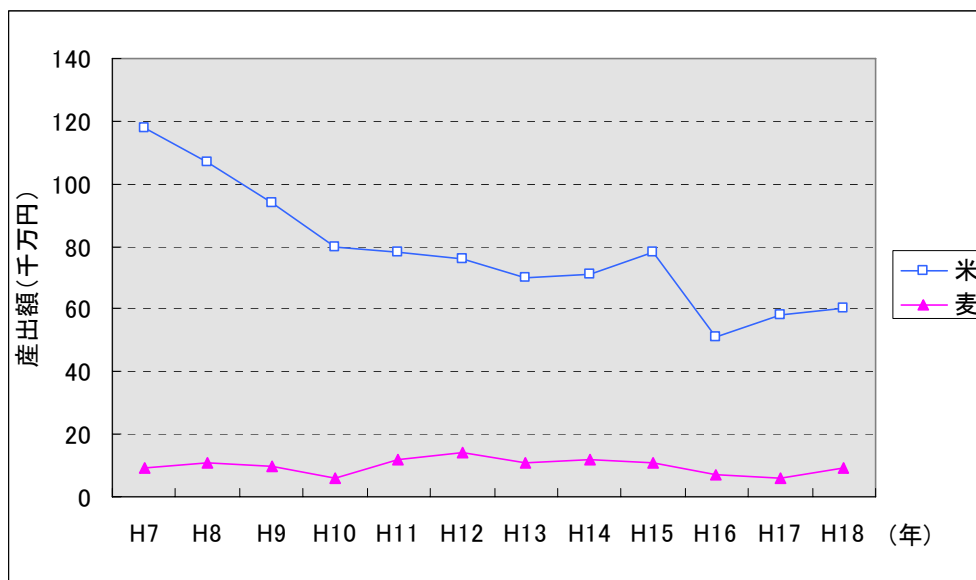


図 2-7 米・麦の産出額の推移

(データ提供：中国四国農政局高松統計・情報センター)

○野菜等

表 2-17 野菜等の産出額の推移（千万円）

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
レタス	48	49	35	50	28	36	30	31	36	32	39	30
ねぎ	3	4	3	7	7	9	6	7	8	11	16	27
みかん	25	24	19	22	12	12	10	10	8	11	12	16
トマト	9	9	8	8	8	9	7	12	13	13	12	12
生乳	11	12	11	12	11	13	12	12	14	13	13	11
にんにく	15	11	9	6	7	6	7	7	10	8	8	8
たまねぎ	13	9	9	15	8	6	6	5	8	7	7	7
キウイフルーツ	5	6	6	7	6	6	6	5	7	5	6	7

（データ提供：中国四国農政局高松統計・情報センター）

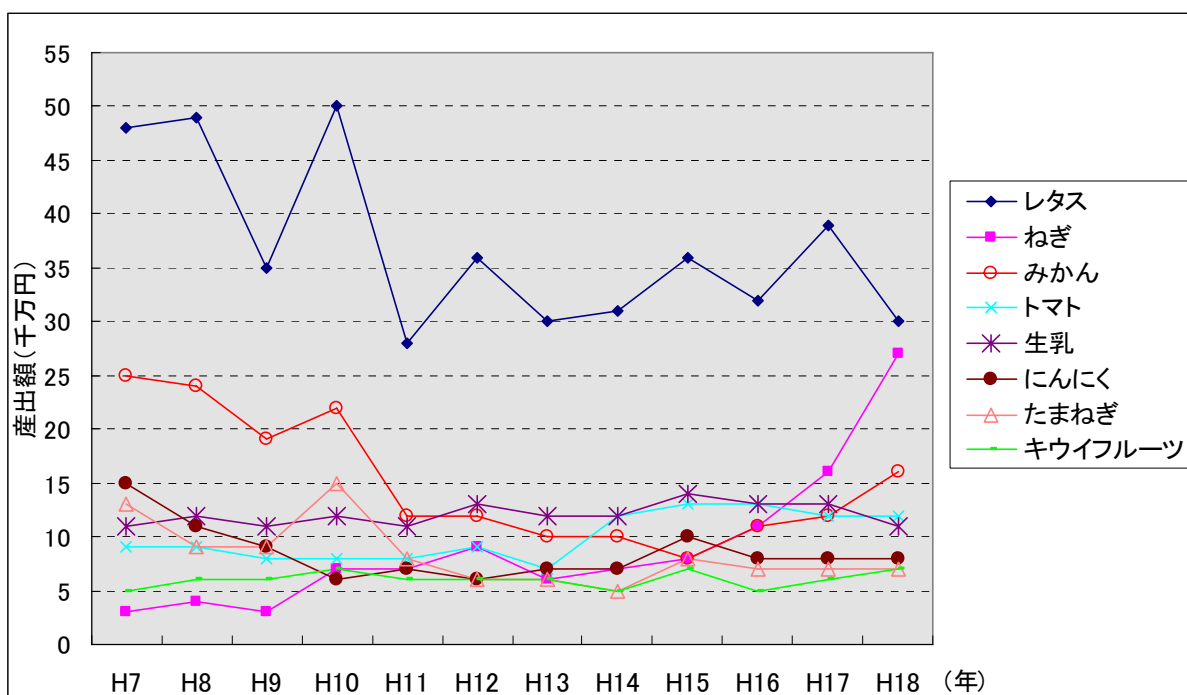


図 2-8 野菜等の産出額の推移

（データ提供：中国四国農政局高松統計・情報センター）

(8) 生産農業所得の推移

普通寺市の生産農業所得は平成7年には155千万円であったのが、平成11年以降は、100千万円を割る状況となっています。

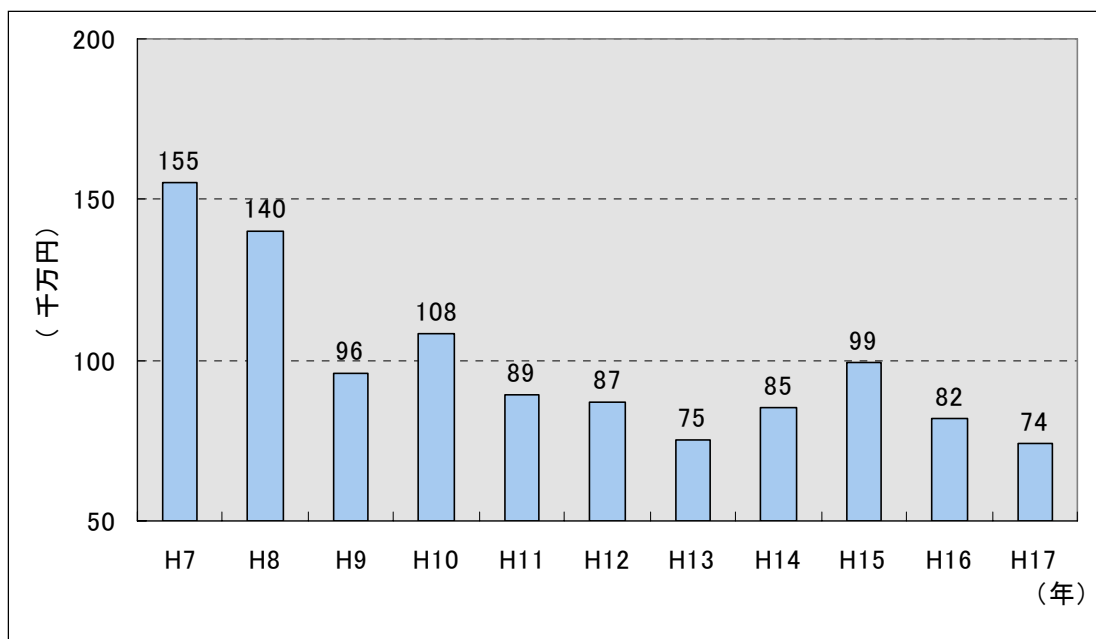


図 2-9 生産農業所得の推移

(出典：中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」)

(9) 農家1戸当たり生産農業所得推移

普通寺市の農家1戸当たり生産農業所得は平成7年には71万円であったのが、平成13年には37万円と減少し、平成9年以降は50万円に届いてない状況です。

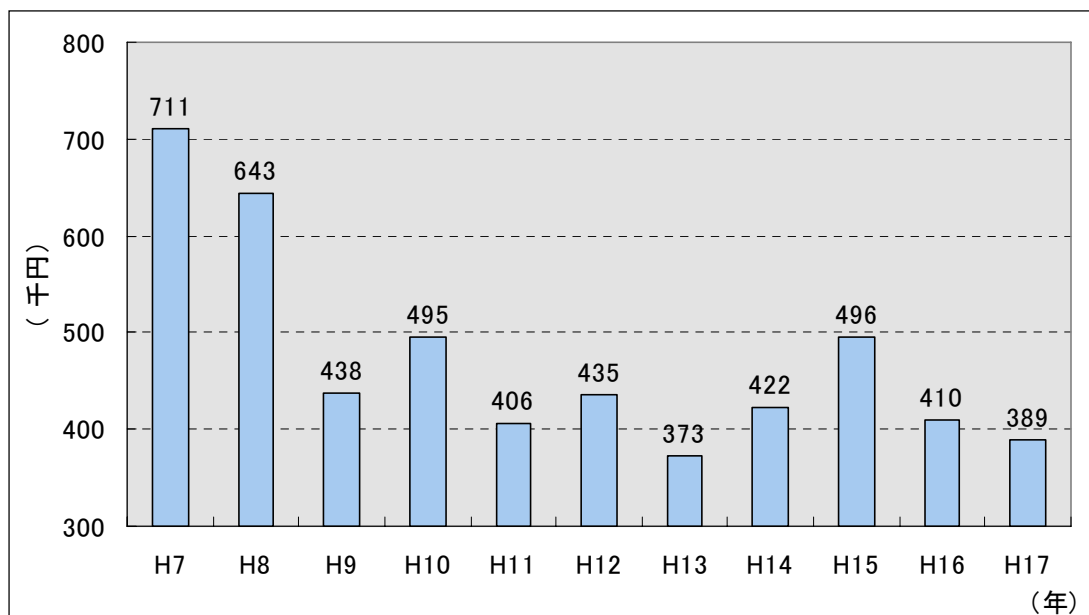


図 2-10 農家1戸当たり生産農業所得の推移

(出典：中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」)

(10) 遊休農地（耕作放棄地を含む）の状況

平成 17 年の農林業センサスによると、耕作放棄地のある農家数は、307 戸で総農家数 1,897 戸の約 16%で、その面積は、121ha です。平成 7 年と比較すると、約 80ha も増加しています。一方、平成 19 年に農業委員会が行った実態調査では、荒らし作りと呼べる農地は 28ha でした。どちらの調査でも、面積が年々増加していることには変わりはなく、抜本的な対策を早期に講じることが必要です。

表 2-18 農家数（総農家）と耕作放棄地面積の推移

	農家数(戸)	面積(ha)
H2	217	53
H7	188	39
H12	406	96
H17	307	121

(出典：農林業センサス)

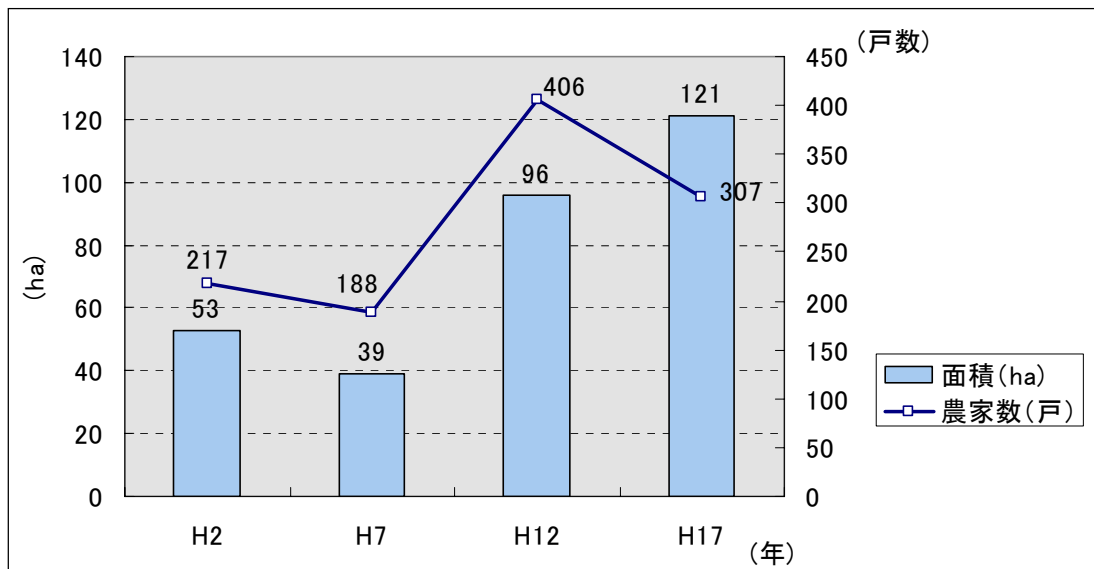


図 2-11 農家数（総農家）と耕作放棄地面積の推移

(出典：農林業センサス)

※農業センサスによると耕作放棄地は、次のように位置づけられています。

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいいます。

表 2-19 農業委員会調査による過去 3 年間の遊休農地の推移

	件数	面積(ha)
H17	-	8
H18	94	15
H19	152	28

(データ提供：農業委員会)

※注：上記の表における面積は、農業委員が目視によって現地を確認し、荒地化していると判断した農地の面積です。

2-3 農業を取り巻く社会情勢

1. 認定農業者・集落営農組織への施策の集中

- ・平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、国の農業施策は、意欲ある担い手に集中化・重点化するとされています。
- ・平成19年度から導入された品目横断的経営安定対策は認定農業者とある一定の要件を満たした集落営農組織を対象としており、今後、農業の担い手となるべき認定農業者などの育成・確保が急務であるといえます。

2. 農業の構造改革の立ち遅れと農政改革

- ・農業の持続的な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、このような農業経営が農業生産の相当な部分を担う農業構造を確立することが必要です。しかしながら、農産物の長期にわたる価格低迷などにより農業の後継者不足や農業意欲の減退を招き、担い手が育たないなど、農業の生産構造の弱体化が進んでいます。今後は意欲ある農業者に支援を集中させ、生産力を強化する農業の構造改革を進めることが急務となっています。

3. 農村の衰退と農業・農村の持つ多面的機能への期待

- ・わが国においては戦後の経済成長の過程で、多くの農村において農業は地域の基幹産業としての地位を失いました。また、都市部に政治経済機能が集中したことから、他産業への就労を求め人口は都市部に集中してきました。その結果、農村部における過疎化や高齢化が進行し、農村社会の衰退の原因となっています。
- ・農業・農村は食料を供給する機能のほか、国土の保全、水源涵養機能、自然環境の保全、美しい田園景観の形成、農村文化の伝承など、多面的機能を有しています。しかし、農村社会の弱体化により、この多面的機能を発揮するために必要な農業生産活動や地域活動を維持することが困難になってきています。
- ・その一方で、近年ゆとりや安らぎ、心の豊かさを重視する価値観の高まりから、農村の有する豊かな自然環境や田園風景、伝統文化と触れ合いながらの生活に対する国民の理解と期待も高まっています。特に団塊の世代が定年退職を迎えようとしている今、ふるさと回帰志向を高揚させ、農村に於ける農業生産活動や地域活動の新たな担い手として活躍できる仕組みを構築していくことが求められています。

4. 多様化・高度化する消費者ニーズ

- ・食生活の変化により、消費者が加工食品や外食への依存度を高める中で、年齢や世帯構成などによっても品質、価格などに関する価値観の違いも見られるなど消費者ニーズの多様化が一層進展しています。
- ・そのため、家庭需要だけでなく加工・業務用需要や外食産業との連携を一層強化するなど多様かつ高度なニーズに応え得る生産体制への転換が求められています。
- ・また、近年は、食の安全・安心に対する消費者の関心は非常に高まっており、消費者の信頼に応え得る生産体制の確立も求められています。

5. 深刻化する食料問題や環境問題

- ・現在の日本の食生活は、輸入農産物によりまかなわれている状況です。日本の食料供給は、平成18年度におけるカロリーベースの食料自給率をみると先進国の中でも最低水準の39%にとどまっています。世界的には人口増加が進む中で、食料確保のための輸出規制などの機運が高まっており、輸入依存による食料供給では将来の食料危機への対応が懸念されます。
- ・また、大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの地球環境の悪化が懸念されるとともに、石油などの化石燃料の枯渇が危惧されています。そのため、農業分野においても、環境保全や資源の有効活用に取り組むなどの環境問題への対応が求められ、本来、農業が有する機能を発揮しながら、環境への負荷を軽減した、資源循環型の農業への取組みをより一層進め、自然と共生を図る農業へ転換していく仕組みを構築する必要があります。

6. グローバル化の進展

- ・我が国の農業の動向は、国際的な経済社会の動きと密接に結びついています。経済社会のグローバル化が進展している中で、農業分野においても一層の規制緩和が進み、低価格の輸入農産物の増加が予想されます。
- ・これらに対応するには、構造改革を通じて経営基盤の強い経営体の育成を早急に進める必要があります。
- ・一方、東南アジア諸国や中国、台湾などからは経済成長による所得水準の上昇を背景に、我が国の高品質な農産物に対する関心も寄せられるようになっていきます。

2-4 善通寺市農業の問題点

1. 後継者や担い手の不足と営農意欲の減退

- ・第2次農業基本計画策定時に実施したアンケート結果によると、善通寺市の生産者は高齢化が進み約7割が60歳以上となっています。現在の生産者は農業を続けていく意思が強いですが、あと10年程度しか続けられないという意見が多く、このままでは10年後には生産者が激減することが予想されます。
- ・後継ぎについては、約6割の方が後継ぎがいる結果となっています。しかし、後継ぎが農業に従事しているのは10%程度であり、農業後継者はほとんどいない状況です。
- ・善通寺市はレタス、たまねぎ、びわやみかんなどの栽培が盛んでしたが、作業が重労働であることと、高齢化から営農意欲が減退している状況です。
- ・また、農作物の価格が低迷しているため、農業収入がほとんど得られない状況が営農意欲の減退や後継者不足に拍車をかけている状況です。

2. 農地の流動化や利用集積、集団営農への遅れ

- ・営農環境の優れた生産性の高い農業を推進するためには、農地の流動化や利用集積が必要です。しかし、小さい田が多いことや自分の農地はできれば手放したくないといった地域特性から、農地の流動化や利用集積、基盤整備も進んでいない状況です。
- ・農業者の高齢化や後継者不足が深刻な状態です。個々での生産作業が多く、農機具の保有は大きな負荷となるため、集団的な営農体制を構築していくことが必要ですが進んでいません。
- ・第2次農業基本計画策定時に実施したアンケート結果によると、認定農業者、農業の法人化についての意識は低く、今後、これらの意識向上が大きな問題であるといえます。

3. 遊休農地（耕作放棄地を含む）の増加と周辺環境の悪化

- ・農業者の高齢化に伴い遊休農地が年々増加していくことが危惧されます。遊休農地が虫食い状に発生すると周辺の農地にまで悪影響を及ぼすことが予想されます。また、中山間の果樹園などは一度遊休農地になると元通りにすることが困難です。しかし、遊休農地は年々増加しています。
- ・カラスやイノシシなどによる鳥獣被害の増加、ジャンボタニシの発生による稲作への悪影響など、環境変化による農業被害が増加しています。
- ・農地転用による住宅化により、虫食い状に農地転用が行われているところでは、住民と農業者とのトラブルなども発生しています。
- ・さらには、沿道農地へのごみのポイ捨てなど、市民モラルの低下により農地環境が悪化しています。

4. 土地基盤整備の遅れおよび老朽化

- ・比較的小さい農地が多い特色があり、形状がよくない田も存在しているにも関わらず、地域性から土地基盤整備（ほ場整備）が進んでいない地域が多く、耕作能力に影響を与えている状況です。また、土地基盤整備の補助要件に満たない小さい耕作地域であるために、コンクリート畦畔を自力で整備している耕作地も存在します。
- ・過去整備された用水路やため池などが老朽化している箇所も存在します。

2-5 善通寺市農業の主要課題

1. 多様な担い手の確保と経営の安定

- ・意欲ある担い手への支援と効率的・安定的な農業経営体の育成
- ・専業農家のみならず兼業農家や生きがいの農業者・援農者など多様な担い手の確保
- ・地域ぐるみでの集落営農組織の育成・確保
- ・販売ルート拡大による生産規模に応じた集荷・販売体制の整備
- ・善通寺市の特色を活かしたブランド農作物の開発支援や特産品のPR

2. 農業振興・ニーズに基づく生産推進

- ・地域に即した作物の生産振興の推進
- ・地域住民の協働による地域づくり活動や集落営農の推進
- ・農業生産・経営などの農業情報を利用した農業生産支援
- ・耕作能力の向上にむけた基盤整備の推進
- ・農業機械銀行の活用や農作業受託などによる農業の効率化
- ・鳥獣被害への抜本的対策
- ・安全で新鮮な農産物の供給（地産地消、環境保全型農業の推進、トレーサビリティ^{※1}の徹底など）

3. 農地保全、農地の流動化・利用集積の拡大

- ・遊休農地の解消
- ・意欲ある担い手が利用しやすい農地の流動化・利用集積の拡大
- ・遊休農地の有効活用やスプロール^{※2}的な農地転用の抑制など、計画的な土地利用の調整
- ・緑豊かな田園景観の保全・整備および環境にやさしい農業の推進

4. 農業とふれあい楽しめる機会の創出

- ・市民農園、観光果樹園などの整備および活用
- ・市民が参加できる農業交流プログラムの推進
- ・市民の農業への意識改革

※1：トレーサビリティ：物品の流通経路を生産段階から最終消費段階まで追跡可能な状態とすること。

※2：スプロール：無秩序に都市が拡大していく現象。

第3章 善通寺市農業の将来像と基本方針

3-1 善通寺市農業の重視すべき視点

第2次善通寺市農業基本計画では、「農地・農家・農業」という3つの項目について、「活かす・支える・育む」といった視点から主要課題を踏まえ、基本目標並びに施策体系を設定いたします。

1. 農地を活かす（視点1）

現在、善通寺市では、高齢化と後継者不足により、遊休農地が増加している傾向にあります。農地は、本来、生産空間、自然環境、田園景観、防災的役割などの多面的機能を持ち合わせており、農地を保全し活用していくことは、耕作能力の維持のみならず、人々の良好な生活環境には必要不可欠なものです。農地を活かすために、農地の多面的機能を適切に保全することが重要であり、また、近年増加しているスプロールの農地転用を制限するなどの土地利用についても検討していく必要があります。

2. 農家を支える（視点2）

現在、生産者米価の低迷や輸入産物による競争激化のため、農業収入の減少が著しく、農業が産業として成り立たない状況にあります。農業を衰退から発展へと大きく変化させていくためには、消費者のニーズに応えた生産、販売を推進するとともに、自己完結型農業ではなく効率的で無理のない農業を推進する必要があります。

さらに現在の社会状況を踏まえると、これからの農業は、「産業型農業」と「生きがい型農業」に大きく分別できます。意欲ある担い手には、農地の利用集積など積極的な施策を推進する必要があります。また、高齢者や女性の継続的農業参画や自然とのふれあいといった生きがいを求める「生きがい型農業者」についても農地保全や地域農業の振興のため就農を推進していく必要があります。

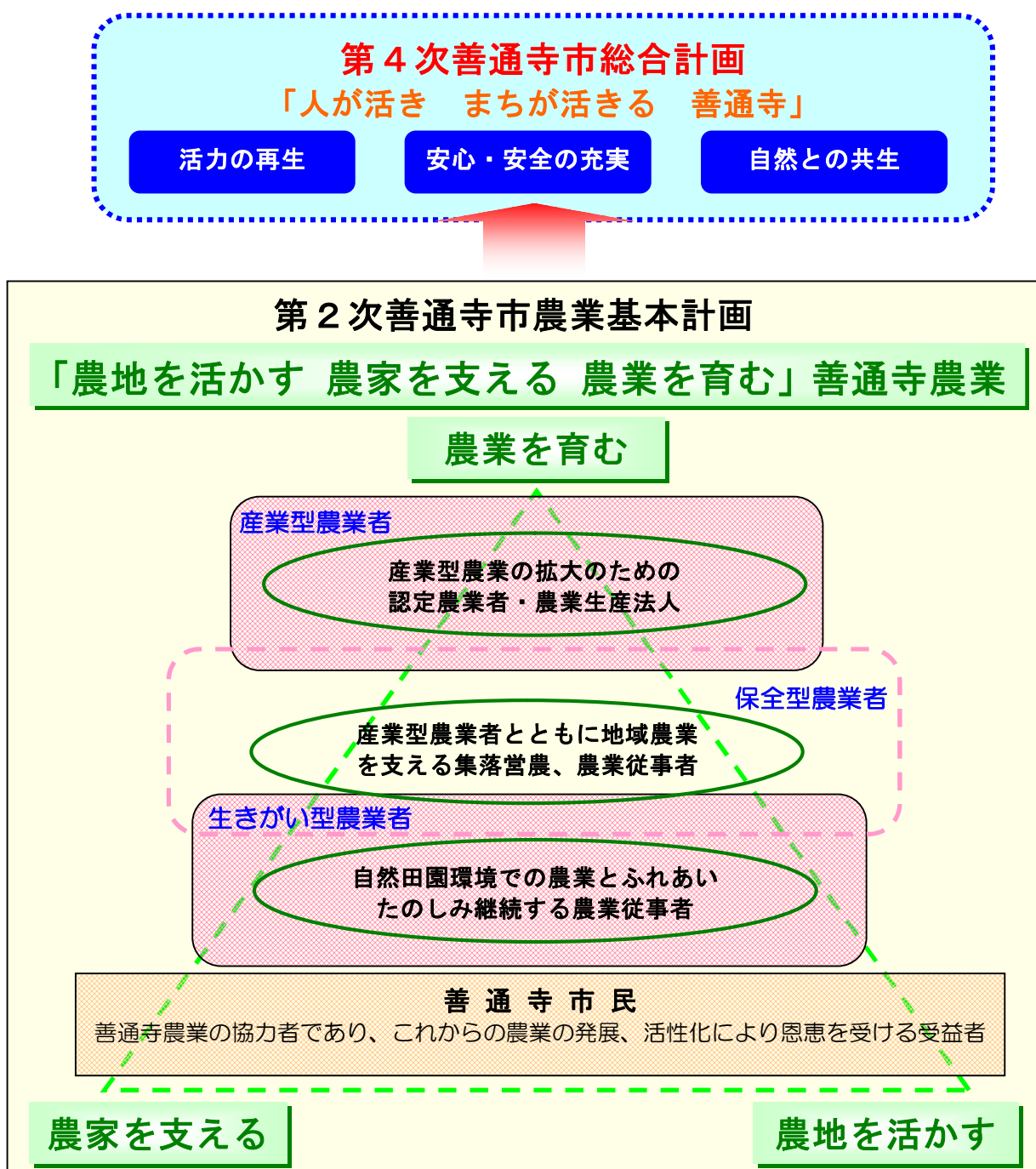
3. 農業を育む（視点3）

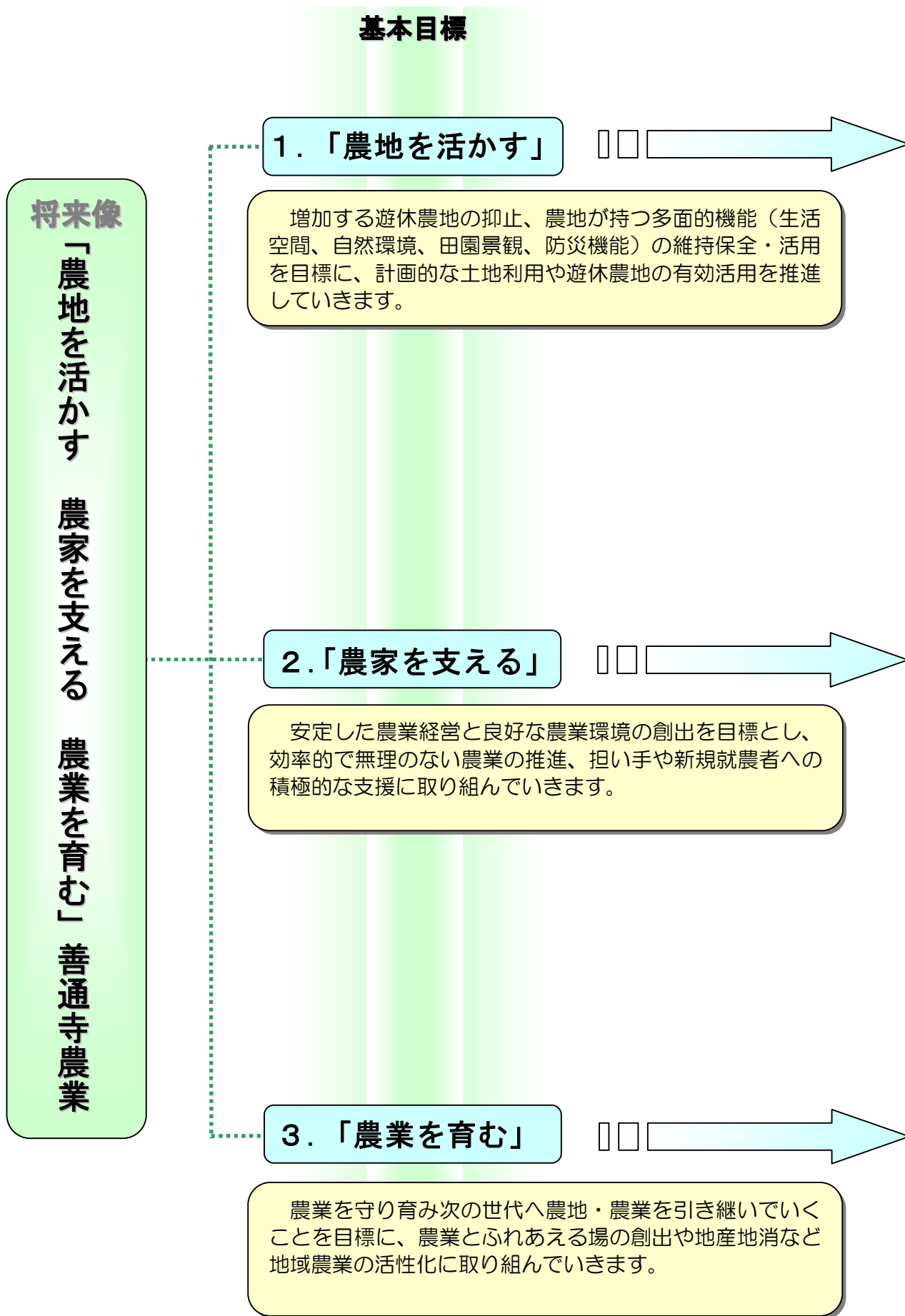
農業を守り育てていくためには、まずは市民が農業・農村の多面的機能を理解することが必要であり、住民一人ひとりが「農」を支えていくという考え方が必要です。また、安全に関する消費者ニーズの高まりや、新鮮さやおいしさを求める気運の高まりなどに対して、今後、地産地消の推進や善通寺ブランドなどの育成、さらには環境にやさしい農業の推進が求められています。このため、生産者と消費者（住民）との相互理解を深めることが、農業振興および農業環境の向上には欠かせない重要な要素となっています。

3-2 善通寺市農業の将来像

善通寺市総合計画において、『人が生き まちが活きる 善通寺』を将来の都市像として掲げています。農業政策として、『魅力ある農林業の確立』を目指しています。

第2次善通寺市農業基本計画は、善通寺市総合計画や社会情勢の変化、国の農業施策に基づき、実現可能でかつ善通寺市の農業発展へとつながる計画を作成することを基本としたビジョンづくりを行います。





基本施策

単位施策

「農地を活かす」

1-1：農地の保全
(生産基盤の確保)

●(1) 優良農地の確保と計画的な土地利用の推進

1-2：遊休農地の有効活用

●(2) 農業基盤、農業用施設整備と改良

●(3) 農業水利施設の維持管理と整備

(1) 全農地の現況把握と継続的管理システムの構築

(2) 遊休農地の解消と有効利用

●(3) 市民農園の活用

1-3：多面的機能の保全・活用

(1) 自然環境、田園景観などの保全・活用

「農家を支える」

2-1：意欲ある農業者の確保・育成

●(1) 認定農業者の確保・育成

●(2) 担い手への農地の加速的利用集積

●(3) 農業生産法人、農業法人設立推進および育成

●(4) 集落営農組織の育成

(5) 新規就農者の相談窓口や受け入れ体制の充実

(6) 農業制度、施策などの周知と説明の実施

2-2：生きがい型農業の推進

●(1) 高齢者や女性が継続できる農業・農村活動への支援

(2) 団塊の世代や定年退職後の就農機会増加の推進

2-3：効率よい無理のない農業の推進

(1) 農業関連団体との連携による農作業受委託組織の育成

2-4：安定的な農業経営を支える経営能力と組織の育成

(1) 家族経営協定締結の推進

(2) 農業関連団体との連携による経営研修の拡充等経営感覚の育成

2-5：農業を支える新たな生産・流通技術の開発

(1) 近畿中国四国農業研究センターとの交流

(2) 効率化・省力化、新技術の導入など、低コスト農業の推進

2-6：農業者のネットワーク構築

(1) 地域の農業者同士のネットワークの形成支援

2-7：鳥獣被害の軽減

●(1) 鳥獣被害(カラス・イノシシ)対策の取り組み強化

(2) 有害昆虫・貝などの除去対策情報の提供

「農業を育む」

3-1：地産地消の推進

(1) 産直市の充実

(2) 学校給食、その他公共公益施設での地産地消の推進

3-2：環境にやさしい農業の推進

(1) エコファーマーの育成・支援

(2) 食の安全、安心対策の推進

3-3：市民が農業とふれあい楽しめる場の提供

●(1) 市民農園、観光果樹園の開設推進および菜園付き住宅構想の策定

3-4：善通寺ブランドの育成

●(1) 善通寺特産品PRの推進

3-5：農業の振興

●(1) 農業の振興

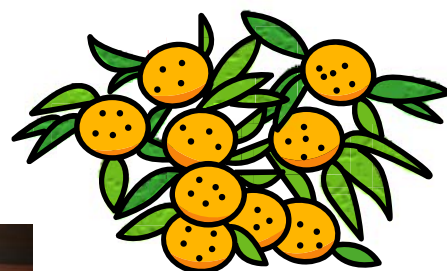
(2) 畜産の振興

●：重点施策

今回の計画では、現在既に予算化できているもの、または向こう5年以内に事業化が見込めるものを重点施策としています。

3-3 地区別農業の基本方針

第2次善通寺市農業基本計画では、策定時に意見交換会を7地区において実施し、地域別の農業の特徴や問題点、さらには地域別の方針について意見交換を行い、地域別の基本方針を策定しました。今後は、基本方針に従い各地区ごとに施策を推進するとともに、生産者の方の積極的な取り組みを後押ししていきます。



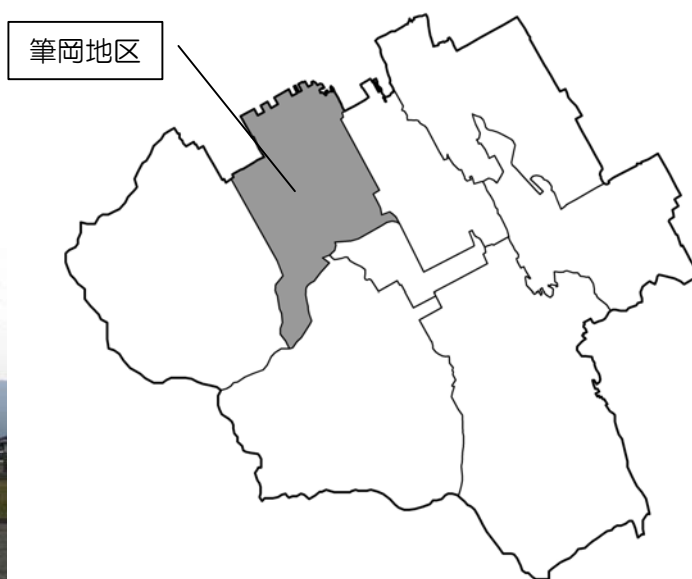
第3章 普通寺市農業の将来像と基本方針



1. 筆岡地区

筆岡地区は本市の北部に位置し、中央部を弘田川が南北に流れています。本地区は本市に於けるレタス栽培発祥の地で、レタス作りに土地風土が適していたことから盛んに行われるようになりました。しかし、現在では、栽培面積も高齢化などにより減少傾向にあるため、定植機や自動包装機などの導入により作業の省力化が図られています。

また、本地区はキクや四角スイカの栽培の中心地区でもあります。特に四角スイカについては、国内はもとより海外からの引き合いもあるなど本市の特産品として定着しています。



地区の農業環境について		
町名	中村町、弘田町	
経営耕地面積※	174 ha	
販売農家数※	237 戸	専業農家：46 戸 第1種兼業農家：14 戸 第2種兼業農家：177 戸
認定農業者	個人：7人、法人：0法人	
特定農業団体加入戸数	126 戸	
主な作物	米、麦、レタス、キク	
主な農業施設	真空予冷庫	J A 筆岡支店
主な農業生産基盤整備		
主な農用地保全整備	ため池整備	瓢箪池 (H15) 瓢箪池 (H16)、瓢箪池 2号(H16)
主な環境整備	水辺環境整備	蛭子湧 (出水) (H 18) 瓢箪池 (H15)

※ 資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

- アンケート結果より
 - ・担い手の高齢化
 - ・後継者不足
 - ・野菜（レタス）栽培が盛んである
 - ・担い手確保や集落営農への意識が高い
 - ・農地の利用集積に関する意識が高い
- 意見交換会より
 - ・米・麦から野菜への転換が必要
 - ・遊休農地などの有効活用
 - ・作業請負者の育成

(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 野菜（露地栽培）への転換
- 農地の流動化と利用集積
- ほ場整備の推進検討

(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

米・麦から野菜（露地栽培）への転換を推奨します。レタスについては畝立機や移植機などの導入を図り、さらなる作業の省力化を図ります。キクについては露地栽培が主体ですが、今後は、高品質、高能率生産を目指した施設栽培の振興も図っていきます。

生産基盤整備として、ほ場整備についても積極的に取り組んでいきます。



2. 上郷地区

上郷地区は本市の南西部に位置した緩やかな丘陵地帯です。昭和59年頃からほ場整備が盛んに行われ、地域の水田の約3分の2が完了しています。そのため、農業機械の大型化が比較的進んだ地域でもあります。農作物は水田地帯では米、麦、ニンニク、たまねぎ、山間部ではみかん、キウイフルーツなどの栽培が盛んな地域です。また、近年ではレタス、ネギ、採種たまねぎなどの栽培も盛んに行われるようになってきました。



地区の農業環境について		
町名	善通寺町	
経営耕地面積※	125ha	
販売農家数※	148戸	専業農家：38戸 第1種兼業農家：17戸 第2種兼業農家：93戸
認定農業者	個人：7人、法人：0法人	
特定農業団体加入戸数	73戸	
主な作物	米、麦、みかん、採種たまねぎ、キウイフルーツ、ニンニク	
主な農業施設	果樹共同栽培管理施設	上郷地区
主な農業生産基盤整備	県営畑地帯総合土地改良事業 ほ場整備	灌漑、防除共同利用施設 上郷西部地区(23.2ha)、北原地区(18.0ha)、池下地区(7.6ha)
主な農用地保全整備	ため池整備	古池(H14)、西谷池(H14)、東谷下池(H15)、菖蒲池(H16)、恵池(H17)、下川池(H18)、東砂池(H18)
主な環境整備	水辺環境整備事業	善通寺大池(H18)

※資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

○アンケート結果より

- ・担い手の高齢化
- ・後継者不足
- ・果樹（みかん）栽培が盛んである
- ・産直市への参加が他の地区にくらべ多い
- ・集落営農への意識が高い
- ・農地の利用集積に関する意識が高い
- ・土地基盤整備の促進



○意見交換会より

- ・遊休農地の有効活用による大規模な農業の推進
- ・一部農業用水環境が悪い地域がある
- ・みかん栽培施設などの老朽化
- ・野菜（露地栽培）への転換

(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 地産地消の推進
- 農地の流動化と利用集積
- 基盤整備の推進検討
- 農業用水施設環境の整備
- 野菜（露地栽培）への転換
- 鳥獣被害対策



(3) 今後の方向性

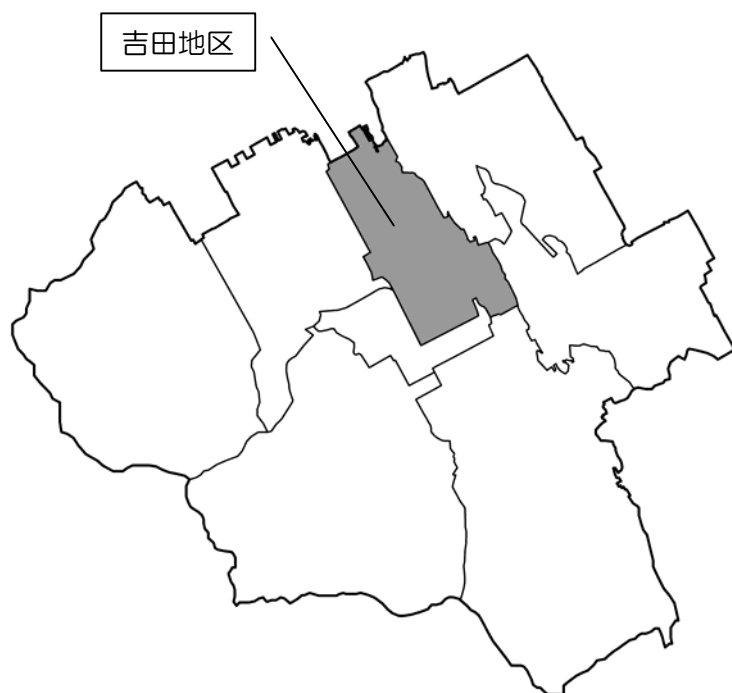
担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

米・麦作については、大型機械の共同作業化を一層推進します。また、野菜栽培についてはニンニク、たまねぎを中心としつつも今後は、レタス、ネギ、ブロッコリー、アスパラガスなども推奨していきます。また、果樹については優良品種（温州みかん（高糖度系）の天津4号や青島、中晩柑の不知火やせとか）への転換を推進すると共に園内改良なども進めていきます。また、近年、山間部においてイノシシなどの鳥獣被害の発生が多く見られるため、抜本的対策を地元との協議の上で講じていきます。さらに、老朽化した土地改良施設の改修やほ場整備への取り組みについても推進していきます。

3. 吉田地区

吉田地区は本市の北部に位置し、市街地に近い平坦な地区です。地区内を四国横断自動車道の開通により集团的農用地が北部と南部に分断されましたが、横断道関連土地改良事業によって一部の農地では農道、用排水路の整備も実施されています。

かつては米・麦やレタス、ニンニクなどの栽培が盛んに行われていましたが、市街地に近いこともあって農地の宅地転用が盛んに行われ、現在では減少傾向にあります。



地区の農業環境について		
町名	上吉田町、下吉田町、稲木町	
経営耕地面積※	78 ha	
販売農家数※	134 戸	専業農家：36 戸 第1種兼業農家：4 戸 第2種兼業農家：94 戸
認定農業者	個人：2 人（市外1 人含む）、法人：0 法人	
特定農業団体加入戸数	120 戸	
主な作物	米、麦、レタス、ニンニク	
主な農業施設	残渣処理装置、予冷庫	J A 善通寺支店
主な農業生産基盤整備		
主な農用地保全整備	ため池改修	三八池（H18）
主な環境整備	水辺環境整備事業	榎之木湧（出水）（H19、20）

※ 資料：『2005 年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

○アンケート結果より

- ・担い手の高齢化
- ・後継者不足
- ・経営耕地面積が小さい
- ・集落営農への意識が高い
- ・農地の利用集積に関する意識が高い
- ・品種改良・技術開発の推進への要望が高い
- ・土地基盤整備の促進



○意見交換会より

- ・生産コスト改善やブランド、特産品の検討が必要
- ・農業の法人化
- ・宅地化に伴う農地転用が多い
- ・農業基盤整備が進んでいない

(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 農地の保全（スプロール化の防止）
- 地産地消の推進
- 集落営農の推進
- 農地の流動化と利用集積
- 基盤整備の推進検討
- 新たな生産・流通技術の開発推進



(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

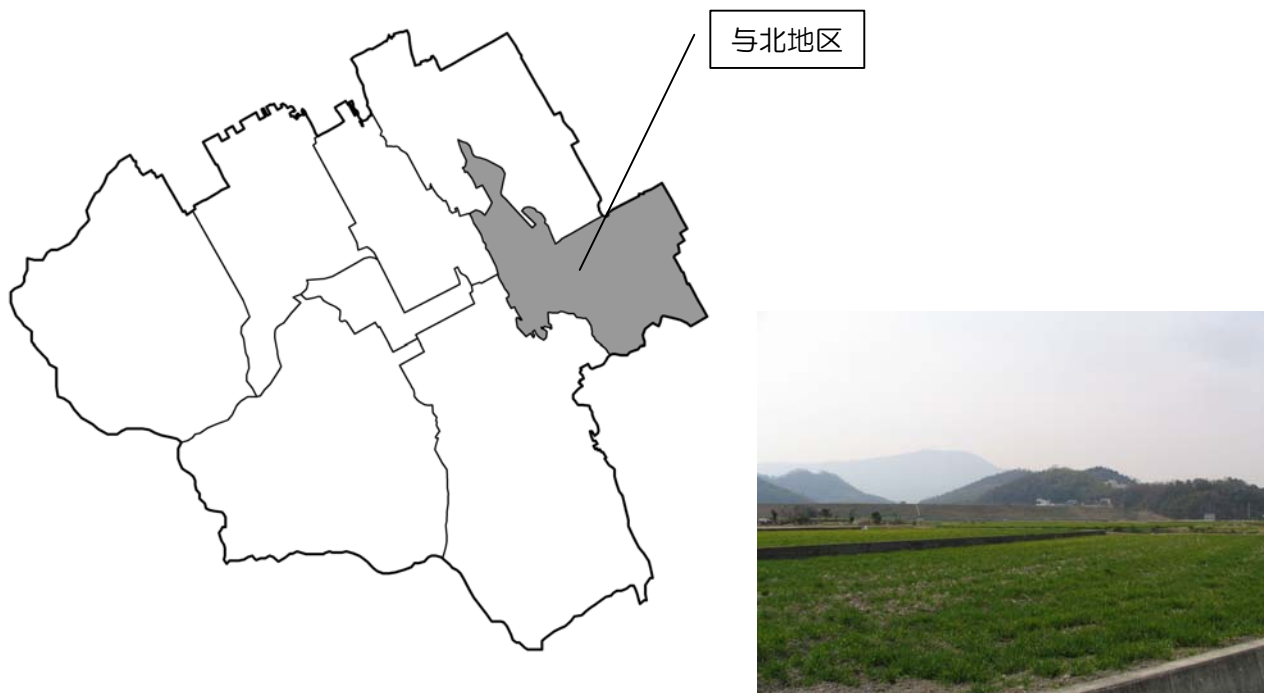
また、新たな特産品の検討や地産地消を推進するため、安全で安心な農産物の供給に努めます。

都市化に伴う無秩序な開発を抑止し、利用しやすい農用地として基盤整備を推進するとともに、市民農園として遊休農地の有効利用を図ります。

4. 与北地区

与北地区は本市の東部に位置し、満濃池水系および買田池の恩恵を受け、水利的にも恵まれた農業の盛んな地域です。

農作物は米・麦の他、たまねぎ、ニンニクの栽培が盛んに行われていましたが、近年では麦、たまねぎ、ニンニクは減少し、レタスを中心にネギ、小松菜、ほうれん草などの軟弱系の野菜栽培が盛んに行われるようになってきました。



地区の農業環境について		
町名	与北町	
経営耕地面積※	148 ha	
販売農家数※	178 戸	専業農家：35 戸 第1種兼業農家：14 戸 第2種兼業農家：129 戸
認定農業者	個人：7人、法人：2 法人	
特定農業団体加入戸数	161 戸	
主な作物	米、麦、たまねぎ、ネギ、ニンニク、レタス	
主な農業施設		
主な農業生産基盤整備	河川応急	転倒堰 一式
主な農用地保全整備	ため池整備	谷内池 (H14) 谷内上池 (H18)
主な環境整備	水辺環境整備	谷内池 (H14)、中出水 (H17)

※資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

- アンケート結果より
 - ・担い手の高齢化
 - ・後継者不足
 - ・農業の法人化について意識が高い
 - ・担い手確保や集落営農への意識が高い
 - ・農地の利用集積に関する意識が高い
 - ・土地基盤整備の促進
- 意見交換会より
 - ・作物毎の集団化が必要
 - ・農産物の加工出荷
 - ・イノシシ、ジャンボタニシ被害が多い
 - ・少人数で大規模に農業を実施できる地域である



(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 農業法人の育成
- 地産地消の推進
- 農地の流動化と利用集積
- 基盤整備の推進検討
- 農業用水施設環境の整備
- 農村環境・田園景観の保全
- 鳥獣被害対策



(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

野菜栽培について今後は、レタス、ネギを中心としつつも比較的栽培しやすいブロッコリー、アスパラガスなども推奨していきます。

また、老朽化した土地改良施設の改修やほ場整備への取り組みも推進していきます。

近年、山間部においてイノシシなどの鳥獣被害の発生も見られるようになったので対策について検討していきます。

5. 麻野地区

麻野地区は本市の南東部に位置し、平坦地では古くから米・ニンニク・たまねぎ・レタスなどが盛んに栽培されていましたが、近年はたまねぎ、ニンニクなどの栽培は減少傾向にあり、代ってレタス、ネギ、小松菜などの軟弱系の野菜栽培が盛んになってきています。

また、山間部では畑地帯灌漑施設が整備されているため、みかん、キウイフルーツなどの果樹類が盛んに栽培されています。



地区の農業環境について		
町名	櫛梨町、生野町、大麻町、生野本町	
経営耕地面積※	143 ha	
販売農家数※	209 戸	専業農家：39 戸 第1種兼業農家：24 戸 第2種兼業農家：146 戸
認定農業者	個人：5 人、法人：1 法人	
特定農業団体加入戸数	141 戸	
主な作物	米・麦、たまねぎ、ニンニク、レタス、ネギ	
主な農業施設	予冷库	JA 麻野支店
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	櫛梨地区(5.7ha)、栗野地区(3.1ha)、下川原地区(4.7ha)、下新田地区(3.1ha)
主な農用地保全整備	ため池整備	栗野池(H15)、熊ヶ池(H16) 総壇池(H16)
主な環境整備	水辺環境整備事業	地蔵池(H16) 老岐の湧(出水)(H14)

※資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

- アンケート結果より
 - ・担い手の高齢化
 - ・後継者不足
 - ・担い手確保や集落営農への意識が高い
 - ・農地の利用集積に関する意識が高い
 - ・土地基盤整備の促進
- 意見交換会より
 - ・耕作地の遊休化に対する対策
 - ・農業基盤整備が進んでいない

(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 集落営農の推進
- 農地の流動化と利用集積
- 基盤整備の推進検討
- 鳥獣被害対策



(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

米・麦作については大型機械の共同作業化への転換を図り、ニンニクやたまねぎについては機械の導入による省力化に努め、またネギの共同出荷施設の整備に伴い、ネギの産地化を図ります。

また、果樹については、優良品種（温州みかん（高糖系）の天津4号や青島、中晩柑の不知火やせとか）への転換および園内改良を推進します。

生産基盤整備として、ほ場整備についても積極的に取り組んでいきます。また、鳥獣被害が多い地域であるため、抜本的対策を検討していきます。



6. 龍川地区

龍川地区は本市の北東部に位置し、四国横断自動車道の善通寺 IC や国道バイパスを抱え、環境が大きく変化している地区です。農業面では従来から積極的に土地改良事業に取り組んでおり、本地区を潤すため池（道池、宮池）の整備や農道、用排水路の整備も行われており、市内でも比較的農業環境の整った地区といえます。

農作物は、米・麦のほかミニトマト、アスパラガス、ブロッコリーなどの栽培が盛んで、特にミニトマトとアスパラガスなどの施設野菜栽培は市内で最も進んでいます。



地区の農業環境について		
町名	金蔵寺町、原田町、木徳町	
経営耕地面積※	179 ha	
販売農家数※	221 戸	専業農家：37 戸 第1種兼業農家：27 戸 第2種兼業農家：157 戸
認定農業者	個人：3 人、法人：1 法人	
特定農業団体加入戸数	196 戸	
主な作物	米・麦、ミニトマト、アスパラガス、ブロッコリー	
主な農業施設	良質麦生産栽培管理機械 施設園芸栽培管理施設 転作物加工処理施設 予冷庫	宮営農集団（トラクター、刈払機他 8ha） 龍川地区 養液栽培施設他 0.5ha 龍川地区 養液供給装置他 0.5ha JA龍川支店 JA龍川支店
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	五条地区(2.7ha)
主な農用地保全整備	国営農地防災	宮池（H18） 道池（H18）
主な環境整備	水辺環境整備	宮池（H19）、道池（H19）

※資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

- アンケート結果より
 - ・担い手の高齢化
 - ・後継者不足
 - ・担い手確保や集落営農への意識が高い
 - ・農地の利用集積に関する意識が高い
 - ・土地基盤整備の促進
- 意見交換会より
 - ・適切な規模での農業が望ましい
 - ・作業請負者の育成、技術継承



(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 集落営農の推進
- 農地の流動化促進と利用集積
- 基盤整備の推進検討



(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

米・麦を基幹にミニトマト、アスパラガスなどの施設園芸のほか、ブロッコリーなど露地野菜の生産団地として振興を図ります。

米・麦作については大型トラクター、コンバインなどの導入により、作業の省力化を図ります。

また、今後は市街化が進むことが予想されるため、良好な営農環境の保全を図っていきます。ほ場整備が進んでいない地域についても生産基盤整備を積極的に検討していきます。



7. 吉原地区

吉原地区は本市の北西部に位置しており、北は天霧山、南は火上山、我拝師山に囲まれた丘陵地です。

傾斜地では樹園地が広がっており、みかん、びわ、キウイフルーツが栽培されています。平地部では米・麦の他、たまねぎ、レタスなどが栽培されています。



地区の農業環境について		
町名	吉原町、碑殿町	
経営耕地面積※	170 ha	
販売農家数※	193 戸	専業農家：26 戸 第1種兼業農家：13 戸 第2種兼業農家：154 戸
認定農業者	個人：4 人、法人：3 法人	
特定農業団体加入戸数	106 戸	
主な作物	米・麦、たまねぎ、レタス、みかん、びわ、キウイフルーツ	
主な農業施設	果樹共同栽培管理施設	吉原地区
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	西碑殿地区(3.7ha)、矢ノ塚地区(4.7ha)、三井之江地区(4.9ha)、曼荼羅寺地区(2.4ha)、曼荼羅寺2団地地区(3.0ha)、曼荼羅寺2団地2地区(5.4ha)、曼荼羅寺2団地3地区(2.3ha)
主な農用地保全整備	ため池整備	大塚池(H14、H15)、吉原大池(H17) 花籠池(H18) 出釈迦上池(H18、H19) 上池(H18)、上川池(H19)
主な環境整備	水辺環境整備	吉原大池(H19、H20 予定) 大塚池(H16)

※ 資料：『2005年農林業センサス』

(1) 地域の現状と課題

○アンケート結果より

- ・担い手の高齢化
- ・後継者不足
- ・果樹（びわ、みかん、キウイフルーツ）栽培が盛んである
- ・産直市への参加が他の地区にくらべ多い
- ・集落営農への意識が高い
- ・農地の利用集積に関する意識が高い
- ・土地基盤整備の促進



○意見交換会より

- ・果樹園の遊休農地化が進んでいるため対策が必要
- ・特産品であるびわに加えキウイフルーツの栽培推進
- ・花き類（キク、サカキ）などの推進
- ・イノシシとカラス被害への対策

(2) 基本的な取り組み

- 担い手の確保・育成
- 集落営農の推進
- 地産地消の推進
- 基盤整備の推進検討
- 鳥獣被害対策



(3) 今後の方向性

担い手の確保のため、認定農業者や集落営農組織の育成を図り、農業生産法人の育成を推進します。また、遊休農地の適切な管理や農地の利用集積を推進します。

米・麦作については大型機械の共同作業化への転換を図り、アスパラガス、レタスについては機械の導入による省力化を図ります。また、果樹については、優良品種（温州みかん（高糖系）の大津4号や青島、中晩柑の不知火やせとか）への転換および園内改良を推進します。

また、香川県の高品質特産品（Kブランド）である香緑や香川県オリジナル品種であるさぬきゴールドといった地域特産品であるキウイフルーツの栽培を今後も推進していきます。

生産基盤整備として、ほ場整備についても積極的に取り組んでいきます。また、鳥獣被害が多い地域であるため、抜本的対策を検討していきます。

第4章 将来像実現のための施策と展開

4-1 将来像実現のための施策

第2次善通寺市農業基本計画では、将来像を実現するために、基本目標を「農地を活かす」「農家を支える」「農業を育む」という3つの目標とし、目標に対する基本施策、基本施策に対応する単位施策を設定しました。

1. 「農地を活かす」

1-1：農地の保全（生産基盤の確保）

（1）優良農地の確保と計画的な土地利用の推進（※重点施策）

優良な農地を将来にわたって安定的に確保することは、農業を継続させる上で必要不可欠なことです。そこで、平成14年に策定した農地の利用に関する農業振興地域整備計画を早期に見直し、実情に即した計画的な土地利用施策を推進すると共に、農業委員による定期的なパトロールによって優良農地の無断転用を食い止め、優良農地の確保に努めていきます。また、農地の利用促進を進める上で土壌改善を図ることも重要な要素です。そこで、農家の土壌診断に対する意識の高揚を進め、土壌診断実施農家の増加に取り組みます。

（2）農業基盤、農業用施設整備と改良（※重点施策）

農業基盤、農業用施設の整備と改良を推進することにより、生産性の高い耕作地を確保・創出することができます。また、それによって農業の効率化・省力化が進み、土地利用率が向上し農地の遊休化を防ぐ効果も期待できます。そのため、今後は土地改良区の理解と協力を得て、本事業に取り組んでいただけるよう努力していきます。

（3）農業水利施設の維持管理と整備（※重点施策）

農業を安定的に継続させるためには、農業用水の確保が必要不可欠です。そのため、まず整備計画をたて、市内のため池・出水を優先順位の高いものから整備をしていきます。また、用排水路についても5年間にわたり年間12箇所の改修を、畑かんについては年間5箇所の改修を行います。

1-2：遊休農地の有効活用

（1）全農地の現況把握と継続的管理システムの構築

遊休農地の解消及び有効活用のためには、正確な農地情報の把握が欠かせません。現在、農業委員により月1回行われている地区内のパトロールを継続して行うことにより、できるだけ正確な遊休農地の把握に努めます。また、遊休農地の管理施策として（仮称）農地保全条例の制定、及び農業委員会の指導の

強化を図ります。

(2) 遊休農地の解消と有効利用

近年、農業離れが進み、遊休農地対策は非常に重要な課題となりつつあります。こうした問題の対策として、農地管理公社の存在を広く周知し、公社による耕起作業や荒廃草処理作業の実施や担い手への斡旋を行い、遊休農地の解消と有効利用施策を積極的に推進します。

(3) 市民農園の活用（※重点施策）

遊休農地の解消策として多様な農地の利用方法を検討することが重要です。なかでも従来から行われていた市民農園は農地の保有と利用希望者のミスマッチを埋め、かつ少ない労力で農地を耕作し続けることのできる効果的な取り組みと言えます。平成20年度からは開設に要する経費の一部を助成し、農地の所有者による開設を促進させます。そうすることによって、遊休農地の有効利用が図られると共に、一般市民の農業に対する理解の向上にも役立つものと考えます。

1-3：多面的機能の保全・活用

(1) 自然環境、田園景観などの保全・活用

農村にある農地、山林、ため池、出水、河川等の自然は、気候緩和、水源涵養、洪水防止、土壌浸食防止などといった多面的な機能を有しています。こうした自然は人類の貴重な財産であり、将来にわたって健全な形で残し、美しい田園景観を保っていく必要があります。そのため、今後も農村振興総合整備事業等を活用してため池、出水などの水辺環境整備等を実施していきます。



2. 「農家を支える」

2-1：意欲ある農業者の確保・育成

(1) 認定農業者の確保・育成（※重点施策）

農業就業者の高齢化が伸展し、農村地域の活力が低下する中で地域の中心的役割を担う新たな意欲ある農業者の育成・確保は喫緊の課題です。そこで、新たに就農しようとする方や地域の担い手になろうとする方に対して、各種制度での支援や経営改善計画等の各種相談等も行い、新たな認定農業者の確保・育成に努めます。

(2) 担い手への農地の加速的利用集積（※重点施策）

担い手への農地の利用集積は、農地の高度利用と地域の活性化を推進する上で欠くことのできないものです。

また、土地利用型の担い手にとっても規模拡大を進め、経営改善を図る上で必要不可欠なことです。そこで、認定農業者農地集積支援事業を継続的に実施することにより担い手の経営安定を図ると共に、利用権の設定や所有権移転を一層推進します。

(3) 農業生産法人、農業法人設立推進および育成（※重点施策）

経営の法人化は、社会的信用力も向上し資金調達が容易になると同時に、家計と農業収支の分離を行うことになり、経営内容の正確な把握が可能となります。また、課税軽減など多くのメリットもあります。厳しさを増す農業環境の中においては、経営の基盤を強化することが必要不可欠です。そのため、意欲のある農業者の法人化を積極的に支援していきます。

(4) 集落営農組織の育成（※重点施策）

現在設立されている集落営農組織（特定農業団体）については、制度上平成23年度までに農業法人に移行することが義務付けられています。そのため、特定農業団体の役員会の定期的な開催や研修会等を開催し、各地域の特性を活かした円滑な法人化ができるよう指導・支援を実施していきます。

(5) 新規就農者の相談窓口や受け入れ体制の充実

農業就業者年齢の高齢化や就業者人口の減少が一段と進む中で、新たに就農しようとする者を確保し育成することは重要です。現在、本市においてはJA香川県仲多度地区本部と野菜栽培を中心とする農業生産法人が主体的に取り組んでいるところです。しかし、これからは土地利用型の就農者だけでなく、農業各分野での就農者を確保し、育成していくことが重要です。そこで、今後は市としても積極的にJAの取り組みに関わっていくと同時に、関係機関並び

に農業者の協力を得て新たな新規就農者の確保・育成体制の整備に取り組み、新規就農者の相談窓口・受け入れ態勢の充実に努めます。

(6) 農業制度、施策などの周知と説明の実施

農業に関する国、県、市等の制度や施策の周知については、従来、生産組合長会や農業委員会等を通じて行われるのが主でありました。しかし、近年多くの農家の方々がインターネット等の情報通信手段を持つようになったため、市のホームページを積極的に活用することも必要だと考えます。今後は、市のホームページに国、県、市の重要な施策を掲載すると共に、各種会合においても積極的な周知に努めていきます。

2-2：生きがい型農業の推進

(1) 高齢者や女性が継続できる農業・農村活動への支援（※重点施策）

若者の就農者が減少し、超高齢化社会を迎えた農業分野においては、高齢者や女性をいかにその活動の中に取り込むかが、農業・農村活動を長期的かつ、安定的に維持していく上で重要な要素となります。そのため、これからは高齢者や女性と意欲ある担い手の役割を明確にし、お互いを尊敬しあい協力できる関係を構築していく必要があります。そこで、今後はこうした方たちが農業に親しみ、農村活動に積極的に参画できるような環境づくりを支援していきます。

特に、現在設立されている特定農業団体のリーダーの人たちには、法人化に向けての議論を進める中で高齢者の方や女性の意見を取り入れることを求めるとともに、経営ビジョンの中にそれぞれの役割を明確に示すよう指導し、そのような方たちが参画しやすい環境づくりに努めます。

また、高齢者や女性の中でより高度の農業知識を求めようとする人たちに対しては、農地管理公社が開催している「ゆめ楽農支援塾」へ参加を呼びかけていきます。



(2) 団塊の世代や定年退職後の就農機会増加の推進

平成7年、新しく農業を始めた人は全国で10万2000人であり、そのうち60才以上の人は5万9800人と約6割が定年退職者の就農で占められています。その数は年々増加しており、『定年帰農現象』と呼ばれています。そのため、「ゆめ楽農支援塾」を出来る限り継続的に開催し、定年帰農を希望する方たちに農業のノウハウを提供し、就農がスムーズにできるように支援していきます。

2-3：効率よい無理のない農業の推進

(1) 農業関連団体との連携による農作業受委託組織の育成

農業就業者の高齢化や減少が進む中で、農業を継続させていくためには繁忙期に於ける作業支援や農業機械過剰投資の回避が重要になっています。そこで、今後は特定農業団体を充実させ、相互援助体制の構築を図ります。また、農業機械銀行への斡旋等も積極的に推進していきます。

2-4：安定的な農業経営を支える経営能力と組織の育成

(1) 家族経営協定締結の推進

魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいを持って経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。農業環境が複雑化している中で、家族一人ひとりが農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現のための具体的な取組内容などを共有化することは、経営の発展や将来展望を切り拓く上でとても大切です。また、安心して農業に従事する上で、老後の生活や経営移譲の進め方などについての考えを共有し、農業者年金等の各種制度への加入を考えることも大切です。このようなことから、今後は「家族経営協定締結」の普及啓発に努め、本市農家の安定的な発展を支援していきます。

(2) 農業関連団体との連携による経営研修の拡充など経営感覚の育成

農業環境が厳しくなっている現在においては、農業経営者の経営感覚を向上させることが重要な課題となっています。そこで、今後は関係機関との連携を強化して、農業委員会において実施している簿記研修等を一層充実させ、研修に参加する農家の増加を図っていきます。



2-5：農業を支える新たな生産・流通技術の開発

(1) 近畿中国四国農業研究センターとの交流

本市には近畿中国四国農業研究センターという高度な研究機関が存在しています。しかしながら、相互の交流はあまり行われていないのが実情です。今後は、近畿中国四国農業研究センターだけではなく香川県の農業試験場とも研究発表会等の開催ができるように関係機関と連携して相互交流を推進していきます。

(2) 効率化・省力化、新技術の導入など、低コスト農業の推進

近年、地球温暖化が急速に進行しており、本市も農作物の生育状況からその影響を受けているように思われます。そのため、今後は気象変動に対応できる品種の開発などを近畿中国四国農業研究センターや県農業試験場に依頼していきます。また、研究機関の開発している最新技術や、国、県等の有利な補助事業を積極的に紹介し、低コスト農業の推進に努めます。



2-6：農業者のネットワーク構築

(1) 地域の農業者同士のネットワークの形成支援

農業の活性化を推進するためには、農業者同士で情報交換や助け合いを行えるようなネットワークを構築していく必要があります。そのため、今後も各地域の農業生産組合の活動支援や多様な農業者の交流会開催を支援し、多様な農業者のネットワークが構築できるように努めていきます。



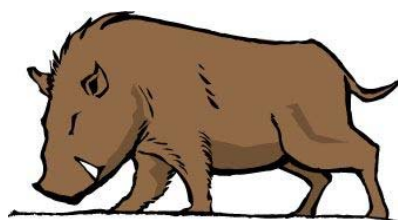
2-7：鳥獣被害の軽減

(1) 鳥獣被害（カラス・イノシシ）対策の取組強化（※重点施策）

本市では近年、有害鳥獣の被害が深刻化しています。この問題は農家個人で取り組むのではなく、地域でまとまって対応する必要があります。そこで、平成19年12月に「有害鳥獣による農林水産業に係る被害防止に関する法律」が成立し、国、県等の積極的な支援も受けられるようになったため、本市においても（仮称）有害鳥獣捕獲対策計画を策定し、市全体での取り組みを行っていきます。また、現在取り組んでいる捕獲用のわなに対する補助、電気柵の設置、被害防止用の海苔網の斡旋等も継続して行っていきます。

(2) 有害昆虫・貝などの除去対策情報の提供

近年、本市の水田ではバッタ、青虫等の有害昆虫やジャンボタニシの異常発生による被害情報が報告されています。特に、ジャンボタニシに関する稲作への被害報告が多く寄せられています。そのため、今後は引き続き発生情報の収集に努めると共に、関係機関とも連携し、県や国に対し有効な対策を研究して頂くよう強く要望していきます。



3. 「農業を育む」

3-1：地産地消の推進

(1) 産直市の充実

JAが行っている産直市や市の「おしゃべり広場」での産直市を充実させるためには、女性の出品者を増やしていくことが重要です。そこで、自ら生産加工した食品等を販売しようとする女性起業者たる人材の発掘に努め、関係機関とも連携して育成し、出店等について支援していきます。

(2) 学校給食、その他公共公益施設での地産地消の推進

現在学校給食においても地元農産物を取り入れています。子どもたちにとって地元農産物とふれあう貴重な機会であることから、教育委員会に対し今後も給食に出来る限り地元農産物を取り入れていただくよう要望していきます。



3-2：環境にやさしい農業の推進

(1) エコファーマーの育成・支援（※重点施策）

環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与するため、平成11年7月に「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）」が制定されました。

エコファーマーとは、持続農業法第4条に基づいて、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出して認定を受けた農業者の愛称です。今後は、関係機関とも連携し制度の周知広報を積極的に行い、エコファーマーの育成・支援に努め、環境にやさしい農業を推進していきます。

(2) 食の安全、安心対策の推進

平成17年に策定された食料・農業・農村基本計画において、国民の健康の保護を最優先とした施策の展開により、食の安全や消費者の食に対する信頼を確保するとされています。そこで、現在では国をはじめとして県や各自治体がさまざまな取り組みを行っています。本市でもポジティブリスト制度の周知徹底、農薬使用基準の遵守などをJAと連携しながら指導すると共に、ホームページやパンフレット等により食の安全、安心対策などの情報を提供していきます。

3-3：市民が農業とふれあい楽しめる場の提供

(1) 市民農園、観光果樹園の開設推進および菜園付き住宅構想の策定 (※重点施策)

近年、都市部に住む人たちの中には、土と触れ合い農業に親しむ機会を求め
る人が多くなってきています。そこで、自由に無理なく農業に触れ合い、その
楽しさを実感できる市民農園や観光果樹園の開設は非常に重要な意義を持っ
ています。また、常日頃の生活の中に野菜や花などの栽培を身近に取り込む菜
園付き住宅の推進は、都市住民にとって理想とする『ゆとりのある生活像』に
かなうものです。そこで、今後は市民農園や観光果樹園の開設および菜園付き
住宅構想の策定を推進します。

3-4：善通寺ブランドの育成

(1) 善通寺特産品 PR の推進 (※重点施策)

善通寺市には四角スイカやキウイフルーツ、みかん、レタスなど全国に誇る
ことができる農業特産物があります。こうした農業特産物をより多くの人に知
っていただけるよう市のホームページに記事を掲載して周知に努めていきま
す。また、これらの農産物を使った新たな特産品の開発も進めていきます。そ
のため、現在、実施している農業特産品開発支援交付金事業を継続し、積極的
に支援していきます。

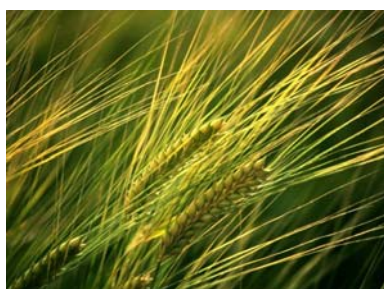


3-5：農業の振興

(1) 農業の振興（※重点施策）

本市では、水田地帯での米、麦、野菜や樹園地帯での柑橘、キウイフルーツなど、多彩な農業が営まれています。そのため、これからはこれらのバランスある発展を最重視し、必要な施策を計画的に講じていく必要があります。

そこで、水田地帯に関する施策は平成19年度に策定された「善通寺市地域水田農業ビジョン」を、樹園地に関する施策は平成18年度に策定された「果樹産地構造改革計画」を踏まえて、国、県、JA等と連携をとりながら計画的に進めていきます。



(2) 畜産の振興

本市の畜産農家は高齢化や後継者不在などにより減少の一途を辿っています。しかし、農家の意気は非常に高く、乳量の増産や優良な肉牛の生産に熱心です。しかしながら、近年は乳価の安値安定、輸入飼料の高騰などによって厳しい経営を余儀なくされているのが実情です。そのため、今後は関係機関とも連携し、地域で安定的かつ円滑に飼料の供給が行える「耕畜連携システム」の構築に努め、畜産農家と耕種農家の共存共栄体制が確立できるようにします。



4-2 将来像実現のための展開

善通寺市農業の将来像を実現するためには、基本目標に基づき、基本施策、単位施策を確実に推進していくことが重要です。そこで、単位施策を実施していくための具体的な個別施策（単位施策実現のための課題解決法）について、施策内容および施策を執行していく上での指標、実施目標時期を定め、計画的な施策の推進を図ることとします。また、個別施策の中でも、現在既に予算化できているもの、または、向こう5年以内に事業化が見込めるものを重点施策とし、重点的に取り組んでいくこととします。

次ページ以降に、施策概要と実施時期、関係事業主体、成果目標を設定した一覧表を示します。表に記載されている記号などは以下の事項を表しています。

- ・実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実
- ・施策担当課：政（農政課）、土（土地改良課）、委（農業委員会）
教（教育委員会）

1: 「農地を活かす」													施策担当課			
単位施策	個別施策 (単位施策実現のための課題解決法)	個別施策内容	重点 施策	対応事業						成果目標			目 標 値 平成24年度			
				実施時期			事業主体			指標	現状値	政・委				
				20	21	22	23	24	29					市	その他 関係団 体等	
1-1: 農地の保全(生産基盤の確保)																
(1)優良農地の確保 と計画的な土地 利用の推進	農業振興地域整備計 画による農地の適正 管理	農業振興地域整備計画の 見直し ・農用地利用計画変更申請 の厳正な審査	●										平成14年6月策 定	平成24年度見直 し予定	政・委	
		土壌改善の推進													平成24年度まで 毎年10件	政
		優良農地の保全・確 保													月1回のパトロー ルを継続的に実施 する	政・委
(2)農業基盤、農業 用施設整備と改 良	農道の修繕・整備 (農業用機械の搬入 出、農産物・資材な どの運搬の効率化)	「小規模ほ場整備事業」 の意向調査 ・「小規模ほ場整備事業」 の実施	●										94.5ha(平成19 年時点)	平成24年度 105ha(着工ペ ス)	土	
		農道の整備事業(単独費) ・農道整備事業(単独費) ・舗装(市費単独)への 取り組み推進	●											総延長44,428m 舗装済み 43,511m 農道舗装率98%	平成20年度から 平成24年度まで に着工ペースで年 間10本、5年累 計50本の舗装 県の農道整備累計 1本	土

実施時期: ○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

第4章 将来像実現のための施策と展開

単施設策	個別施設策 (単位施設実現のための課題解決法)	個別施設内容	重点 施設	対応事業						成果目標			施策 担当課	
				実施時期						事業主体	指標	現状値		目標値
				20	21	22	23	24	29					
(3) 農業水利施設の 維持管理と整備	ため池の管理(小規模ため池を含む)	・市内のため池の現状分析と整備計画の策定 ・小規模ため池の実態調査と整備計画の策定	●	○ ◎					○	土地改良区	整備済み27箇所	21年度に計画を策定し、その中に数値目標を明記する。	土	
	用水の管理	・単独県費・市費単独補助 土地改良事業	●							土地改良区	水路改修箇所数	12箇所/年 5年間で60箇所の整備・補修	土	
	畑地かんがい施設の維持管理	・「畑かんがい施設の更新・維持管理費計画」に基づく修繕などの計画的実施	●							土地改良区	修繕箇所数	5箇所/年 5年間で25箇所	土	
	出水の保安全管理	・小規模出水の実態調査と整備計画の策定	●	○ ◎					○	土地改良区		21年度に計画を策定し、その中に数値目標を明記する。	土	
1-2: 遊休農地の有効活用														
(1) 全農地の現状把握と継続的管理システムの構築	遊休農地の把握	・農業委員による地区内の定期的なパトロールの実施 ・農業委員会による定期的な巡視									パトロール回数	月1回のパトロールを継続的に実施する	政・委	
		・農業委員の指導強化 ・(仮称)農地保全条例の制定									遊休農地の増加抑制 遊休農地面積にて管理			政・委
(2) 遊休農地の解消と有効利用	農地管理公社の活用	・農地管理公社の広報周知活動 ・保安全管理作業などの実施								農地管理公社			政	

実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

第4章 将来像実現のための施策と展開

単施策	個別施策 (単施策実現のための課題解決法)	個別施策内容	重点 施策	対応事業						成果目標			施策 担当課		
				実施時期			事業主体			指標	現況値	目標値			
				20	21	22	23	24	29					29	市
(3)市民農園の活用	個人による市民農園の開設推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園開設パンフレットの作成 市広報・市ホームページなどでの周知・募集活動 市民農園開設補助事業の実施 	●									市民農園開設数	1箇所	平成24年度 平成24年度までに10箇所	政・委
1-3：多面的機能の保全・活用															
(1)自然環境、田園景観などの保全・活用	農地・水・環境保全向上対策	環境整備事業の実施	●									3箇所の整備	10箇所整備済	平成21年度完了予定	土
		農地・水・環境保全向上対策	●										実施地域数	6地域	平成23年度までに1地域追加

実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

第4章 将来像実現のための施策と展開

2: 「農家を支える」

単施策	個別施策 (単施策実現のための課題解決法)	重点 施策	対応事業							成果目標		施策担当課		
			実施時期							指標	現状値		目標値	
			20	21	22	23	24	29	29					
2-1: 意欲ある農業者の確保・育成														
(1) 認定農業者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者を増加するための広報活動の実施 認定農業者が導入した機械などのリース料の助成 認定農業者の借入金に対する利子補給 	●							○	認定農業者	認定農業者数 平成19年度10月現在 ・個人35人 ・法人7	中間目標 ○平成21年度 ・個人40人 ・法人9 ○平成24年度 ・個人43人 ・法人16	政	
(2) 担い手への農地の加速的利用集積	担い手への農地の加速的利用集積	●							○	認定農業者への農地利用集積(新規および更新)	認定農業者への農地利用集積面積 平成19年度A=3.3ha	平成24年度 A=5.0ha	政	
(3) 農業生産法人、農業法人設立推進および育成	農業生産法人、農業法人設立推進および育成	●							○	認定農業者に対する法人化の啓発活動	法人数 7法人	10法人	政	
(4) 集落営農組織の育成	集落営農組織(特定農業団体)の育成	●								特定農業団体からの法人化数	○法人	平成23年度までに7法人	政	
(5) 新規就農者の相談窓口や受け入れ体制の充実	新規就農者のための農業技術研修などの支援									市ホームページでの研修生募集広報掲載	○	平成18年度16人	平成24年度までのべ75人以上の研修生を確保	政
(6) 農業制度、施策などの周知と説明の実施	農業制度、施策などの周知方法の周知									市ホームページでの広報	○			政

実施時期: ○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

第4章 将来像実現のための施策と展開

単施策	個別施策 (単施策実現のための課題解決法)	個別施策内容	重点 施策	対応事業					成果目標		実施担当者					
				実施時期					事業主体	指標		現状値	目標値			
				20	21	22	23	24						29	29	
2-2：生きがい型農業の推進																
(1)高齢者や女性が継続できる農業・農村活動への支援	新規就農者のための農業技術修得等の支援(再掲) 女性担い手の育成	新規就農者育成塾の開催(ゆめ楽農支援塾)	●							○	農地管理公社	ゆめ楽農支援塾修了者数	年間40名程度	平成24年度までに200名	政	
		現認定農業者に対する啓発活動の実施 ・啓発用チラシの作成配布 ・農業委員等を通して適任者の発掘 ・新規就農者育成塾の開催(ゆめ楽農支援塾)		◎							○		女性認定農業者数	0人		1人
(2)団塊の世代や定年退職後の就業機会増加の推進	農家子弟の定年帰農研修の開催										○	農地管理公社	ゆめ楽農支援塾修了者数	年間40名程度	平成24年度までに200名	政
2-3：効率よい無理のない農業の推進																
(1)農業関連団体との連携による農作業受委託組織の育成	農業関連団体と連携による農作業受委託組織の育成	特定農業団体による互助体制の充実支援 ・農業機械銀行への紹介・斡旋									○					政
2-4：安定的な農業経営を支える経営能力と組織の育成																
(1)家族経営協定締結の推進	家族経営協定締結の推進	家族経営協定普及啓発パンフレット作成 ・農業委員会による普及活動 ・簿記研修等の実施											家族経営協定締結農家数	6戸	8戸	委
		農業経営のノウハウを学習するための研修の開催 と経営感覚の育成										○	参加農家数	年間約75戸	年間累計参加農家数75戸を継続	政

実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

第4章 将来像実現のための施策と展開

単位施策	個別施策 (単位施策実現のための課題解決法)	個別施策内容	重点 施策	対応事業						成果目標			施策 担当課
				実施時期			事業主体	指標	現状値	目標値			
				20	21	22					23	24	
2-5：農業を支える新たな生産・流通技術の開発													
(1)近畿中国四国農業研究センターとの交流	近畿中国四国農業研究センターとの交流	・近畿中国四国農業研究センター及び県農業試験場等との研究発表会の共同開催 ・国・県の試験研究機関に対する研究依頼		○	◎				○	年間開催回数	○回	年間開催数1回	政
(2)効率化・省力化、新技術の導入など、低コスト農業の推進	農作物の温暖化対策 効率化・省力化の推進	・国・県の試験研究機関との情報交換 ・国・県の補助事業への取り組み						○				毎年実施	政
2-6：農業者のネットワーク構築													
(1)地域の農業者同士のネットワークの形成支援	農業者組織の育成推進	・農業生産組合活動の支援 ・多様な農業者の交流会の開催							○	JA			政
2-7：鳥獣被害の軽減													
(1)鳥獣被害（カラス・イノシシ）対策の取り組み強化	カラス・イノシシ被害への取り組み強化	・（仮称）有害鳥獣捕獲対策計画策定 ・有害鳥獣被害対策補助金 ・カラス捕獲用散弾購入経費補助 ・捕獲に対する補助 ・被害防止用海苔網の幹旋 ・捕獲用のおり・わなに対する補助 ・柵、電気柵の設置 ・情報収集と防除方法の周知	●	○	◎				○			平成21年度策定 21年度に計画を策定し、その中に数値目標を明記する。	政
(2)有害昆虫・貝などの除去対策情報の提供	ジャンボタニシ対策		●						○			平成19年度年間捕獲羽数170羽 カラス捕獲数 イノシシ捕獲頭数 平成19年度捕獲頭数13頭	21年度に計画を策定し、その中に数値目標を明記する。 政

実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

3: 「農業を育む」													施策担当課		
単位施策	個別施策 (単位施策実現のための課題解決法)	個別施策内容	重点 施策	対応事業						成果目標			目標値 平成24年度		
				実施時期			事業主体			指標	現状値	目標準			
				20	21	22	23	24	29					29	市
3-1: 地産地消の推進															
(1)産直市の充実	女性起業者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 新たな女性起業者となる人材情報収集 おしゃべり広場にて不定期の産直市等の開催 生活研究グループ等からの人材発掘 教育委員会等を通じての協力要請 											1人	2人	政
(2)学校給食、その他公益施設での地産地消の推進	学校給食等への地元農産物の導入														政・教
3-2: 環境にやさしい農業の推進															
(1)エコファーマーの育成・支援	エコファーマーの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 農地・水・環境保全対策を利用したエコファーマーの育成推進 パンフレット等による農家の意識向上 ポジティブリスト制度の周知活動 食の安全対策についてパンフレット・ホームページなどでの周知 	●											10人	政
(2)食の安全、安心対策の推進	環境保全型農業の推進 食の安全、安心対策														政

実施時期：○ 検討・研究、◎ 実施、→ 継続・充実

4-3 農業経営の展開支援

普通寺市農業の将来像を実現するためには、生産者の方の積極的な農業経営への参画が必要不可欠です。本計画では、生産者の方が安定した農業経営を推進する上での一つの目安となるべき資料として、アンケート結果からみた経営の現状と、「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」に基づく普通寺市の経営モデルを以下に示します。

1. アンケート結果からみた経営改善の方向性

農産物別の農業所得別販売戸数から、米作より、野菜、果樹などを作付けしている生産者の高所得割合が高いため、米作から野菜、果樹などへの転換が所得増加への一つの方向性ではないかと考えられます。

経営耕地面積別の農業所得別販売戸数より、経営耕地面積の多い生産者のほうが経営耕地面積の少ない生産者に比べ高所得割合が高いため、基盤整備や集積化および集団化により、経営耕地面積を大きくしていくことが重要であると考えられます。

高所得生産者は、特定農業団体や認定農業者となっていること、さらに、国の支援施策が意欲ある担い手に限定されていくことから、特定農業団体や認定農業者などの国の支援施策の対象となる制度を利用していくことが今後重要であると考えられます。

(1) 農産物別の農業所得別販売戸数

高所得な生産者ほど米の作付けが少なくなっており、野菜や果樹を作付けしている生産者ほど所得が高い傾向が一部で確認できます。

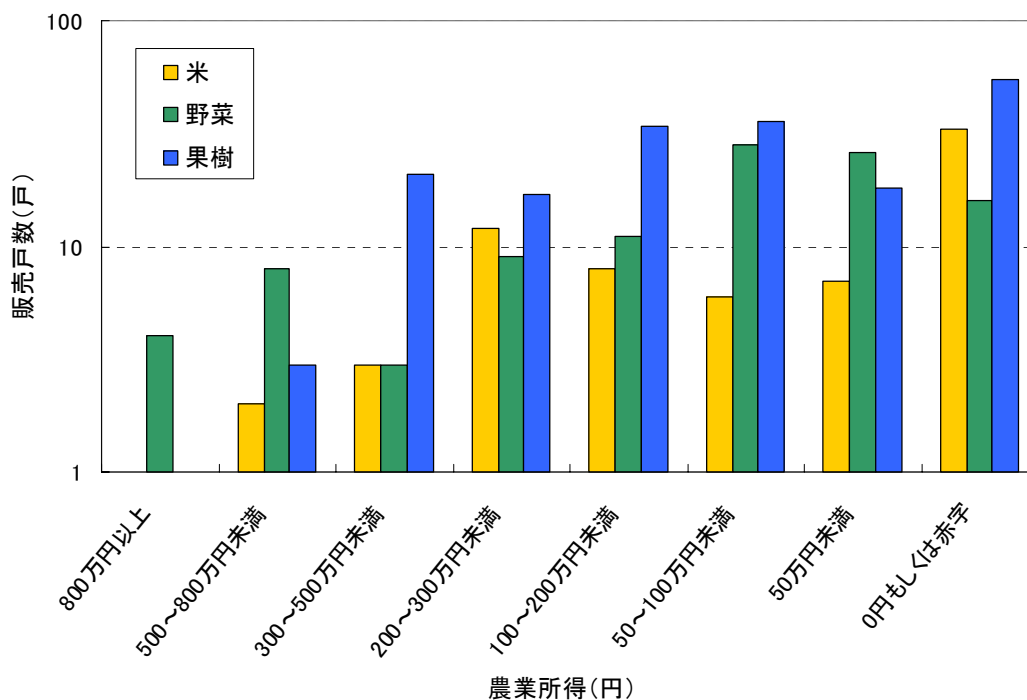


図 4-1 農産物別の農業所得別販売戸数

(2) 経営耕地面積別の農業所得別販売戸数

所得が低い生産者の経営耕地面積は、30a未満や30a～50aの割合が高く、所得が高くなるにつれて、小さい耕作面積の生産者の割合が小さくなっている状況が確認できます。

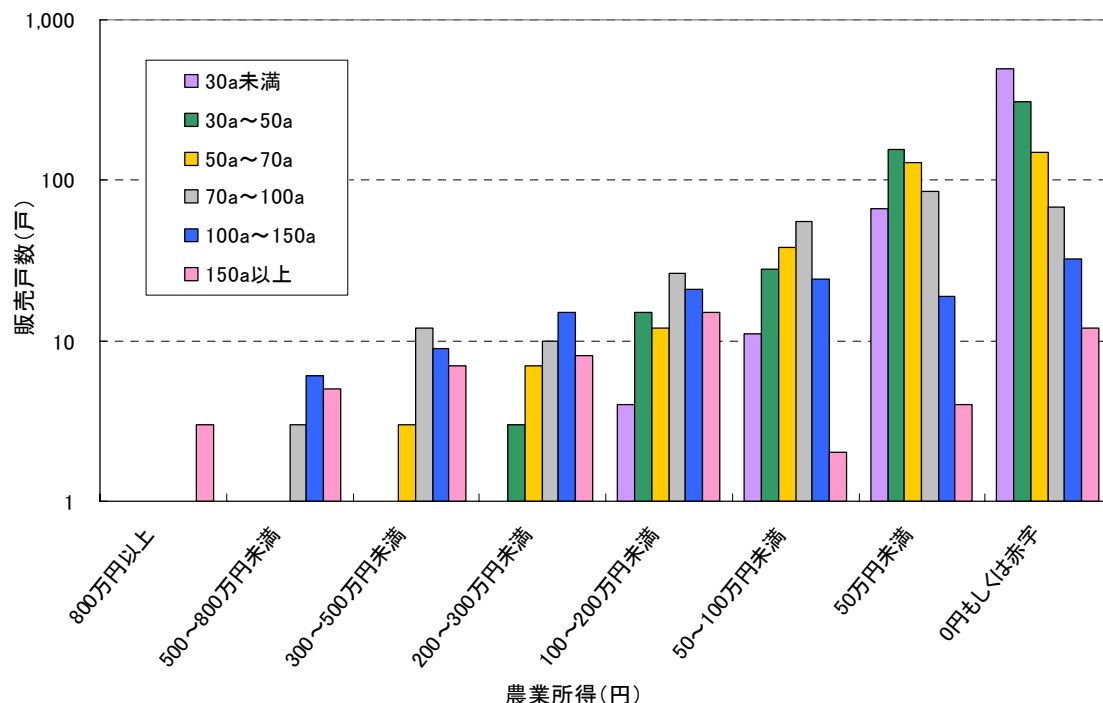


図 4-2 経営耕地面積別の農業所得別販売戸数

(3) 加入団体別の農業所得別販売戸数

高所得生産者は、特定農業団体や認定農業者となっている状況が一部で確認できます。

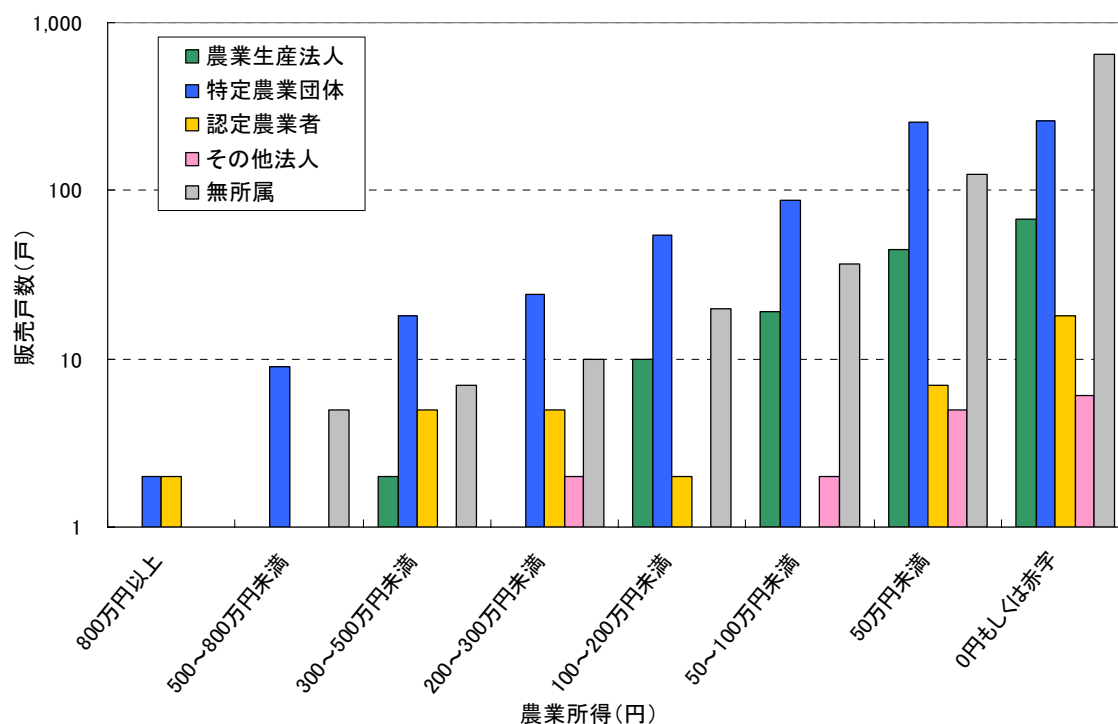


図 4-3 加入団体等別の農業所得別販売戸数

2. 効率的かつ安定的な経営モデルの紹介

生産者の目指すべき方向性を明確にし、善通寺農業の将来を担う生産者を確保するために、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、「香川県農業経営基盤強化促進基本方針（平成18年1月）」に示されている経営モデルを抜粋し紹介します。

第4章 将来像実現のための施策と展開

① 個別経営：水稲+麦+大豆

項目	概要
①経営類型	水稲+麦+大豆
②経営規模	自作地 70 a 借地 950 a
③労働力	基幹従事者 1人 補助従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	水稲（早生） 120 a 水稲（中生） 500 a 麦 900 a 大豆 400 a

⑤農業所得 5,586 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
水稲（早生）	6,120	250	1,530,000	960,000	5,586,000
水稲（中生）	27,000	208	5,616,000	4,000,000	
麦	37,800	131	4,951,800	270,900	
大豆	12,000	237	2,844,000	1,544,000	
雇用賃金				142,800	
計			14,941,800	9,355,800	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 2,329 時間

家族労働 2,125 時間

雇用労働 204 時間

(時間)

作物名	月											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水稲（早生）	0	0	0	40	59	29	28	37	24	0	0	0
水稲（中生）	0	0	0	0	150	200	100	150	100	200	0	0
麦	90	99	0	0	135	90	0	0	0	90	261	0
大豆	0	0	0	0	0	188	40	40	80	0	100	0
うち雇用	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	152	0

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	200m ²	1棟	8,500
トラクター	28p s、40p s	2台	7,122
ディスクハロー	180cm	1基	370
ブロードキャスト	200ℓ	1台	180
土層改良機	2連	1基	300
乗用田植え機	6条植え	1台	1,857
中耕ロータリー	3連	1台	400
コンバイン	4条グレンタンク付	1台	4,242
乾燥機	30石	2台	1,410
籾摺り機	4インチ	1台	604
選別計量機	1.2トン	1台	257
トラック	1トン	1台	1,355
乗用管理機	16bps	1台	2,500
施肥播種機	8条施肥機付	1台	500
大豆コンバイン		1/3台	1,500
計			31,097

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

項目		品目	水稻(早生)	水稻(中生)	麦	大豆
粗利益	生産量(kg)		510	540	420	300
	価格(円/kg)		250	208	131	237
	生算額(A)		127,500	112,320	55,020	71,100
経営費	種苗費		1,500	1,500	800	2,200
	肥料費		11,000	11,000	5,000	4,500
	農薬費		8,200	8,200	3,800	5,300
	光熱動力費		2,500	2,500	2,700	1,900
	諸材料費		600	600	0	0
	賃借料		6,000	6,000	6,000	4,000
	小農具費		1,000	1,000	700	1,000
	建物農機具等減価償却費		30,000	30,000	10,000	13,300
	建物農機具等修繕費		1,200	1,200	400	600
	その他		18,000	18,000	700	5,800
	合計(B)		80,000	80,000	30,100	38,600
農業所得 (C) = (A) - (B)		47,500	32,320	24,920	32,500	

第4章 将来像実現のための施策と展開

② 個別経営：水稲+レタス

項目	概要
①経営類型	水稲+レタス
②経営規模	自作地 70 a 借地 130 a
③労働力	基幹従事者 1人 補助従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	水稲（早生） 100 a レタス（年内どり） 100 a レタス（年明どり） 100 a レタス（春どり） 100 a

⑤農業所得 5,819 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
水稲（早生）	5,100	250	1,275,000	810,000	5,819,100
レタス（年内どり）	25,000	267	6,675,000	2,542,000	
レタス（年明どり）	20,000	235	4,700,000	2,648,000	
レタス（春どり）	30,000	148	4,440,000	2,270,000	
雇用賃金				3,000,900	
計			17,090,000	11,270,900	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 7,528 時間

家族労働 3,241 時間

雇用労働 4,287 時間

(時間)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作物名												
水稲（早生）	0	0	0	15	74	36	41	57	0	0	0	0
レタス（年内どり）	620	0	0	0	0	0	0	0	55	320	85	1,120
レタス（年明どり）	150	1,260	0	0	0	0	0	0	20	195	220	555
レタス（春どり）	170	170	190	1,260	0	0	0	0	0	55	170	690
うち雇用	535	953	0	641	0	0	0	0	0	153	88	1,917

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	50㎡	1棟	2,500
ビニールハウス	50㎡	1棟	125
トラクター	26ps	1台	2,514
予冷庫	2坪	1台	500
管理機	6ps	1台	300
マルチャー	12ps	1台	525
レタス包装機	650個/h r	1台	1,500
マニュアルスプレッダ		1台	1,028
ブレンドキャスタ		1台	325
軽トラック	660cc	1台	582
動噴		1台	250
コンバイン	2条刈	1台	2,021
乗用田植機	4条植え	1台	878
計			13,048

⑧収益性

10a 当たりの収益性(kg、円)

項目		品目	水稻(早生)	レタス(年内どり)	レタス(年明どり)	レタス(春どり)
粗利益	生産量(kg)		510	2,500	2,000	3,000
	価格(円/kg)		250	256	235	148
	生算額(A)		127,500	640,000	470,000	444,000
経営費	種苗費		1,600	5,000	5,000	5,000
	肥料費		11,600	38,000	44,400	16,300
	農薬費		8,200	24,800	24,800	17,700
	光熱動力費		2,700	3,000	3,000	3,000
	諸材料費		600	58,900	80,100	80,100
	賃借料		0	0	0	0
	小農具費		700	0	0	0
	建物農機具等減価償却費		31,200	60,500	60,500	60,500
	建物農機具等修繕費		1,300	0	0	0
	その他		23,100	64,000	47,000	44,400
	合計(B)		81,000	254,200	264,800	227,000
農業所得 (C) = (A) - (B)		46,500	385,800	205,200	217,000	

第4章 将来像実現のための施策と展開

③ 個別経営：水稲+軟弱野菜+レタス

項目	概要
①経営類型	水稲+軟弱野菜+レタス
②経営規模	自作地 70 a 借地 130 a
③労働力	基幹従事者 2人 補助従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	水稲（早生） 100 a 軟弱野菜 20 a レタス（年内どり） 80 a レタス（年明どり） 100 a レタス（春どり） 100 a

⑤農業所得 8,554 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
水稲（早生）	6,120	250	1,530,000	972,000	8,553,500
軟弱野菜	34,000	350	11,900,000	6,575,400	
レタス(年内どり)	20,000	267	5,340,000	2,033,600	
レタス(年明どり)	20,000	235	4,700,000	2,648,000	
レタス(春どり)	20,000	148	2,960,000	2,270,000	
雇用賃金				3,377,500	
計			26,430,000	17,876,500	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 11,171 時間

家族労働 6,346 時間

雇用労働 4,825 時間

(時間)

作物名 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水稲（早生）	0	0	0	40	59	29	28	37	24	0	0	0
軟弱野菜	264	260	360	360	360	498	498	432	372	362	270	270
レタス （年内どり）	496	0	0	0	0	0	0	0	44	256	68	896
レタス （年明どり）	150	1,260	0	0	0	0	0	0	20	195	220	555
レタス （春どり）	170	170	190	1,260	0	0	0	0	0	55	170	690
うち雇用	530	1,117	0	858	0	0	0	0	0	253	193	1,874

第4章 将来像実現のための施策と展開

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格 (千円)
作業場 (含格納庫)	100m ²	1棟	5,000
ビニールハウス	500m ²	4棟	3,240
灌水施設	20a	1式	400
トラクタ	28ps	1台	2,718
予冷库	1坪	1台	350
管理機	6ps	1台	300
マルチャー	12os	1台	525
レタス包装機	650個/h s	1台	1,500
マニュアルスプレッダ		1台	1,028
ブレンドキャスト		1台	325
軽トラック	660cc	1台	582
動噴		1台	250
コンバイン	2条刈り	1台	2,021
乗用田植え機	4条植え	1台	878
計			19,117

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

項目	品目	水稻	軟弱野菜	レタス (年	レタス (年	レタス (春
		(早生)		内どり)	明どり)	どり)
粗利益	生産量 (kg)	510	17,000	2,500	2,000	3,000
	価格 (円/kg)	250	350	267	235	148
	生算額 (A)	127,500	5,950,000	667,500	470,000	444,000
経営費	種苗費	1,600	83,000	5,000	5,000	5,000
	肥料費	11,600	944,000	38,000	44,400	16,300
	農薬費	8,200	384,000	24,800	24,800	17,700
	光熱動力費	2,700	7,200	3,000	3,000	3,000
	諸材料費	600	424,000	58,900	80,100	80,100
	賃借料	0	0	0	0	0
	小農具費	700	0	0	0	0
	建物農機具等減価償却費	31,200	377,000	60,500	60,500	60,500
	建物農機具等修繕費	1,300	6,500	0	0	0
	その他	23,100	1,062,000	64,000	47,000	44,400
	合計 (B)	81,000	3,287,700	254,200	264,800	227,000
	農業所得 (C) = (A) - (B)	46,500	2,662,300	413,300	205,200	217,000

第4章 将来像実現のための施策と展開

④ 個別経営：キウイフルーツ+みかん+中晩柑

項目	概要
①経営類型	キウイフルーツ+みかん+中晩柑
②経営規模	自作地 80 a
③労働力	基幹従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	キウイフルーツ 10 a 施設みかん 20 a 中晩柑 40 a 施設中晩柑 10 a

⑤農業所得 6,579 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
キウイフルーツ	1,940	400	776,000	428,600	6,578,600
施設みかん	8,550	850	7,267,500	3,862,000	
中晩柑	9,540	350	3,339,000	1,114,000	
施設中晩柑	2,500	600	1,500,000	655,000	
雇用賃金				244,300	
計			12,882,500	6,303,900	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 2,764 時間

家族労働 2,415 時間

雇用労働 349 時間

(時間)

作物名 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
キウイフルーツ	45	15	4	9	47	87	10	25	2	2	42	0
施設みかん	20	118	168	146	22	12	510	100	36	22	64	30
中晩柑	64	170	74	44	42	20	118	50	68	88	116	106
施設中晩柑	7	10	109	16	51	15	24	6	4	2	21	3
うち雇用	0	87	70	0	0	0	192	0	0	0	0	0

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	100m ²	1棟	5,000
ビニールハウス	ap1,000m ²	3棟	18,000
暖房機	10万kcal/台 (換気扇, スプリンクラー施設)	3台	2,790
貯水槽	100t	1基	194
トラック	1t	1台	1,355
運搬車	4ps	1台	300
管理機	9ps	1台	300
動噴		1台	250
刈払機		1台	72
揚水施設		1式	360
油圧パワーショベル	クローラー式12ps	1/10台	300
堆肥舎	50m ² (10戸共同)	1基	1,000
キウイ棚	10式(防風施設)	1式	900
計			30,821

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

項目	品目	キウイフルーツ	施設みかん	中晩柑	施設中晩柑
		粗利益	生産量(kg)	1,940	4,275
	価格(円/kg)	400	850	350	600
	生算額(A)	776,000	3,633,750	834,750	1,500,000
経営費	種苗費	20,000	35,000	27,500	35,000
	肥料費	48,600	73,000	42,500	55,000
	農薬費	15,100	88,000	42,500	30,000
	光熱動力費	37,800	1,200,000	10,000	20,000
	諸材料費	40,300	350,000	77,500	200,000
	賃借料	0	0	0	0
	小農具費	40,000	0	13,500	0
	建物農機具等減価償却費	74,500	40,000	21,000	80,000
	建物農機具等修繕費	0	0	0	0
	その他	152,300	145,000	44,000	55,000
	合計(B)	428,600	1,931,000	278,500	655,000
農業所得 (C) = (A) - (B)	347,400	1,702,750	556,250	845,000	

第4章 将来像実現のための施策と展開

⑤ 個別経営：キク

項目	概要
①経営類型	キク
②経営規模	自作地 70 a
③労働力	基幹従事者 1人 補助従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	電照ギク 20 a 夏ギク 20 a 秋ギク 15 a

⑤農業所得 5,506 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
電照ギク	140,000	65	9,100,000	6,447,200	5,505,500
夏ギク	70,000	60	4,200,000	1,938,000	
秋ギク	57,000	45	2,565,000	1,128,000	
雇用賃金				846,300	
計			15,865,000	10,359,500	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 5,297 時間

家族労働 4,088 時間

雇用労働 1,209 時間

(時間)

作物名	月											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
電照ギク	184	162	72	568	157	25	7	9	633	78	77	746
夏ギク	0	0	0	0	285	105	111	595	0	0	0	0
秋ギク	0	0	1	35	35	197	191	141	289	425	170	0
うち雇用	0	7	0	121	7	6	0	165	448	67	0	388

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	100㎡、鉄骨	1棟	5,000
軽トラック	660cc	1台	582
ビニールハウス	500㎡	4棟	10,730
暖房機	75,000 kcal	4台	2,865
重油タンク	500ℓ	1台	50
キク選別機	重量選別	1台	1,130
結束機		1台	600
管理機	6ps	1台	300
灌水施設	20,00㎡	1台	500
トラクター	15ps	1台	1,200
予冷庫	1坪	1台	350
計			23,307

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

項目	品目	電照ギク	夏ギク	秋ギク
		粗利益	生産量 (kg)	70,000
	価格 (円/kg)	65	60	45
	生算額 (A)	4,550,000	2,100,000	1,710,000
経営費	種苗費	20,000	20,000	20,000
	肥料費	100,000	24,000	19,000
	農薬費	360,000	58,000	45,000
	光熱動力費	800,000	105,000	81,000
	諸材料費	210,000	78,000	60,000
	賃借料	0	0	0
	小農具費	3,600	2,000	1,000
	建物農機具等減価償却費	900,000	8,000	6,000
	建物農機具等修繕費	30,000	196,000	151,000
	その他	800,000	478,000	369,000
		合計 (B)	3,223,600	969,000
	農業所得 (C) = (A) - (B)	1,326,400	1,131,000	958,000

第4章 将来像実現のための施策と展開

⑥ 個別経営：酪農+水稲+水稲作業委託

項目	概要
①経営類型	酪農+水稲+水稲作業委託
②経営規模	自作地 100 a 借地 300 a
③労働力	基幹従事者 2人 補助従事者 1人
④作物別・品種別・作付面積	経産牛 30頭 水稲（早生） 250 a 初任牛 2頭 飼料作物 150 a ほ育・育成牛 8頭 水稲作業委託（耕起～田植）500 a 水稲作業委託（収穫～乾燥）500 a

⑤農業所得 6,325 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
経産牛	30	772,163	23,164,875	21,624,300	6,324,665
副産物		56,243	1,687,290	2,220,000	
水稲（早生）	12,750	250	3,187,500	1,250,000	
水稲作業委託	—	—	3,450,000	70,700	
計			31,489,665	25,165,000	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 3,304 時間

家族労働 3,203 時間

雇用労働 101 時間

(時間)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作物名												
飼養管理	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192
水稲（早生）	0	0	0	83	123	60	58	78	50	0	0	0
水稲作業委託（耕起～田植）	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0
水稲作業委託（収穫～乾燥）	0	0	0	0	0	0	0	100	100	50	50	0
うち雇用	0	0	0	22	62	0	0	17	0	0	0	0

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数量	取得価格(千円)
乳牛舎	300㎡、鉄骨	1棟	10,000
搾乳舎	100㎡、鉄骨	1棟	4,500
育成牛舎	100㎡、木造	1棟	3,000
堆肥舎(敷料置場)	200㎡、木造	1棟	2,500
飼料・機械格納庫	200㎡、木造	1棟	2,300
給湯等付帯施設		1式	1,000
搾乳機械	ハリボーン方式(4頭 w)	1式	8,000
尿だめ	180㎡、コンクリート	1基	5,400
バルクローラ	3,000ℓ	2基	3,500
飼料タンク	3t用	2基	400
トラクター	45ps、28ps	1台	8,030
ミキシングフィーダ		1台	5,300
中型ロールベアラ		1台	2,350
ボールラッパ		1台	1,300
トラック	2t	1台	1,350
計			58,930

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

品目		飼養管理	品目		水稻(早生)	水稻作業委託
項目			項目			
粗利益	生産量(kg)	8,725	粗利益	生産量(kg)	510	
	価格(円/kg)	88.5		価格(円/kg)	250	
	生算額(A)	772,163		生算額(A)	127,500	69,000
	(副産物)	29,213				
		27,030				
経営費	飼料費	362,000	経営費	種苗費	1,500	
	敷料費	2,269		肥料費	11,000	
	光熱費	20,068		農薬費	8,200	
	諸材料費	1,222		光熱動力費	2,500	
	賃借料	9,947		諸材料費	600	
	診療衛生費	27,833		賃借料	15,000	
	建物農機具当 減価償却費	158,182		小農具費		
	建物農機具等 修繕費	3,289			1,000	
				建物農機具等 減価償却費	30,000	
	その他	136,000		建物農機具等 修繕費	1,000	
	合計(B)	720,810		その他	18,000	
農業所得 (C) = (A) - (B)	107,596	合計(B)	88,800	25,000		
		農業所得 (C) = (A) - (B)	38,700	44,000		

第4章 将来像実現のための施策と展開

⑦ 集落営農（担い手中心）：水稲+麦+大豆+作業受託

項目	概要
①経営類型	水稲+麦+大豆+作業受託
②経営規模	自作地 10 a 水田面積 13 ha、農家 19 戸 集落営農参加率 80%（15 戸、うち担い手専業農家 1 戸）
③労働力	基幹従事者 1 人 補助従事者 1 人
④作物別・品種別・作付面積	水稲（早生） 100 a 水稲作業委託（耕起～田植） 700 a 水稲（早生） 250 a 水稲作業委託（収穫～乾燥） 700 a 水稲（中生） 250 a 麦 600 a 大豆 400 a

⑤農業所得 6,663 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	農業所得
水稲（早生）	5,100	250	1,275,000	800,000	6,663,200
水稲（早生）	12,000	250	3,000,000	1,995,000	
水稲（中生）	13,500	208	2,808,000	2,000,000	
麦	25,200	131	3,301,200	1,806,000	
大豆	12,000	237	2,844,000	1,544,000	
水稲作業委託 （耕起～田植）			2,100,000	980,000	
水稲作業委託 （収穫～乾燥）			2,730,000	770,000	
地代		15,000		1,500,000	
一般管理費					
計			18,058,200	11,395,000	

⑥総投下労働時間

総投下労働時間 3,415 時間

家族労働 1,282 時間

雇用労働 2,133 時間

⑦主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	200㎡	1棟	8,500
トラクター	28ps、40ps	1台	7,122
ディスクハロー	180cm	1基	370
ブロードキャスト	200ℓ	1台	180
土層改良機	2連	1基	300
乗用田植機	6条植え	1台	1,857
中耕ロータリー	3連	1台	400
コンバイン	4条、グレンタンク付	1台	4,242
乾燥機	30石	1台	1,410
籾摺り機	4インチ	1台	604
選別計量器	1.2t	1台	257
トラック	1t	1台	1,355
乗用管理機	16ps	1台	2,500
施肥播種機	8条施肥機付	1台	500
大豆コンバイン		1/3台	1,500
育苗ハウス		1棟	120
フォークリフト		1台	500
計			31,717

⑧収益性

10a 当たりの収益性 (kg、円)

項目	品目	水稻	水稻	水稻	小麦	大豆	水稻作業委託(耕起～田植)
		(早生)	(早生)	(中生)			
粗利益	生産量(kg)	510	480	540	420	300	
	価格(円/kg)	250	250	208	131	237	
	生算額(A)	127,500	120,000	112,320	55,020	71,100	69,000
経営費	種苗費	1,500	1,500	1,500	800	2,200	
	肥料費	11,000	11,000	11,000	5,000	4,500	
	農薬費	8,200	8,200	8,200	3,800	5,300	
	光熱動力費	2,500	2,500	2,500	2,700	1,900	
	諸材料費	600	600	600	0	0	
	賃借料	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000	
	小農具費	1,000	1,000	1,000	700	1,000	
	建物農機具等減価償却費	30,000	30,000	30,000	10,000	13,300	
	建物農機具等修繕費	1,200	1,000	1,200	400	600	
	その他	18,000	18,000	18,000	700	5,800	
	合計(B)	80,000	79,800	80,000	30,100	38,600	25,000
	農業所得(C) = (A) - (B)	47,500	40,200	32,320	24,920	32,500	44,000

第4章 将来像実現のための施策と展開

⑧ 集落営農（兼業農家中心：協業経営）：水稻+麦+大豆

項目	概要
①経営類型	水稻+麦+大豆
②経営規模	自作地 20 ha、集落参加戸数 30 戸 平均水田面積 66.7a/戸、近隣 2 集落の水田を集積して集落営農を行う。
③作物別・品種別・作付面積	水稻（早生） 200 a 水稻（早生） 500 a 水稻（中生） 500 a 麦 1,800 a 大豆 800 a

④農業所得 9,085 千円 10a 当たり 45.4 千円

(kg、円)

作物別	収穫量	単価	粗収入	経営費	労賃	農業所得
水稻（早生）	10,200	250	2,550,000	554,000	439,200	
水稻（早生）	24,000	250	6,000,000	1,385,000	1,056,000	
水稻（中生）	27,000	208	5,616,000	1,430,000	1,146,000	
麦	75,600	131	9,903,600	2,700,000	1,836,000	
大豆	24,000	237	5,688,000	1,592,000	1,075,200	
一般管理費（役員報酬、会議費、集落共通経費を想定）						
計				7,661,000	6,662,880	
減価償却費・修繕費				6,349,000		
地代				2,000,000		
計			29,757,600	22,672,880		

⑤総投下労働時間

総投下労働時間 6,663 時間

家族労働 2,024 時間

雇用労働 4,639 時間

⑥主たる資本装備

資本名	規模・能力	数 量	取得価格(千円)
作業場(含格納庫)	200㎡	1棟	9,000
育苗ハウス	200㎡	1棟	800
トラクター	43ps	2台	8,500
ディスクハロー	180cm	2基	530
ブロードキャスト	200	1基	377
土層改良機	2連	1台	300
乗用田植え機	6条植え	2台	3,714
中耕ロータリー	3連	1台	400
コンバイン	4条・グレンタンク付	2台	8,484
トラック	1t	1台	1,355
乗用管理機	16ps	1台	2,500
施肥播種機	8条施肥き付	1台	500
大豆コンバイン		1台	4,500
フォークリフト		1台	1,350
グレンコンテナ		1台	600
計			42,910

⑦収益性

10a 当たりの収益性(kg、円)

項目		品目	水稻 (早生)	水稻 (早生)	水稻 (中生)	小麦	大豆
粗利益	生産量(kg)		510	480	540	420	300
	価格(円/kg)		250	250	208	131	237
	生算額(A)		127,500	120,000	112,320	55,020	71,100
経営費	種苗費		1,500	1,500	1,500	800	2,200
	肥料費		11,000	11,000	11,000	5,000	4,500
	農薬費		8,200	8,200	8,200	3,800	5,300
	光熱動力費		2,500	2,500	2,500	2,700	1,900
	諸材料費		600	600	600	0	0
	賃借料						
	小農具費		1,000	1,000	1,000	700	1,000
	建物農機具等 減価償却費						
	建物農機具等 修繕費						
	その他		2,900	2,900	3,800	2,000	5,000
	合計(B)		27,700	27,700	28,600	15,000	19,900
農業所得 (C) = (A) - (B)		99,800	92,300	83,720	40,020	51,200	

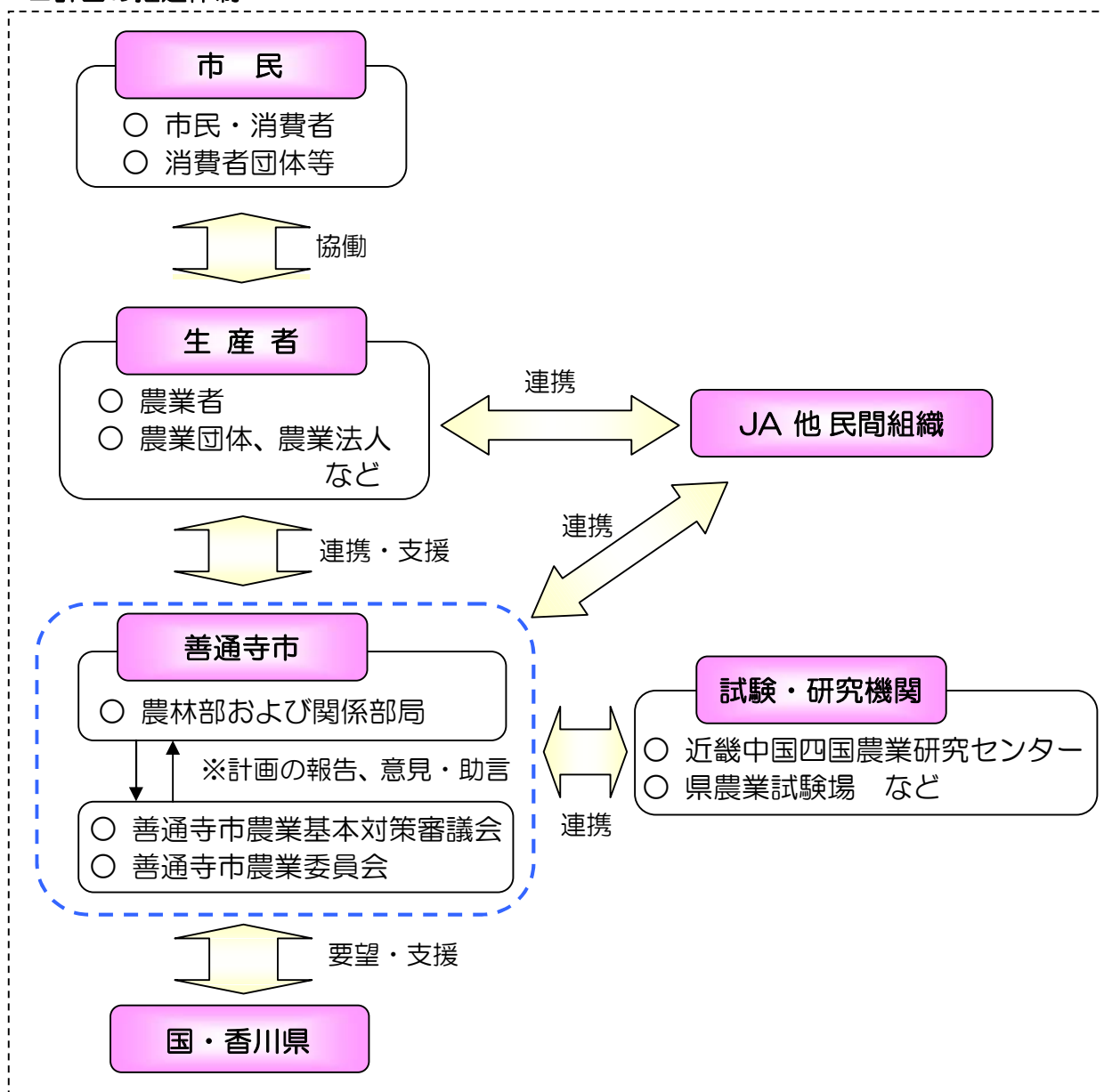
第5章 計画の実現に向けて

5-1 計画の推進体制の確立

善通寺市農業基本計画は、農業振興を図るための総合的な指針として活用していくものであり、本計画の将来像の実現のために、生産者、消費者、香川県、国に対して積極的な参加と協力を働きかけていくものです。

計画の推進においては、農業振興の中心的役割を担う生産者はもとより、JA、市民、香川県、農業関連団体などの関係機関の参画と協力が必要不可欠であり、各関係機関の計画実現における位置付けを以下のとおり設定し、相互の理解と協力により、各種施策を推進していくこととします。

■計画の推進体制

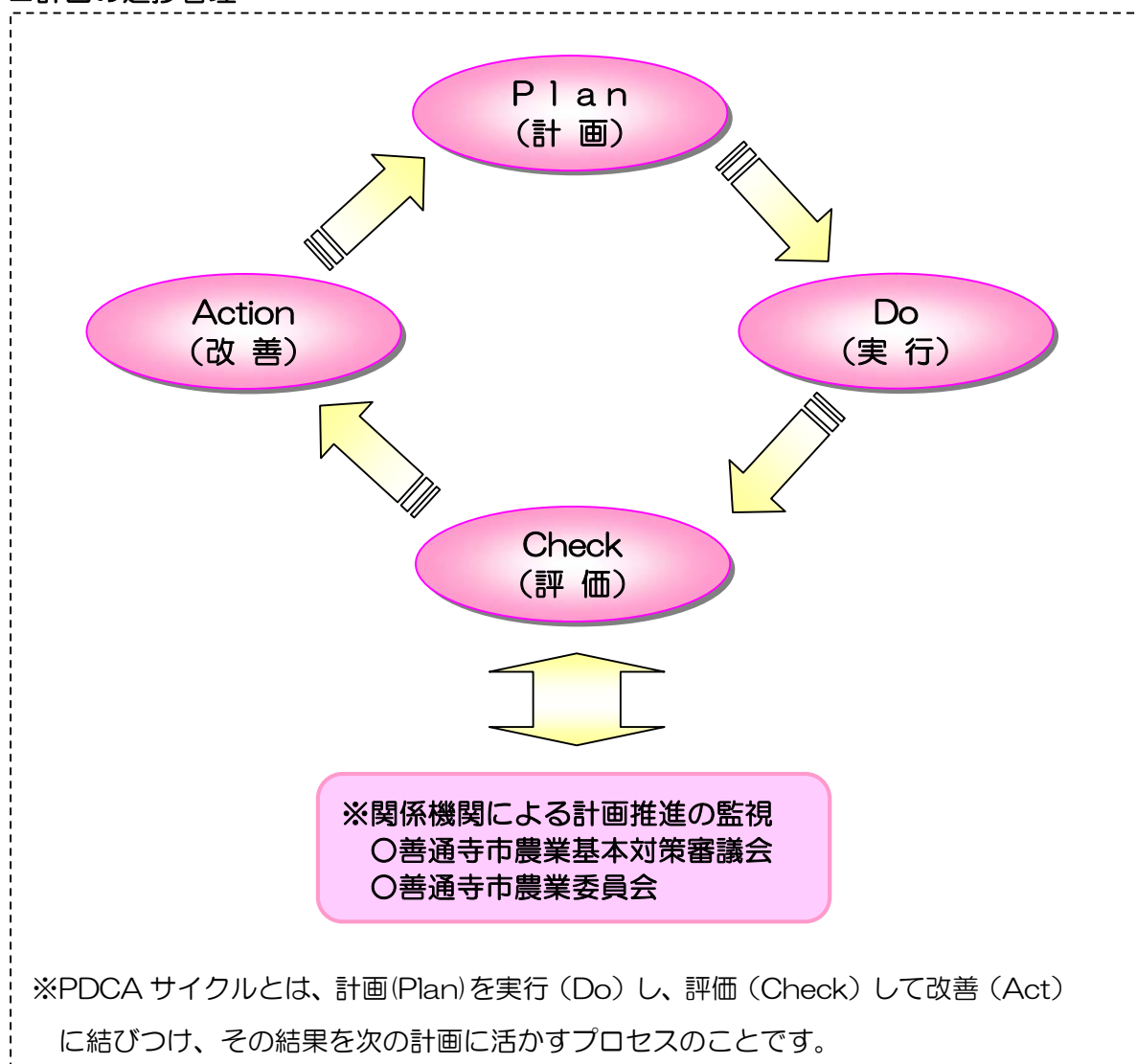


5-2 計画の実施と管理

普通寺市農業の将来像を実現するためには、重点施策を中心に、着手可能な事業から着手し、事業の進捗状況を定期的に確認し、実施状況および成果を評価し、今後の展開方法を検討していく進行管理が必要不可欠です。

普通寺市は、計画の進行管理にあたり、生産者、JA、農業委員会や関係機関との連携、協力を図りながら、施策の進捗状況や目標指標の達成状況に関する評価を行い、評価結果に応じて適宜計画の見直しを図ることとします。

■計画の進捗管理



5-3 計画推進における役割

本計画を実現させるためには、生産者はもとより市民、関係団体、行政が連携を図り、計画の推進体制にもとづき、それぞれの役割に応じた積極的な取り組みが必要となります。

1. 生産者の役割

農業が本市の基幹産業であることに誇りを持ち、農業の持続・発展のための基礎となる農地、農村を守っていくことが必要です。

そのため、農業農村整備の推進にあたっては、事業の直接的な利益を受ける主体として、積極的に事業へ取り組むこと、関係者の合意形成に努めること、および施設の適切な活用や維持管理の中心的な役割を担うことが重要です。

また、農業・農村の持つ多面的機能について、市民への理解を深める活動を進めることが求められています。

さらに、安全かつ安定的な生産や環境と調和した農業生産などに積極的に取り組んでいく必要があります。

2. 市民の役割

市民の方たちは、農地、農業用水施設の保安全管理活動や農村が有する自然や景観、伝統文化など多面的機能への理解と関心を高め、農業や生産者などとの交流機会への積極的な参加が重要です。また、善通寺市農業の発展のために、地元農産物の消費（地産地消）、農業環境向上などに協力して行く必要があります。

3. 行政の役割

善通寺市の農業の目指すべき方向を提示し、生産者のみならず全市民が「食料」や「農業」に対する理解と関心を深めていただけるように各種施策の推進に積極的に取り組みます。

なお、施策の推進にあたっては、農業関係者や生産者団体、国、県等との連携を密にし、基本目標が達成できるよう計画的な施策の実施に努めます。

資料編

- 資料-1：普通寺市農業基本対策審議会設置要綱・・・・・・・・・・ 84
- 資料-2：普通寺市自治基本条例（住民参加の箇所を抜粋）・・・・・・ 86
- 資料-3：計画策定までの経緯・・・・・・・・・・ 92
- 資料-4：普通寺市農業基本対策審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 93
- 資料-5：第2次普通寺市農業基本計画策定における
農業・農村振興に関するアンケート調査結果報告書・・・・・・・・ 95
アンケート調査票・・・・・・・・・・ 143

■資料-1

○善通寺市農業基本対策審議会設置条例

昭和37年10月3日条例第28号

改正

昭和38年6月22日条例第15号

平成2年10月6日条例第22号

平成12年3月31日条例第22号

平成14年6月28日条例第18号

善通寺市農業基本対策審議会設置条例

(設置)

第1条 本市農業の基本対策に関する重要事項を審議するため、善通寺市農業基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 農業所得に関する事項
- (2) 農業生産対策に関する事項
- (3) 農業構造対策に関する事項
- (4) その他農業基本対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会委員
- (2) 本市の区域を包括する農業団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第2項各号の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

3 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査及び審議するため8人以内の専門委員を置く。

2 専門委員は、農業について学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第8条 審議会にその専門の事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 農業所得対策部会
- (2) 農業生産対策部会
- (3) 農業構造対策部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、互選する。

4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、農林部農政課において処理するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年6月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年10月6日条例第22号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、(中略)第16条中善通寺市農業基本対策審議会設置条例第3条第1項の改正規定及び第7条第1項の改正規定(中略)は、それぞれ現に委員である者の当該任期満了日後から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

■資料-2

○普通寺市自治基本条例

平成17年3月23日条例第15号

改正

平成17年12月13日条例第25号

平成19年3月26日条例第7号

普通寺市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民（第4条—第6条）
- 第3章 行政（第7条—第13条）
- 第4章 市議会（第14条—第16条）
- 第5章 情報共有（第17条—第19条）
- 第6章 市民参画（第20条—第22条）
- 第7章 住民投票（第23条）
- 第8章 委員会（第24条）
- 第9章 位置付け（第25条）
- 第10章 見直し（第26条）
- 第11章 委任（第27条）

附則

（前文）

自然豊かな五岳の山々に囲まれ、温暖でのだかな風土に恵まれたわがまち普通寺は、偉大なる高僧弘法大師空海の誕生地として名高い歴史と伝統が息づくまちです。

このやすらぎと文化の香りに満ちた普通寺は、わたしたち市民自身が自ら守り、そして築きあげていくべきものです。わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らせるまちをつくるため、主役となり、責任を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

地方分権時代を迎えた今こそ、市民主権という地方自治の原点に立ち返り、平等に情報を持ち合い、市政に参画することができる仕組みを設けることが必要です。市民、市、市議会はともに力を合わせて明日の普通寺を創造し、この仕組みを次世代に引き継いでいくこととします。

この条例は、普通寺市における自治の基本的な原則と、基幹的な制度を明らかにし、協働による自治を実現し、育み、発展させていくためのものです。ここに、すべての市民、市長、市議会議員、市の職員に遵守されるべき最高規範として、普通寺市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、市及び市議会の役割や責務、情報共有、市民参画の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現し、市民の公共の福祉増進を目的とした意思（以下「市民の意思」という。）が活かされた、普通寺らしい独自性と魅力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

- (3) まちづくり 市民の生活の質の向上のため、市民自身が地域課題を発見し、又はその解決を図ることをいう。
- (4) 市政 市の行政及び市議会の活動の総体をいう。
- (5) 自治 まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。
(基本原則)

第3条 市民、市及び市議会は、次に掲げる事項を自治の基本原則として定め、市民のまちづくりの実践により培われた知恵と活力が自治に活かされるよう努めなければならない。

- (1) 市民、市及び市議会が自治に関する情報を共有すること。
- (2) 市民のまちづくりへの参画を促進すること。
- (3) 市民の市政への参画を保障し推進すること。
- (4) 市民、市及び市議会それぞれが果たすべき役割を自覚し、相互に協力し合うこと(以下「協働」という。)により自治を進めること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 未成年者は、その年齢に応じた市政に参画する権利を有する。
- 3 市民は、互いに対等な立場で前2項に規定する権利を行使することができる。
- 4 市民は、自主性及び自立性が尊重されるとともに、市政への参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けない。

(市民の義務)

第5条 市民は、住みよいまち善通寺を自ら創造するため、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、主権者として自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。

(地域共同体)

第6条 市民は、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながり及び福祉、環境、教育等のまちづくりに関する課題を基礎として形成される人と人とのつながりである地域共同体(コミュニティ)を守り育てるよう努めるものとする。

- 2 地域共同体(コミュニティ)は、次に掲げる活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより、まちづくりの担い手となるよう努めるものとする。
 - (1) 市民の自発的なまちづくりの促進及び啓発に関する活動
 - (2) 防災、防火、交通安全等の地域安全に関する活動
 - (3) 道路、河川の清掃等の環境保全に関する活動
 - (4) 保健、医療又は福祉の増進に関する活動
 - (5) 社会教育の推進に関する活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動
 - (7) その他まちづくりに有効であると認められる活動

第3章 行政

(市の責務)

第7条 市は、自主的かつ主体的な市民のまちづくり並びに地域共同体(コミュニティ)の活動の重要性及び必要性を提唱し、周知することにより、市民によるまちづくりを促進するよう努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、市民に対し市の行政に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。
- 3 市は、市民の意思を市の行政に反映することを目的として、市民参画に関する制度を設けなければならない。
- 4 市は、市民の市政への参画を推進するため、市の行政について、市民の興味を喚起しなければならない。

(市長の権限及び責務)

第8条 市長は、善通寺市を代表し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 市長は、その補助機関たる職員を適切に指揮監督するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託に応えなければならない。

3 市長は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市の行政を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

(特別職等の宣誓)

第9条 市長、副市長及び教育長は、就任に当たって、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の充実及びこの条例の目的の実現のために職務を遂行する旨を宣誓しなければならない。

(市の組織及び職員の責務)

第10条 市の組織は、迅速で柔軟かつ組織横断的な運営を行うことを目的として、常に見直されなければならない。

2 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市の職員は、市民の意思及び善通寺市における課題を常に把握するとともに、法務及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

(財政運営)

第11条 市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。

2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

(自治立法)

第12条 市は、市民の意思に基づく市の行政を実現するため、自主的な条例、規則等の制定（以下「自治立法」という。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 市長は、総合的な自治立法を行うため、福祉、環境、教育等の各行政分野における基本条例の制定に努めなければならない。

(基本構想)

第13条 市は、法の定めるところにより、市議会の議決を経て基本構想を定め、その実現を図るため計画を策定し、これに即して市の行政を運営しなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、前項に定める基本構想、計画を策定しなければならない。

3 市長は、計画に基づく事務事業（以下「事務事業」という。）の進行状況について管理し、市民に公表しなければならない。

第4章 市議会

(市議会の権限及び責務)

第14条 市議会は、市の行政を監視し、牽制するものであって、法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに市に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

2 市議会は、審議能力の向上に努めるとともに、市民に市議会に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市議会は、市民の市政に対する関心と参画意欲を高めるため、次に掲げる事項に取り組むことにより、市民参画を推進し、情報の共有化を図らなければならない。

(1) 法に定める公聴会制度、参考人制度の活用に関すること。

(2) 第18条に規定する情報共有の制度に関すること。

- (3) 会議開催日時を検討する等、市民の傍聴を容易にすること。
- (4) その他市民参画の推進及び情報の共有化に必要であると認められること。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、良心と責任を持ち、地方自治の健全な発展に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、市民との対話に心がけ、市民の意思の把握に努めるとともに、自らの議員活動に真摯に取り組むことにより、市民の信託に応えなければならない。
- 3 市議会議員は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市議会の活動を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 市議会は、会議を公開することにより、公正な討議を実現するよう努めなければならない。

- 2 会議は、前項の規定にかかわらず、個人情報保護のため等相当の理由があるときは、法又は条例で定めるところにより秘密会とすることができる。

第5章 情報共有

(市政情報の公開及び提供)

第17条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市民の請求に応じ、保有する公文書を開示するとともに、積極的に市政に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報共有)

第18条 市及び市議会は、次に掲げる制度を設けることにより、自治に関する情報の共有化を図り、市民との交流を深めるよう努めなければならない。

- (1) 市政に関する情報を提供、説明又は周知する制度
- (2) 市民からのまちづくりに関する情報又は市政についての提案を収受する制度

(個人情報の保護)

第19条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市政に関する情報の提供その他市政の運営に当たって、個人情報を保護しなければならない。

第6章 市民参画

(重要な計画等への参画)

第20条 市は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法(以下「市民参画の手続」という。)により意見を求めなければならない。

- 2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、規則で定める計画を除く計画
 - (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例(法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。)並びに規則で定める条例を除く条例
 - (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等
- 3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。

(市民参画の手続)

第21条 市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて、市が適切であると認めたいずれかの方法によるものとする。ただし、重複して実施することを妨げない。

- (1) 意見提出手続(パブリックコメント)
- (2) アンケート又は参加型検討会(ワークショップ)

- (3) 審議会その他の附属機関の委員の公募
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が有効であると認めた方法
(その他の市民参画)

第22条 市は、事務事業の実施又は評価に関する業務のうち、市民が携わることが可能であると認められるものについては、市民の参画を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、毎会計年度の当初予算を編成しようとするときは、予算編成方針を公表し、市民の意見を徴することにより市民参画の機会を設けるよう努めなければならない。

第7章 住民投票

(住民投票)

第23条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。
- 3 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。
- 4 市議会議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。
- 5 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 6 市長は、投票後、住民投票の対象となった事案について、市民及び市議会と意見を交換する場を設けなければならない。
- 7 前項の意見を交換する場は、公開とする。

第8章 委員会

(善通寺市住民自治推進委員会)

第24条 市民参画の適正かつ円滑な推進及び住民自治の充実を図ることを目的として、善通寺市住民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市民は、市民参画の手続に関して、委員会に意見を提出することができる。
- 3 委員会の任務は、次に掲げるものとする。
 - (1) この条例の目的を達成するために必要と認める事項及び前項に規定する意見について、独自に調査、審議し、市長に意見を述べること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、第20条から第22条までに規定する市民参画、前条に規定する住民投票その他住民自治の充実に関することについて審議し、答申すること。
- 4 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。ただし、第2号に掲げる委員の数が、委員総数の2分の1を下回ってはならない。
 - (1) 地方自治に関して優れた識見を有する者
 - (2) 公募による市民
- 5 公募により委嘱された委員が欠けた場合において、補欠委員を委嘱する必要があるときは、公募によらず委嘱することができる。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第9章 位置付け

(位置付け)

第25条 この条例は、自治の基本的事項について善通寺市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第10章 見直し

(見直し)

第26条 市及び市議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が善通寺市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならない。

第11章 委任

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月13日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第5条中善通寺市長及び助役の給与及び旅費に関する条例第3条から第6条までの改正規定並びに第7条の規定は、公布の日から施行する。

■資料-3

○第2次善通寺市農業基本計画策定までの経緯

表 策定経緯

年月	会議等
平成19年8月31日	第1回基本対策審議会
平成19年9月12日	第1回意見交換会（筆岡地区）
平成19年9月13日	第1回意見交換会（上郷地区）
平成19年9月14日	第1回意見交換会（吉田地区）
平成19年9月18日	第1回意見交換会（与北地区）
平成19年9月19日	第1回意見交換会（麻野地区）
平成19年9月20日	第1回意見交換会（龍川地区）
平成19年9月21日	第1回意見交換会（吉原地区）
平成19年9月12日 ～10月11日	第2次善通寺市農業基本計画 アンケート調査実施期間
平成19年11月29日	第2回基本対策審議会
平成19年12月6日	第2回意見交換会（龍川地区）
平成19年12月7日	第2回意見交換会（吉原地区）
平成19年12月10日	第2回意見交換会（吉田地区）
平成19年12月14日	第2回意見交換会（筆岡地区）
平成19年12月15日	第2回意見交換会（麻野地区）
平成19年12月20日	第2回意見交換会（与北地区）
平成19年12月21日	第2回意見交換会（上郷地区）
平成20年1月25日	農業委員会
平成20年2月1日 ～3月3日	パブリックコメント実施期間
平成20年2月8日	建設経済委員会
平成20年3月7日	第3回基本対策審議会

■資料-4

○善通寺市農業基本対策審議会委員名簿

第1回基本対策審議会審議委員

氏名	備考
高畑 誠二(会長)	学識経験者
山崎 明信	農協職員
新池 浩二	学識経験者
藤田 松雄	農業委員
島田 満沖	学識経験者
西野 アサ子	学識経験者
塩田 武志	学識経験者
大西 智則	学識経験者

第2回基本対策審議会審議委員

氏名	備考
高畑 誠二(会長)	学識経験者
遠山 建治	農協役員
新池 浩二	学識経験者
藤田 松雄	農業委員
島田 満沖	学識経験者
西野 アサ子	学識経験者
塩田 武志	学識経験者
大西 智則	学識経験者

第3回基本対策審議会審議委員

氏名	備考
高畑 誠二(会長)	学識経験者
遠山 建治	農協役員
新池 浩二	学識経験者
大川 善四郎	農業委員
島田 満沖	学識経験者
西野 アサ子	学識経験者
塩田 武志	学識経験者
大西 智則	学識経験者

第2次善通寺市農業基本計画策定における
農業・農村振興に関するアンケート
調査結果報告書

平成 19 年 10 月
善通寺市

目 次

I	調査概要	99
II	調査結果	101
1	居住地区	101
2	所属団体	101
3	年間を通じて農作業を中心に行っている者の年齢	102
4	年間を通じて補助的に農作業をしている者の有無	103
5	農繁期のパートの雇用	104
6	後継者の有無	104
7	後継者の年間農作業頻度	105
8	農地面積	106
9	生産額上位の農作物	107
10	年間の農業所得	111
11	農業経営上の問題点	113
12	今後の農業希望について	114
13	農業が続けられると思う年数	114
14	認定農業者について	115
15	農業の法人化について	119
16	地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託について	123
17	遊休化した農地を市民農園や体験農園として利用することについて	126
18	消費者と直接販売したり産直に参加することについて	126
19	特に力を入れるべき農業振興上の施策	133
20	特に力を入れるべき農村整備上の施策	135
III	自由意見のとりまとめ	137
1	自由意見	137

I 調査概要

1 調査の対象

善通寺市内の農家全世帯

2 調査方法

生産組合長を通じて、各農家に配布・回収を依頼

3 調査期間

平成 19 年 9 月 12 日～10 月 11 日

4 調査票配布・回収状況

アンケートの総配布数は、2,290 件であり、有効回収数は 2,051 件で有効回収率は 89.6%であった。

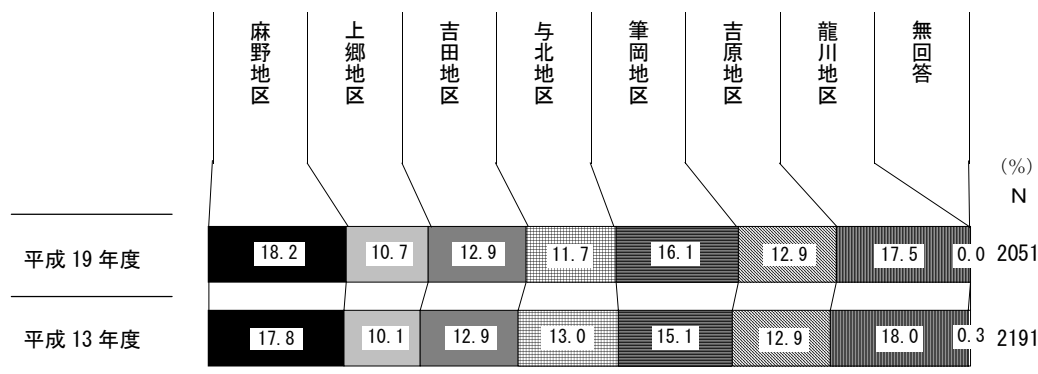
◎ 報告書をみる際の注意点

- 1 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した。そのために、百分率の合計が 100%にならないことがある。
- 2 質問文の中に、複数回答が可能な質問があるが、その場合、回答の合計は調査数を上回ることがある。
- 3 図中の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合がある。

II 調査結果

1 居住地区

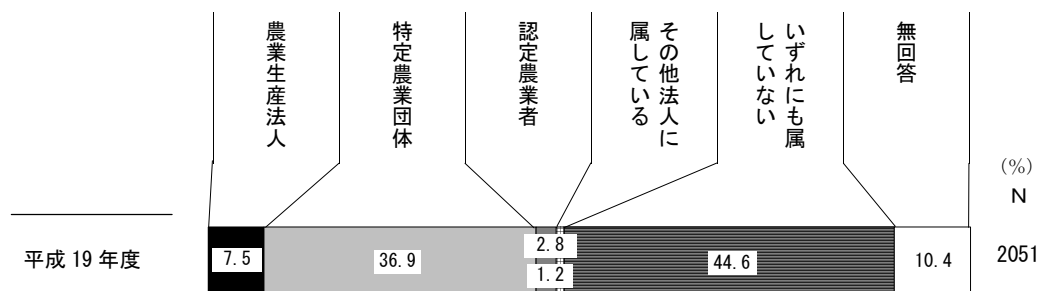
問1 あなたは、どこの地区にお住まいですか。



住まいについて、「麻野地区」が 18.2%と最も高く、ついで「龍川地区」(17.5%)、「筆岡地区」(16.1%) となっている。

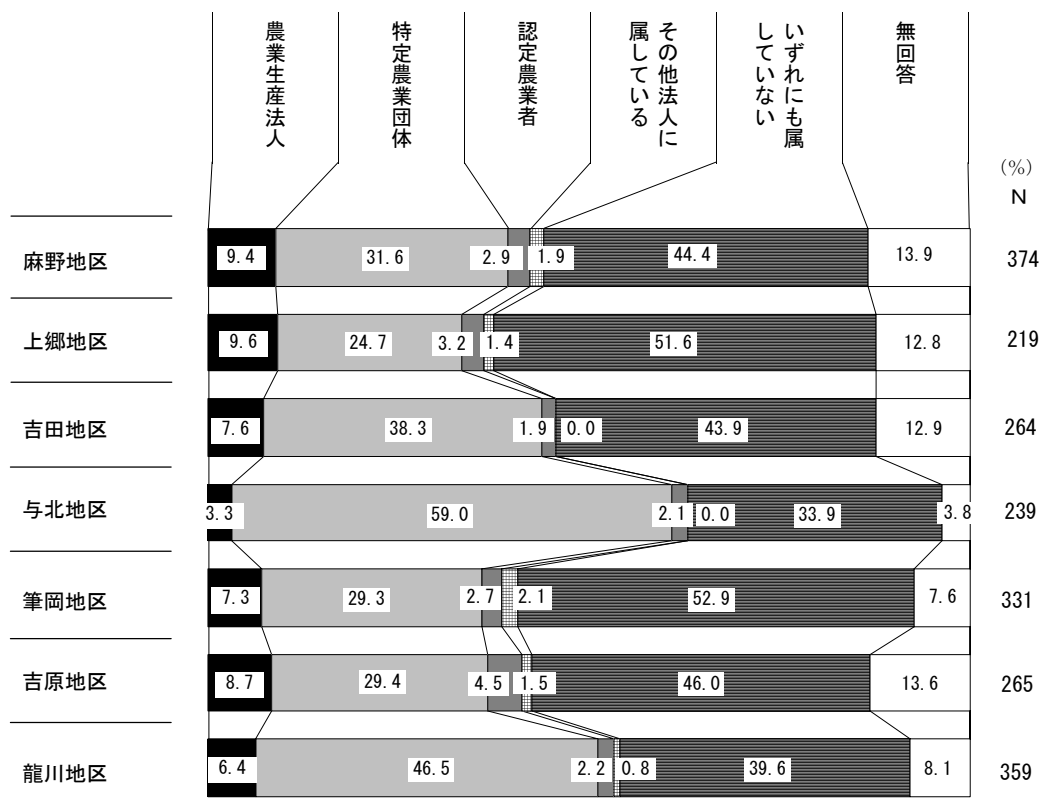
2 所属団体

問2 あなたは、団体等に加盟していますか（重複する場合は該当する団体を選択）。



団体等への加盟の有無について、「いずれにも属していない」が 44.6%と最も高く、ついで「特定農業団体」(36.9%)、「農業生産法人」(7.5%) となっている。

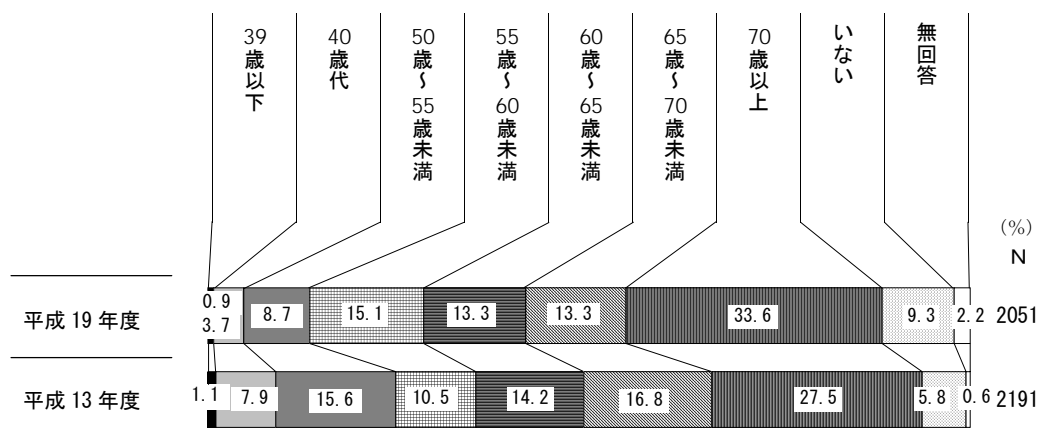
【居住地区別】



団体等への加盟の有無について、居住地区別でみると、与北地区では他の地区と比べて「特定農業団体」が59.0%と最も高くなっている。

3 年間を通じて農作業を中心に行っている者の年齢

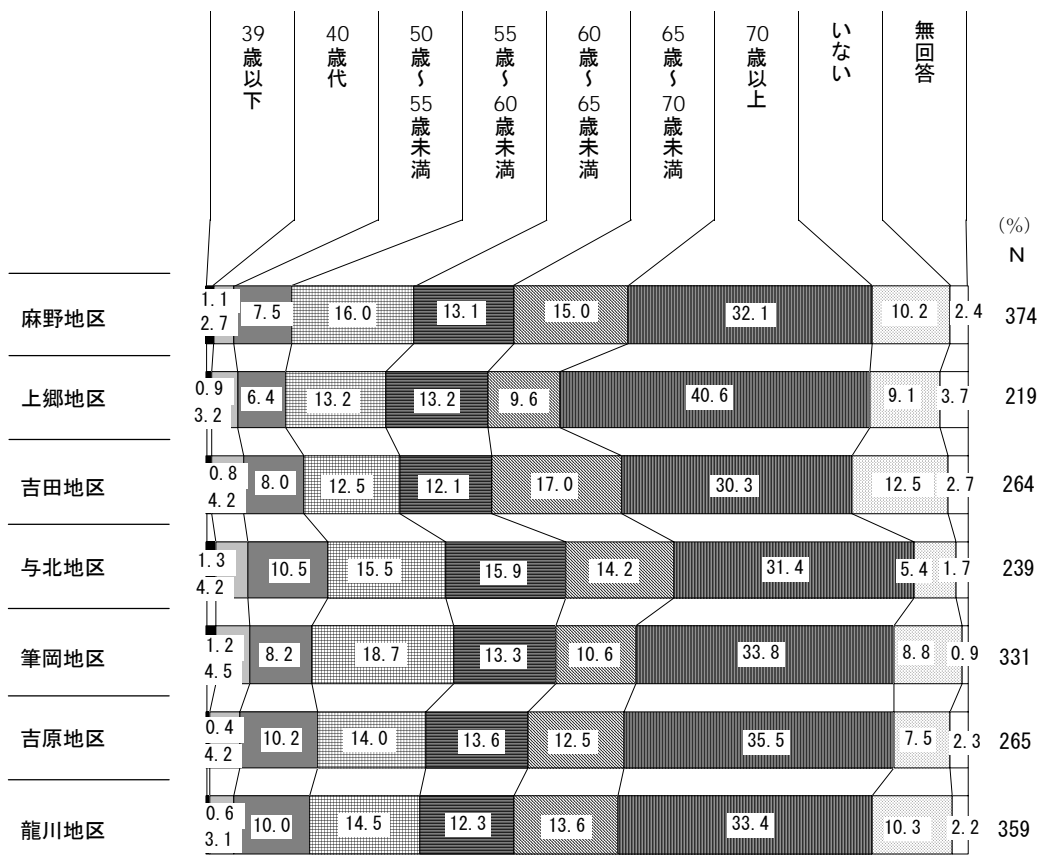
問3 お家で年間を通じて農作業の中心となっている方の年齢は？



農作業の中心となっている方の年齢について、「70歳以上」が33.6%と最も高く、おおよそ半数程度（46.9%）が65歳以上となっている。

平成13年度調査と比べると、「70歳以上」「55歳～60歳未満」がそれぞれ6.1%、4.6%増加し、「40歳代」「50歳～55歳未満」がそれぞれ4.2%、6.9%減少しており、農作業の中心となっている方の高齢化がうかがえる。

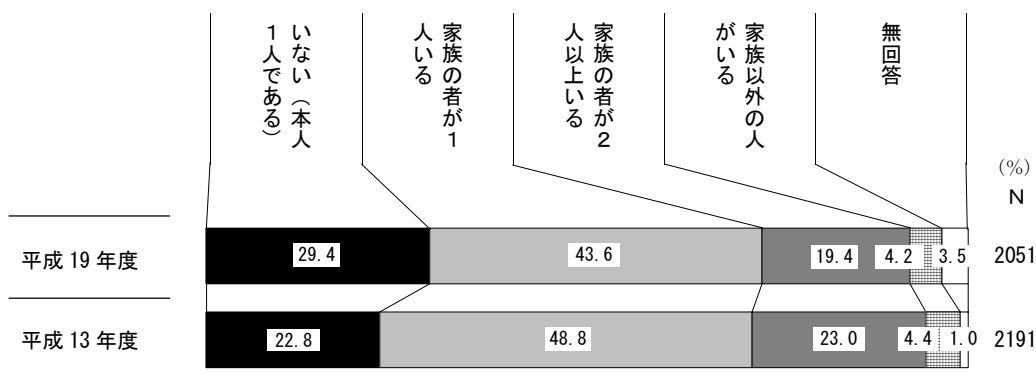
【居住地区別】



農作業の中心となっている方の年齢について、居住地区別でみると、上郷地区では「70歳以上」が40.6%と最も高くなっている。

4 年間を通じて補助的に農作業をしている者の有無

問4 お家で年間を通じて補助的に農作業をされている方はいますか。

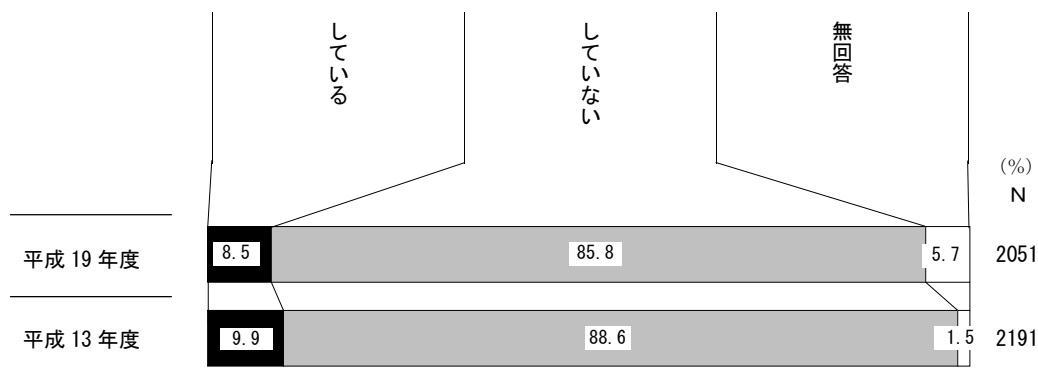


年間を通して補助的に農作業をされている方の存在について、「家族の者が1人いる」が43.6%と最も高く、ついで「いない(本人1人である)」(29.4%)、「家族の者が2人以上いる」(19.4%)、「家族以外の人がいる」(4.2%)となっている。

平成13年度調査と比べると、「家族の者が1人いる」「家族の者が2人以上いる」がそれぞれ5.2%、3.6%減少している。また、「いない(本人1人である)」が6.6%増加しており、年間を通して補助的に農作業をされている方が少なくなっていることがうかがえる。

5 農繁期のパートの雇用

問5 農繁期などにはパート雇用を活用していますか。

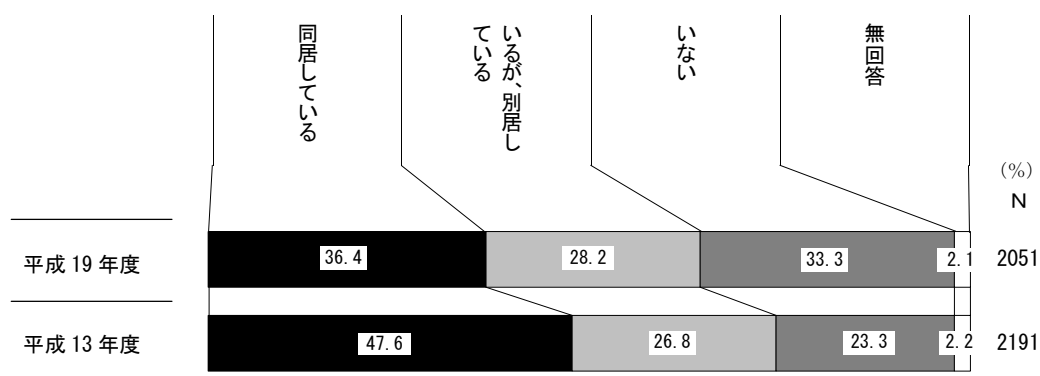


農繁期などのパート雇用の有無について、「している」が8.5%、「していない」が85.8%と多くの農家がパート雇用を行っていない結果となっている。

平成13年度調査と比べると、パート雇用の有無についてあまり差がみられない。

6 後継者の有無

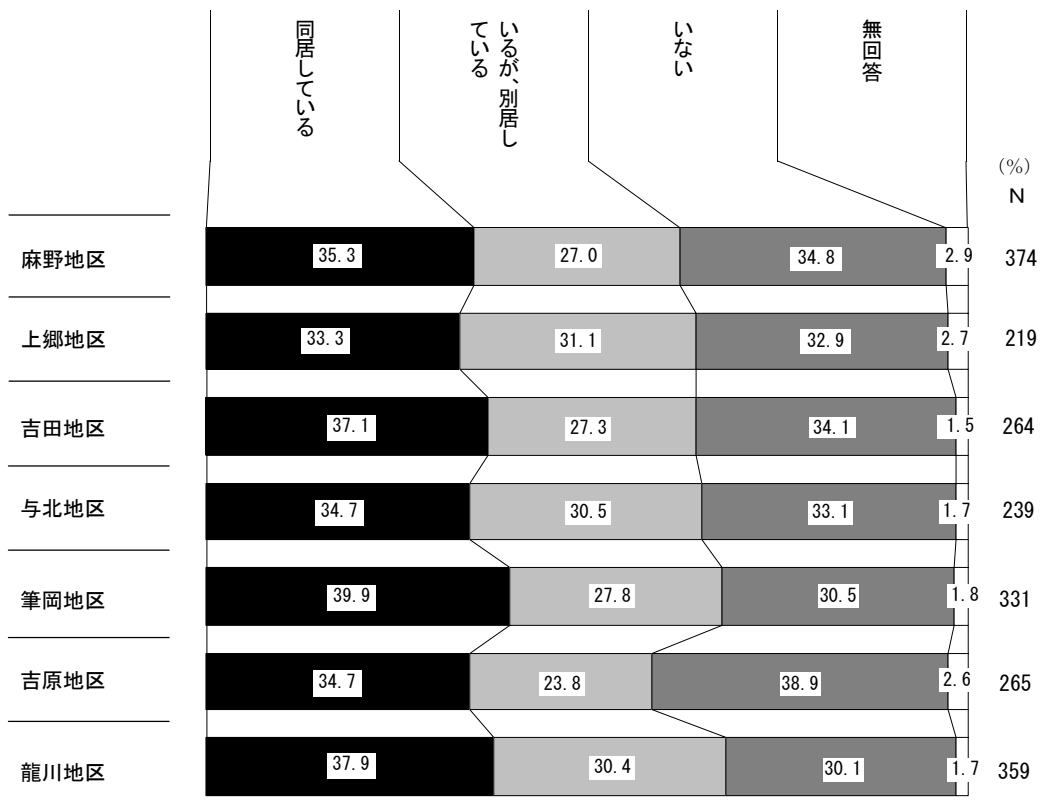
問6 お宅の後継ぎの方はいますか。



後継ぎの有無について、「同居している」が36.4%と最も高く、ついで「いない」(33.3%)、「いるが、別居している」(28.2%)となっている。また「同居している」と「いるが、別居している」とをあわせた『後継ぎがいる』は64.6%となっている。

平成13年度調査と比べると、「いるが、別居している」「いない」がそれぞれ1.4%、10.0%増加し、「同居している」は11.2%減少している。『後継ぎがいる』では、74.4%から64.6%へと9.8%減少しており、後継ぎ不足の顕在化がうかがえる。

【居住地区別】

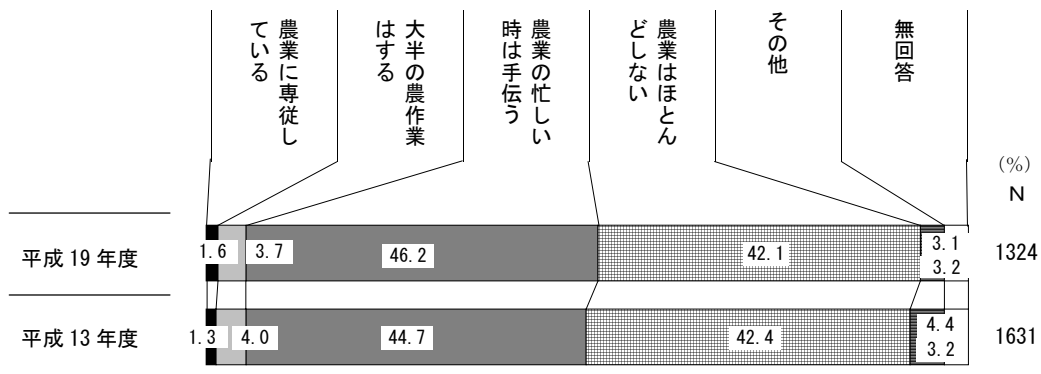


後継ぎの有無について、居住地区別でみると、吉原地区では「いない」が 38.9%と最も高くなっている。

7 後継者の年間農作業頻度

☆ 問6で「1. 同居している」または「2. いるが、別居している」と回答した方がお答えください。

問7 後継ぎの方は年間どの程度農作業に従事されていますか。

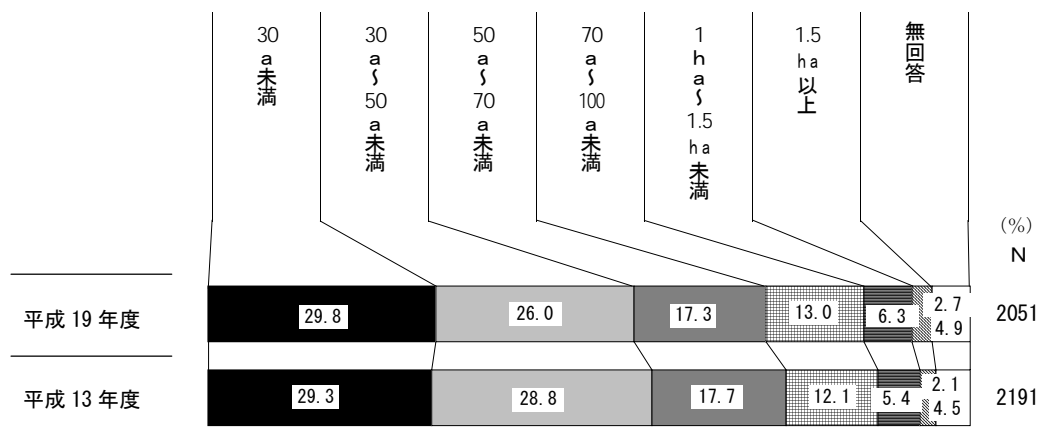


後継ぎの農作業への従事程度について、「農業の忙しい時は手伝う」「農業はほとんどしない」がそれぞれ 46.2%、42.1%と高くなっている。

平成 13 年度調査と比べると、後継ぎの農作業への従事程度についてあまり差がみられない。

8 農地面積

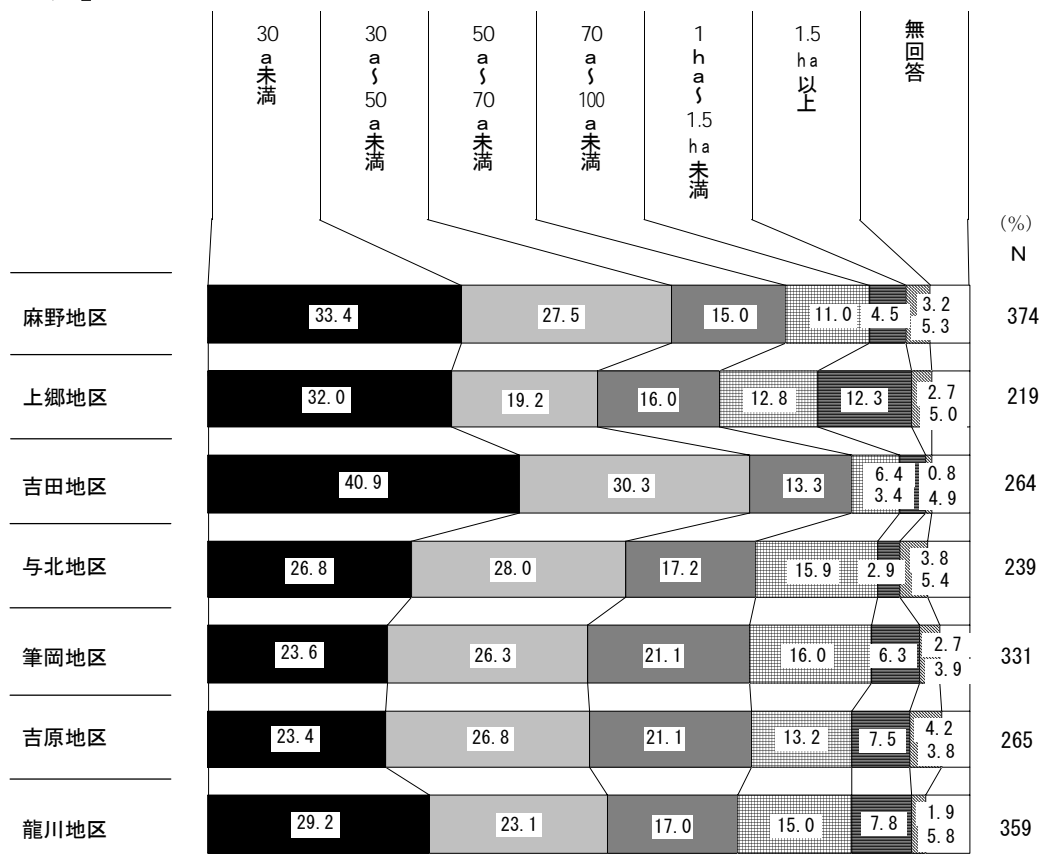
問8 お宅の農地（水田や畑地、果樹園等で、借入地を含む。）はどのくらいありますか。



農地面積について、「30a未満」が29.8%と最も高く、「30a~50a未満」(26.0%)、「50a~70a未満」(17.3%)、「70a~100a未満」(13.0%)、「1ha~1.5ha未満」(6.3%)、「1.5ha以上」(2.7%)となっている。

平成13年度調査と比べると、農地面積についてあまり差がみられない。

【居住地区別】

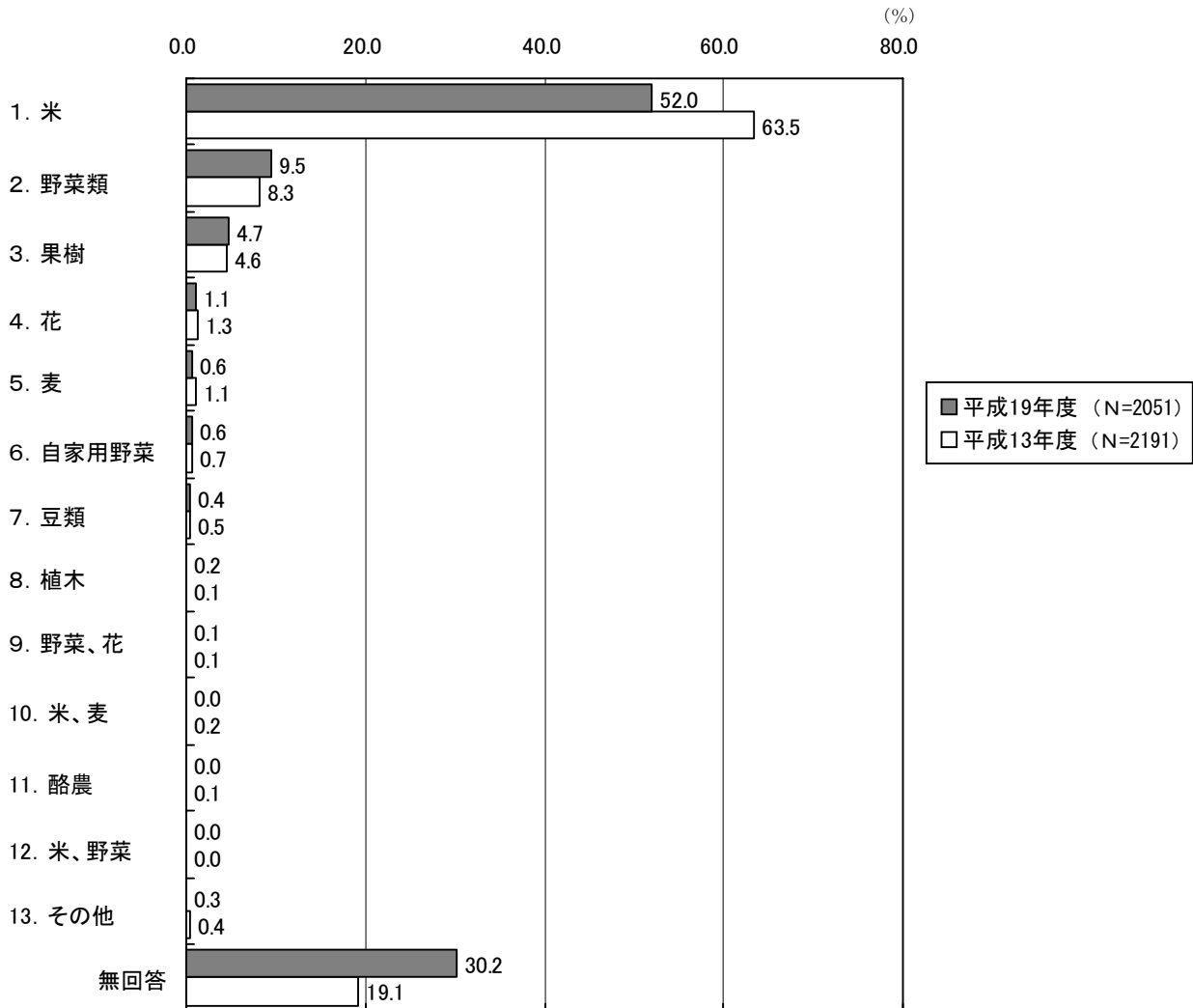


農地面積について、居住地区別にみると、吉田地区では「30a未満」が40.9%、「30a~50a未満」が30.3%とそれぞれ最も高く、小規模農家が多いことがうかがえる。また、上郷地区では「1ha~1.5ha未満」が12.3%と高くなっている。

9 生産額上位の農作物

問9 お宅で作っている農作物の上位2つまたは3つまでお答えください。

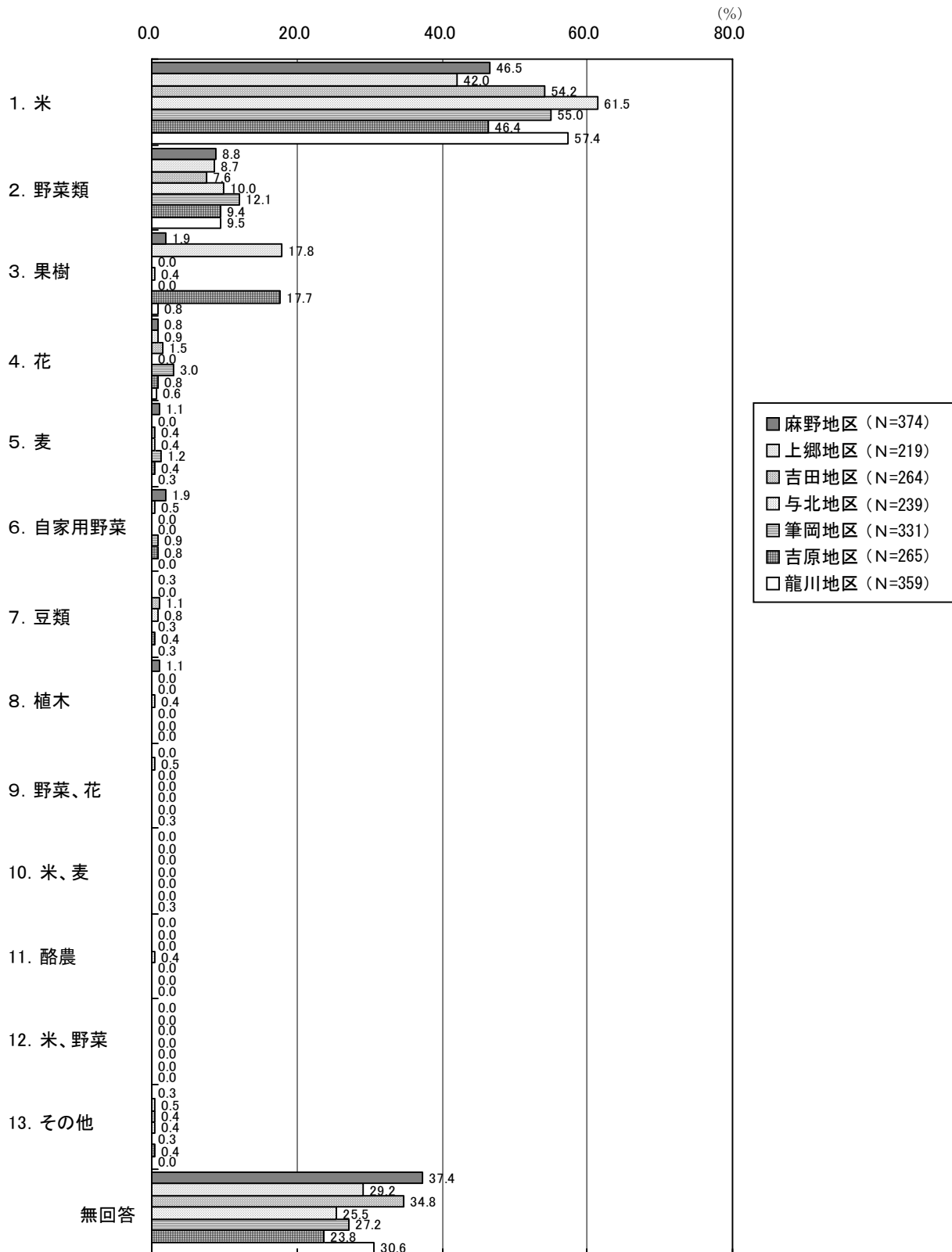
【第1位】



生産額上位の農作物（第1位）について、「米」が52.0%と最も高く、ついで「野菜類」（9.5%）、「果樹」（4.7%）となっている。

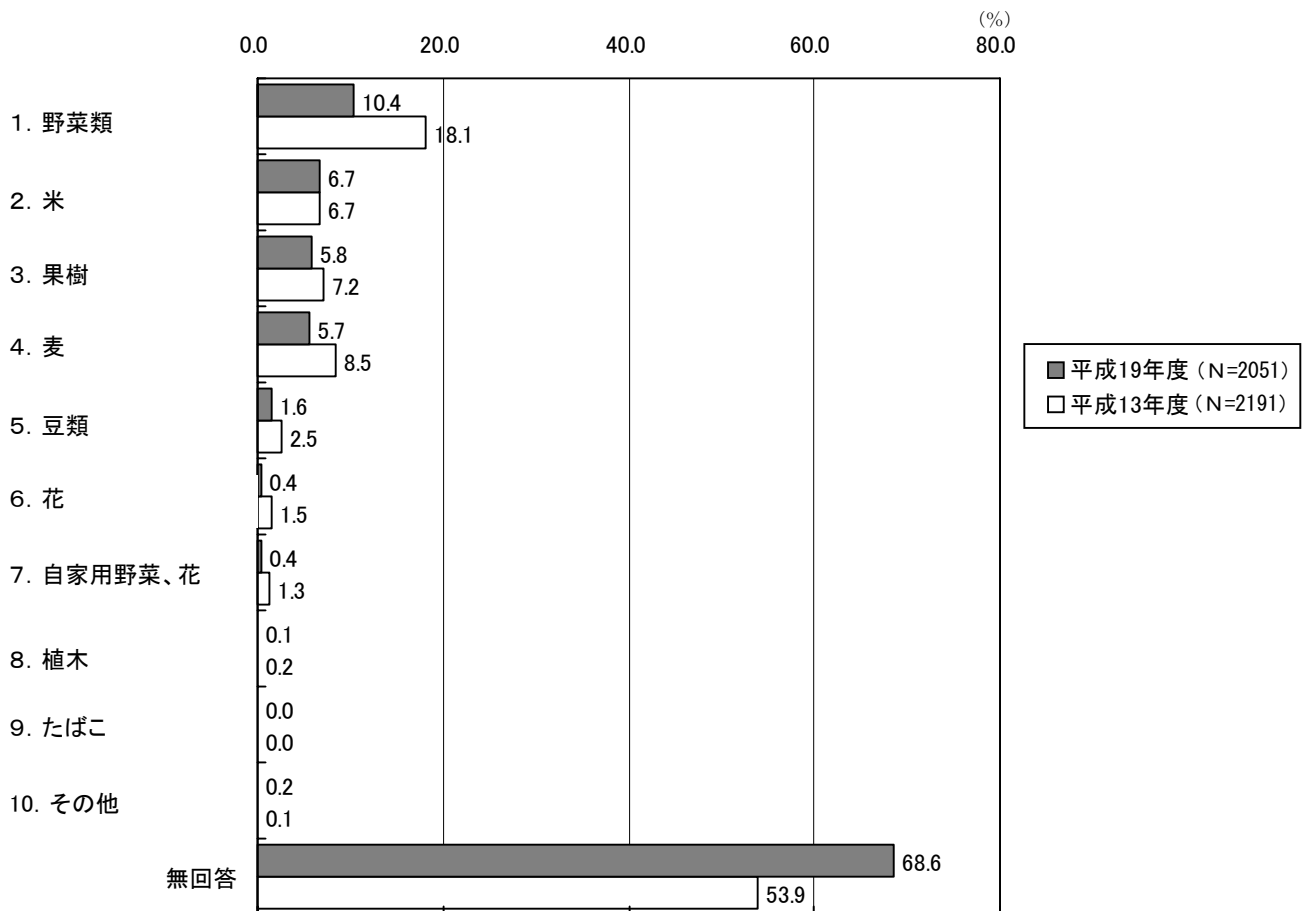
平成13年度調査と比べると、「米」が63.5%から52.0%と11.5%減少している。

【居住地区別】



生産額上位の農作物（第1位）について、居住地区別にみると、「米」では与北地区（61.5%）、「果樹」では上郷地区（17.8%）、吉原地区（17.7%）が高くなっている。

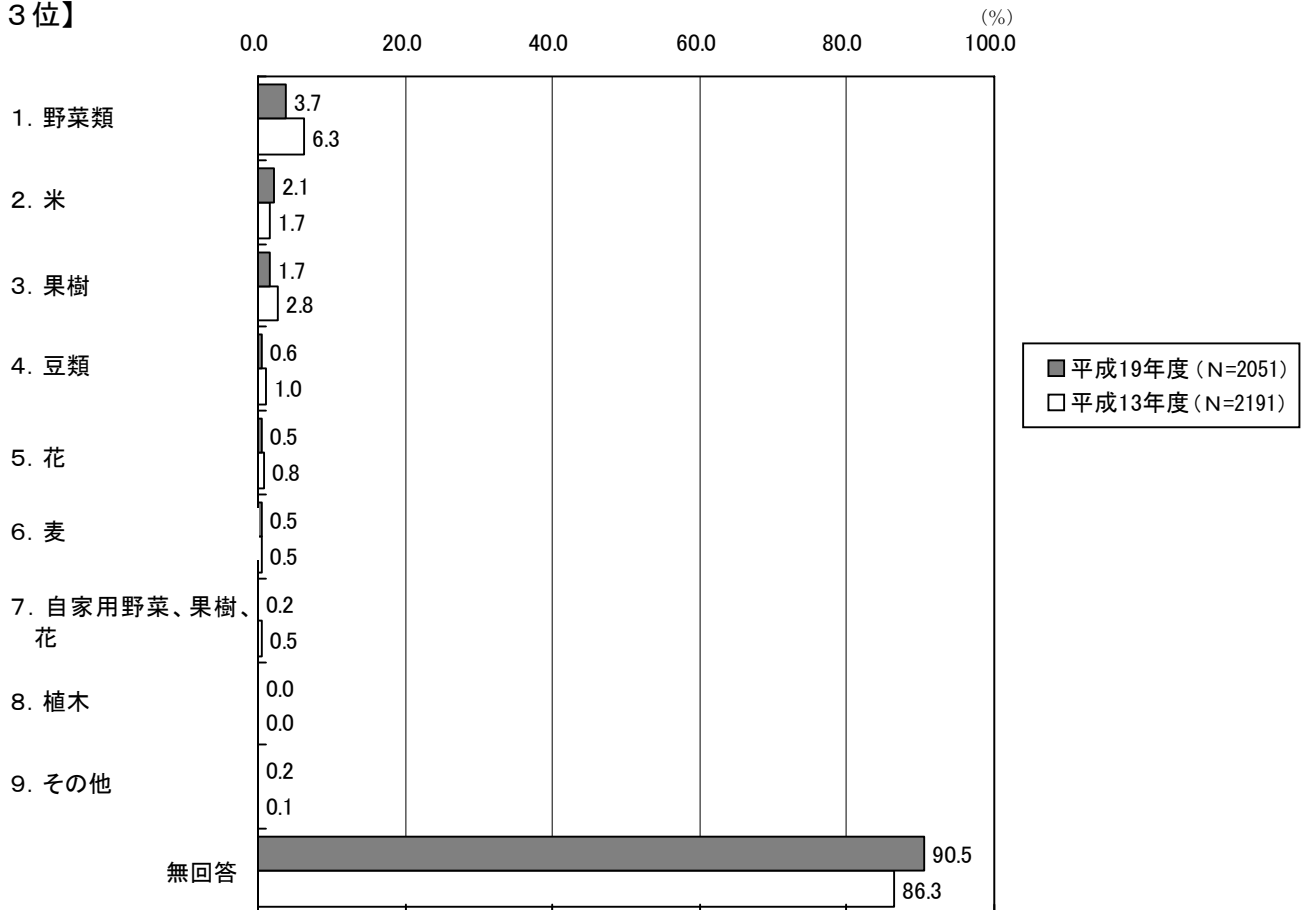
【第2位】



生産額上位の農作物（第2位）について、「野菜類」が10.4%と最も高く、ついで「米」（6.7%）、「果樹」（5.8%）となっている。

平成13年度調査と比べると、「野菜類」が18.1%から10.4%と7.7%減少している。

【第3位】



生産額上位の農作物（第3位）について、「野菜類」が3.7%と最も高く、ついで「米」（2.1%）、「果樹」（1.7%）となっている。

平成13年度調査と比べると、「野菜類」が6.3%から3.7%と2.6%減少している。

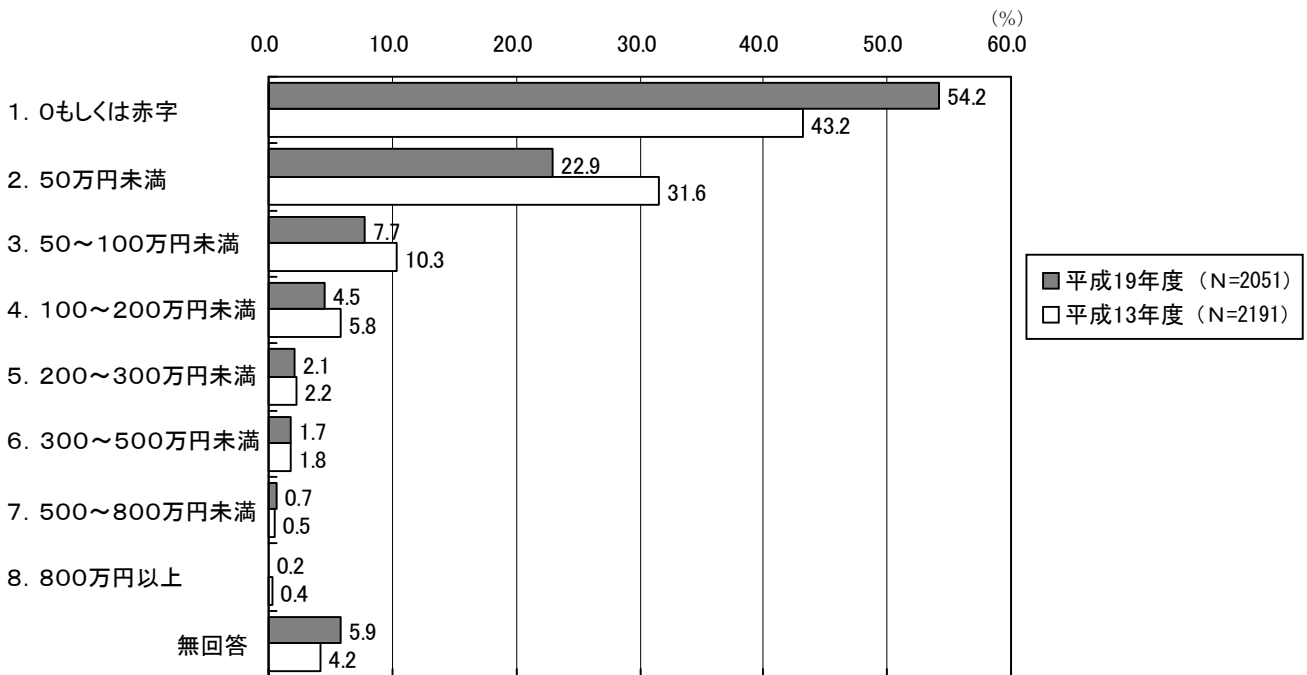
◆ 問9 第2次善通寺市農業基本計画策定に伴う農業・農村振興に関するアンケート調査
「今後作りたい農作物」について

整理・分類した結果、記入者145人、意見総数145件となっている。以下では、作りたい農作物の多い順に表にしてみた。

NO	今後作りたい農作物	件数
1	野菜	76
2	米	30
3	麦	8
4	花	6
5	自家用野菜	6
6	米・野菜	6
7	果樹	5
8	米・麦	4
9	豆類	3
10	野菜・花	1

10 年間の農業所得

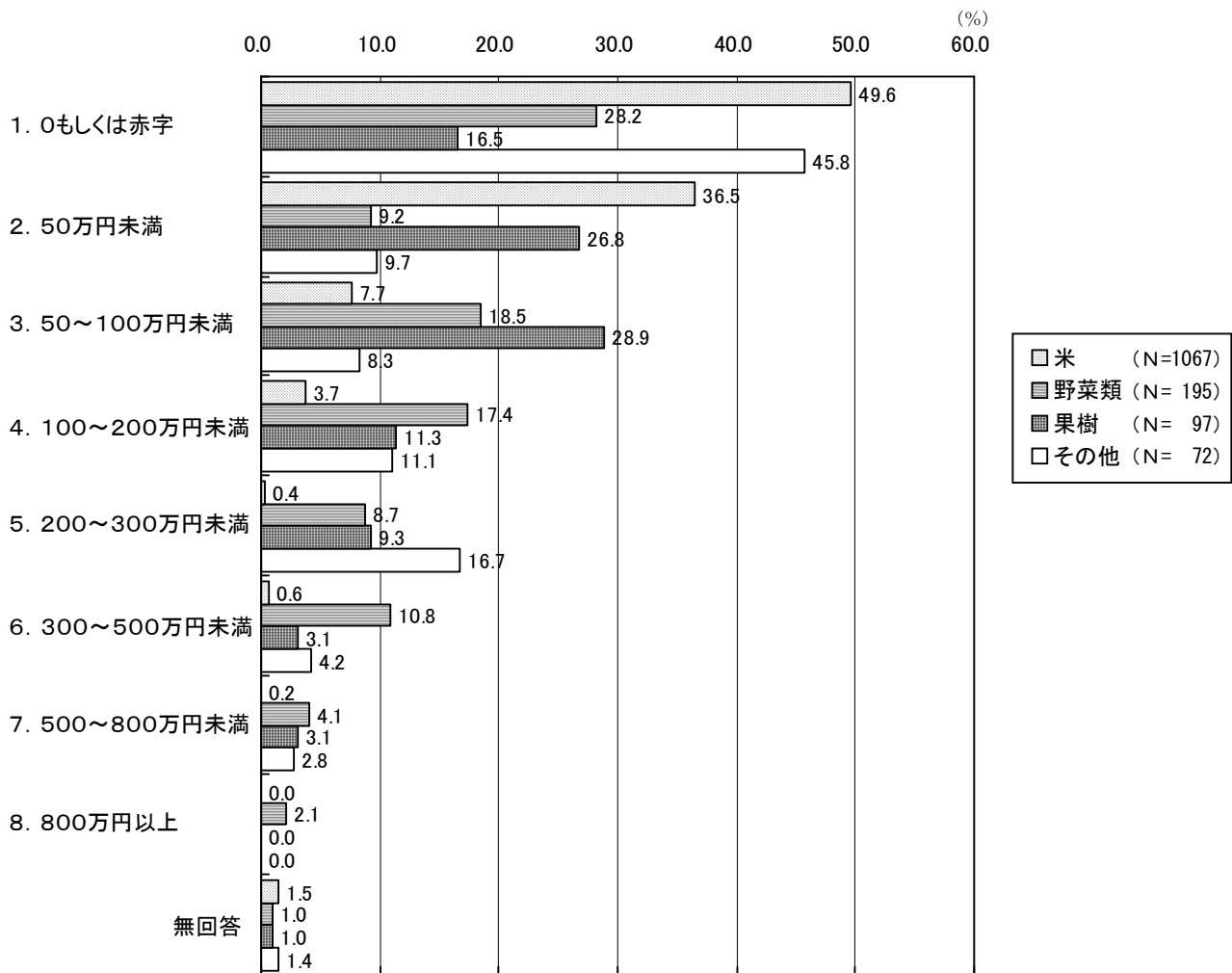
問10 年間の農業所得は、どのくらいありますか。



年間の農業所得について、「0もしくは赤字」が54.2%と最も高く、「50万円未満」(22.9%)、「50～100万円未満」(7.7%)、「100～200万円未満」(4.5%)、「200～300万円未満」(2.1%)となっている。

平成13年度調査と比べると、年間の農業所得について「50万円未満」、「50～100万円未満」、「100～200万円未満」ではそれぞれ8.7%、2.6%、1.3%減少している。また、「0もしくは赤字」では11.0%増加しており、農業所得が減少していることがうかがえる。

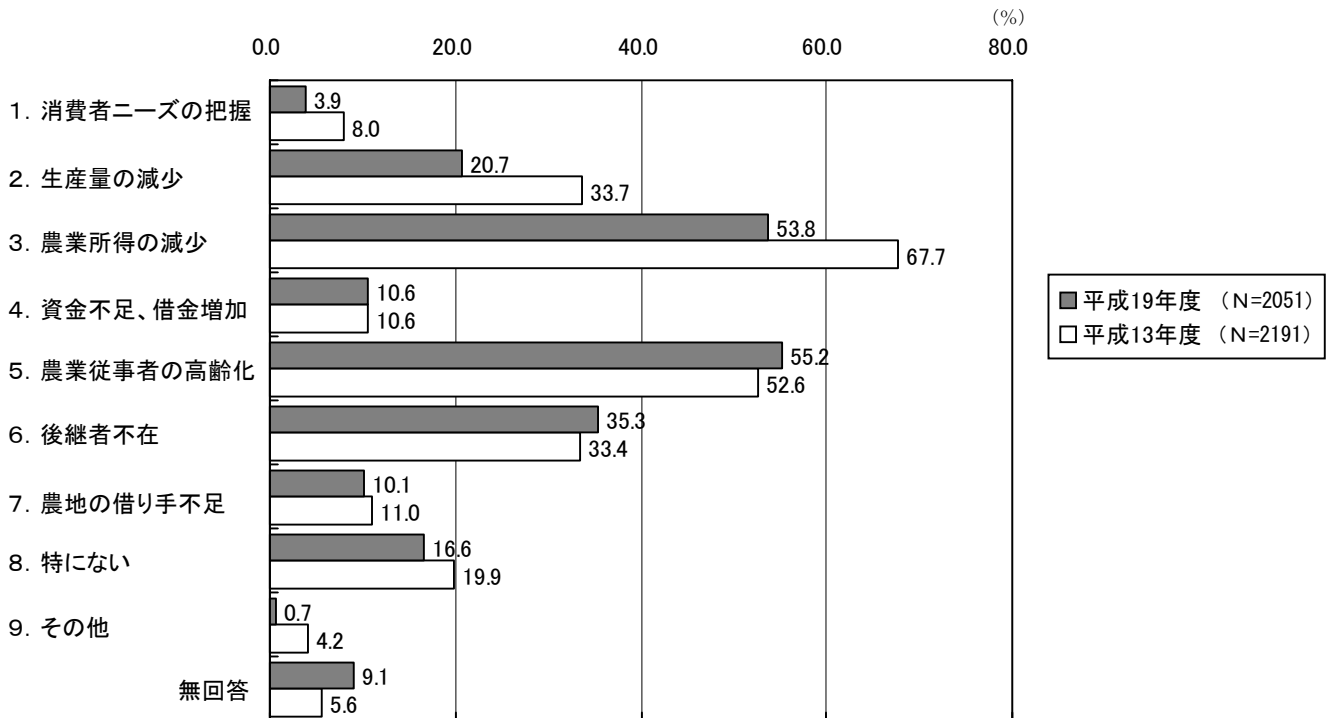
【作物別（第1位）】



年間の農業所得について、作物別にみると、米では「0もしくは赤字」、「50万円未満」がそれぞれ49.6%、36.5%と最も高く農業所得が低いことがうかがえる。

1.1 農業経営上の問題点

問1.1 お宅の農業経営上の問題点はなんですか。(3つ選択)

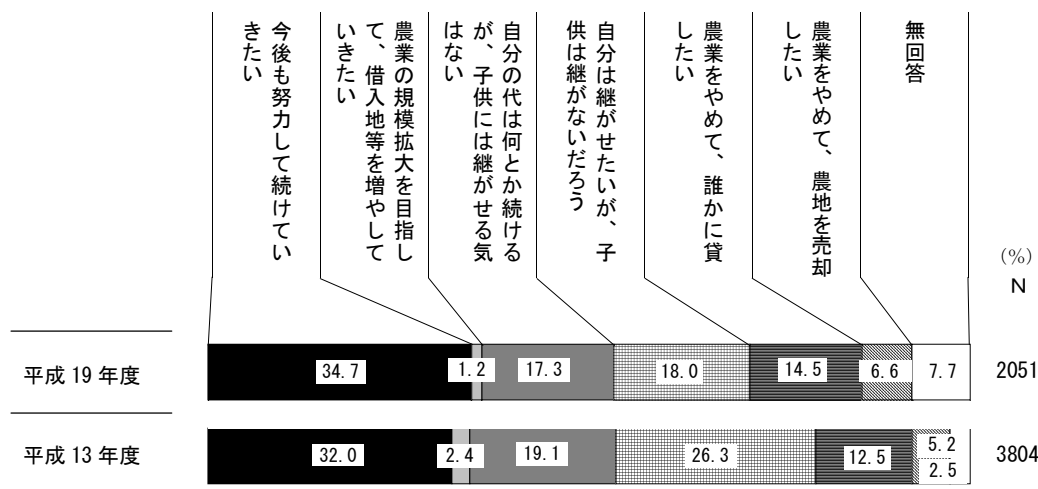


農業経営上の問題について、「農業従事者の高齢化」(55.2%)、「農業所得の減少」(53.8%) がともに5割を超えて高くなっている。ついで、「後継者不在」(35.3%)、「生産量の減少」(20.7%)、「特にない」(16.6%) となっている。

平成13年度調査と比べると、「生産量の減少」「農業所得の減少」では、それぞれ13.0%、13.9%減少している。

1.2 今後の農業希望について

問1.2 あなたは今後も農業を続けていきますか。

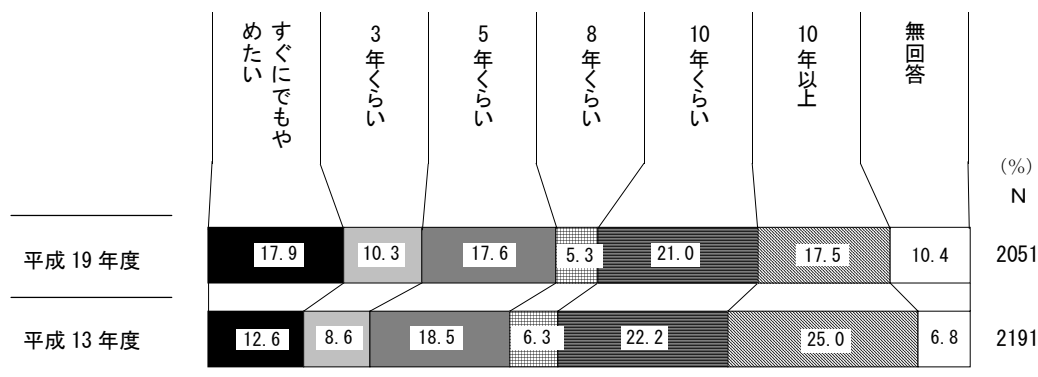


※平成 13 年度は 2 項目選択

今後、農業を続けていくかについて、「今後も努力して続けていきたい」が 34.7%と最も高く、「自分は継がせたいが、子供は継がないだろう」(18.0%)、「自分の代は何とか続けるが、子供には継がせる気はない」(17.3%)、「農業をやめて、誰かに貸したい」(14.5%)となっている。

1.3 農業が続けられると思う年数

問1.3 お宅では、あと何年くらい農業が続けられると思いますか。

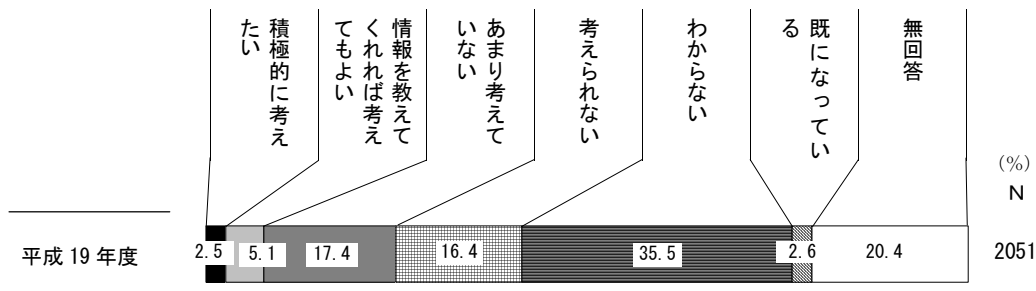


あと何年くらい農業が続けられるかについて、「10年くらい」が 21.0%と最も高く、「すぐにでもやめたい」(17.9%)、「5年くらい」(17.6%)、「10年以上」(17.5%)となっている。

平成 13 年度調査と比べると、「10年以上」が 25.0%から 17.5%と 7.5%減少している。また、「すぐにでもやめたい」が 12.6%から 17.9%と 5.3%増加しており、農業を続けることができると考えている人が少なくなっていることがうかがえる。

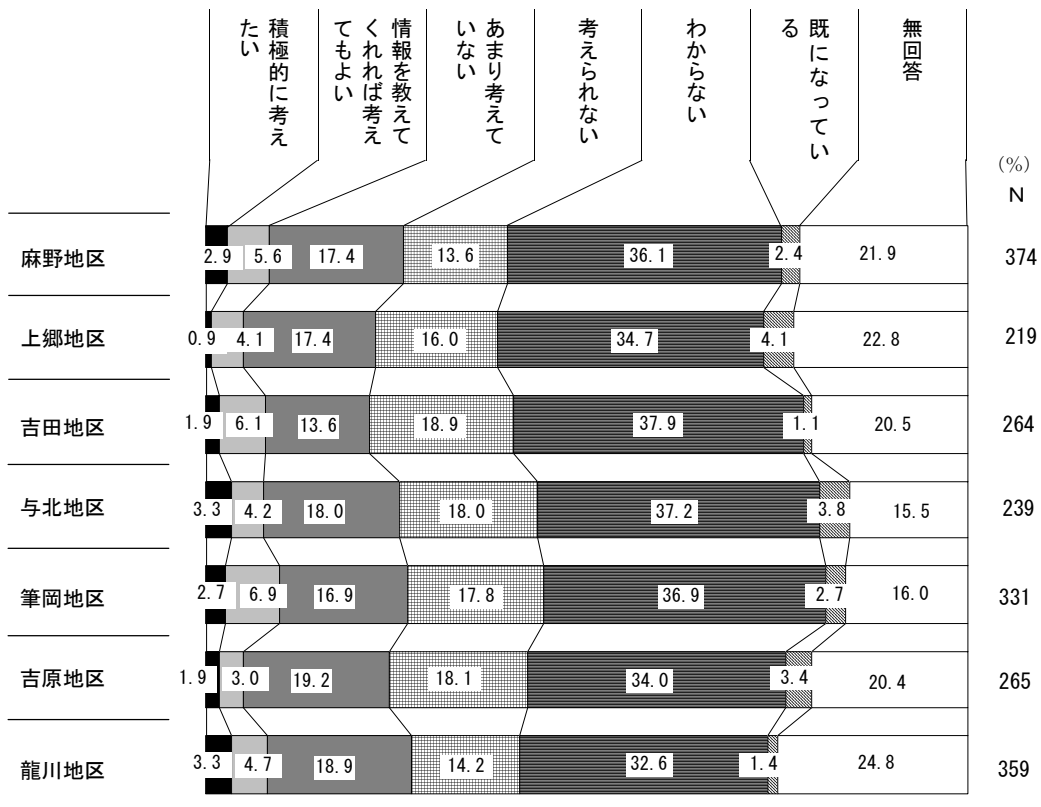
1.4 認定農業者について

問14 認定農業者になることについてどう思われますか。



認定農業者になることについて、「わからない」が35.5%と最も高く、ついで「あまり考えていない」(17.4%)、「考えられない」(16.4%)となっている。

【居住地区別】



認定農業者になることについて、居住地区別にみると、筆岡地区では「積極的に考えたい」と「情報を教えてくれれば考えてもよい」とを合わせた『考えたい』が9.6%となっている。

◆ 問 14 「認定農業者になることについて『あまり考えていない』または『考えられない』と回答した理由」について

整理・分類した結果、記入者 288 人、意見総数 288 件となっている。以下では、意見をピックアップしてとりあげる。

(1) 高齢・体力不足・病気のため (116件)

NO	意見の内容	居住地区
1	年齢的に今の状況で精一杯である	筆岡地区
2	高齢になっている。若者（家族）が農作業に意欲がない	筆岡地区
3	私は年齢 77 歳になっているし、息子は他の会社に勤めていて（53 歳）今すぐに専業農業はできない	龍川地区
4	年齢的な点又、息子たちは定年後に本格的に農業に取り組むかどうかは未定	与北地区
5	年齢的に今後農業を積極的に取り組む気になれない。	与北地区
6	若ければ積極的に考えたいのですが、高齢のため深く考えていない。	上郷地区
7	規模を拡大するのであれば認定農業者と考えても良いが、高齢の為今後農業をする期間がない。	吉田地区
8	年齢と体調の変化	吉原地区
9	高齢なので、今のまま続けていければよいと思っています。	筆岡地区

(2) 採算・メリットがない (28件)

NO	意見の内容	居住地区
1	水利権農作物の低価額（採算が取れない）	筆岡地区
2	先行き不安で又利益もあまり望めない。できれば農業もやめたいくらいです。	筆岡地区
3	採算の取れない規模の、小さな基盤整備ができていない農業は無理	龍川地区
4	政府が外国の言いなりになんでも輸入して値段が低下するので、経営が成り立たない。	与北地区
5	メリットなし。	吉田地区
6	農業をしても所得が少ない。	吉原地区
7	経営に合うと思われない。	麻野地区
8	規模拡大は考えられず、又、収入が見合わない。	上郷地区

(3) 農地が少ない (21件)

NO	意見の内容	居住地区
1	あまりにも規模が小さいため、考える余地がない。	筆岡地区
2	耕作面積も少ないし、今後も細々とやるだけ。	龍川地区
3	農地が少なく大規模な農業が出来ない。又、これ以上規模を拡大してまで農業をやっていけない（会社と兼ねては出来ない）	龍川地区
4	認定農業者になるだけの規模が大きい。	筆岡地区
5	農地が少なく、自分の所だけ耕作の為。	上郷地区

6	規模が小さい。	吉原地区
7	農地が少ない	麻野地区
8	農地が極めて小規模	吉田地区

(4) 現状維持でよい (15件)

NO	意見の内容	居住地区
1	現状の緑故米程度で満足している。	筆岡地区
2	現状のまま管理していく。	吉田地区
3	特に規模の拡大等は考えておらず、現状で田畑の維持が出来ればと思っている。	吉原地区
4	自分の田の管理で充分と思っている。	麻野地区
5	現状維持でよいから。	上郷地区
6	現状がいいので	与北地区

(5) 面倒、やる気・興味がない (14件)

NO	意見の内容	居住地区
1	したくない。意欲なし。	筆岡地区
2	面倒くさい。	筆岡地区
3	農業をする気がない。	龍川地区
4	農業所得不足、意欲なし。	吉田地区
5	大規模な農業をする気がないから。	麻野地区

(6) 他の仕事がある為 (13件)

NO	意見の内容	居住地区
1	会社員だから。	筆岡地区
2	別の職業をもっているから。	筆岡地区
3	兼業であるため。	与北地区
4	他に専念している事業があるので。	吉田地区
5	生活が農業主体ではない。規模も小さく5ヶ年計画も予想できない。	吉原地区

(7) 後継者・労働力不足 (11件)

NO	意見の内容	居住地区
1	後継者なし。	筆岡地区
2	自分だけの時代で終わる様な気がするから。	龍川地区
3	労働力がないため。	筆岡地区
4	人手不足。	与北地区
5	後継者が続いてくれるか問題あり。	吉原地区

(8) 農業をやめる、農業をしていない (9件)

NO	意見の内容	居住地区
1	将来農業をやめる。	筆岡地区
2	いつ農業を辞めるか分からないから。	龍川地区
3	将来において農業を継続する事はできない為。	吉田地区

(9) 将来の展望に不安 (7件)

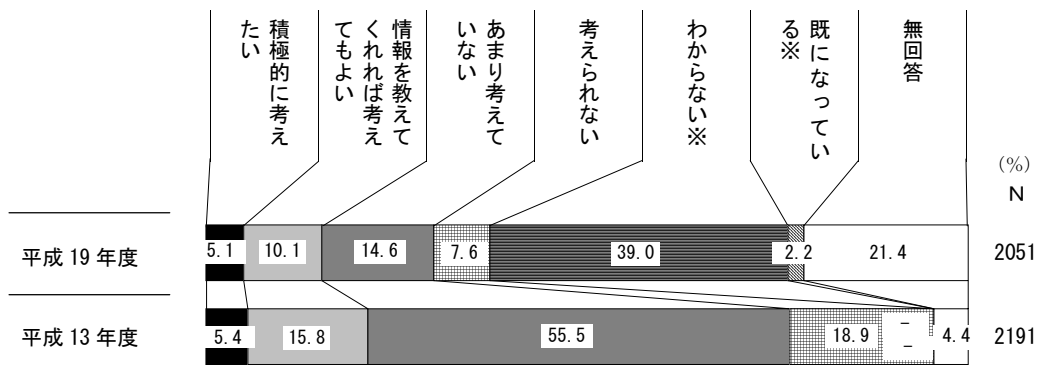
NO	意見の内容	居住地区
1	今後の農業継続が不透明なため。	筆岡地区
2	農業の将来性が見えない。	龍川地区
3	農業の将来性がないので。	吉田地区

(10) その他の意見 (54件)

NO	意見の内容	居住地区
1	自分の農業経営が実行されていけばよい。	龍川地区
2	国の政策がわからない。	龍川地区
3	農業（主に米の農作業）経験、知識がない。	与北地区
4	認証が取れない。	筆岡地区
5	保有農地でレタス栽培する予定であり、認定業者になる必要がない。	筆岡地区
6	今の認定農業者に十分問うてください。一番よく知っているはず。今の認定農業者が推奨しているか否か？	吉田地区
7	現在60才手前であり、認定農業者の作業状況を見ていると相当体を痛めて生活している様に思われる。作業時間が非常に長時間である。	吉原地区
8	現在、農作物を自家用に使うだけで資格はいらない。	吉原地区
9	認定されたら農作物を作るのに自由がないのではないかと？自分が作りたいものができないのではないかと？	麻野地区
10	作業日誌などの報告があると思う（わずらわしい）。	麻野地区
11	現在の経営改善計画を作成するのも無理。	上郷地区

15 農業の法人化について

問15 農業の法人化についてどう思われますか。

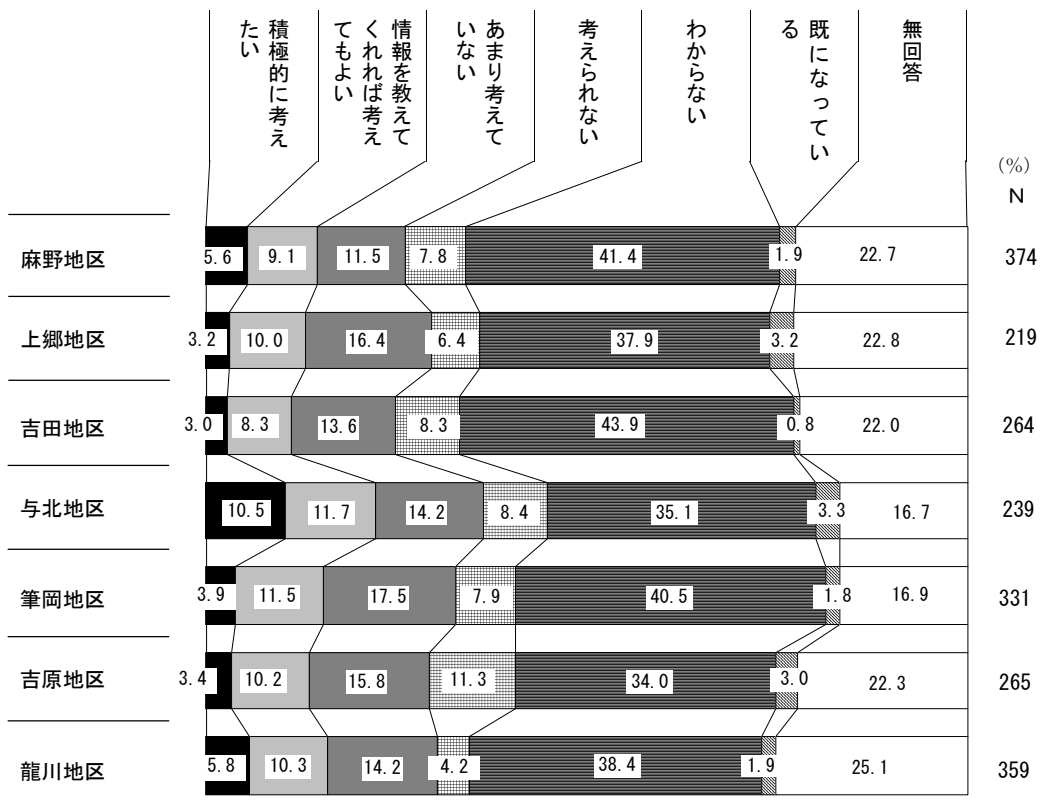


※平成13年度では項目なし

農業の法人化について、「わからない」が39.0%と最も高く、ついで「あまり考えていない」(14.6%)、「情報を教えてくれれば考えてもよい」(10.1%)となっている。

平成13年度調査と比べると、選択肢が異なるが「情報を教えてくれれば考えてもよい」、「あまり考えていない」「考えられない」がそれぞれ5.7%、40.9%、11.3%減少している。

【居住地区別】



農業の法人化について、居住地区別にみると、与北地区では「積極的に考えたい」が10.5%となっており、他の地区に比べて割合が高くなっている。

❖ II 調査結果 ❖

◆ 問 15 「農業の法人化について『あまり考えていない』または『考えられない』と回答した理由」について

整理・分類した結果、記入者 174 人、意見総数 174 件となっている。以下では、意見をピックアップしてとりあげる。

(1) 高齢・体力の問題 (25件)

NO	意見の内容	居住地区
1	高齢者である。	筆岡地区
2	年齢が高齢であるため。	龍川地区
3	足の治療に専念中(体調不良)。	与北地区
4	主な作業以外も体力的に無理。	上郷地区
5	将来いつまで農業に従事できるか不安です。(高齢のため)。	上郷地区
6	年齢(80才近い)的に無理。	吉原地区
7	本人が年齢的に年なので考えない。	麻野地区

(2) 収入・メリットの問題 (24件)

NO	意見の内容	居住地区
1	会社のような組織になるとますます、作り手の収入が減るから嫌。田んぼは自由にしたい。	筆岡地区
2	採算の取れない法人化には魅力なし	龍川地区
3	現在の酪農経営の状況では法人化のメリットがないというかわからない。集落の法人化については若い世代が入るかどうかが疑問。	与北地区
4	法人が黒字改善であればよいがそうは思わない。赤字負担には耐えられない為。	筆岡地区
5	法人化にするメリットと法的義務の発生のバランスが不明。	吉田地区
6	農業ではサラリーマン的時間・給与が出ない。	吉原地区
7	法人に加入してのメリットがよく分からない(米、麦の補助金以外)。	麻野地区

(3) 規模が小さい (19件)

NO	意見の内容	居住地区
1	法人化に参加する程の耕作地ではない。	筆岡地区
2	面積の小さい田が多いため。	龍川地区
3	農地が極めて小規模。	吉田地区
4	耕作面積が少ない為。	吉原地区
5	10a 余の農地しかないので法人化は無理。	麻野地区

(4) 法人の運営自体が困難 (9件)

NO	意見の内容	居住地区
1	法人化に失敗したところも多くある。	筆岡地区
2	基盤整備ができていない上に、米麦作のみでは法人として成り立たない。赤字は明白である。	吉田地区
3	農業の組織化は難しい為。	吉原地区

(5) 農業に魅力がない・やめたい (9件)

NO	意見の内容	居住地区
1	農業に意欲なし。	筆岡地区
2	農家の8~9割の人が転職または廃業に追い込まれる。	与北地区
3	農業を続けるつもりはない。	上郷地区

(6) 将来の展望がない (8件)

NO	意見の内容	居住地区
1	法人の行く末が解らない。	龍川地区
2	法人化に不安。	筆岡地区
3	先行不透明。	龍川地区

(7) 専業でないため (7件)

NO	意見の内容	居住地区
1	兼業のため、自由が利かない。	上郷地区
2	農業が主ではない。	吉原地区
3	努めにしているから	吉田地区

(8) 後継者・人材問題 (7件)

NO	意見の内容	居住地区
1	70才近くになって後を継ぐかわからないから。	吉原地区
2	中心者は老齢であり後継者は農外勤務であるため。	麻野地区

(9) 自分で守りたい (6件)

NO	意見の内容	居住地区
1	自分で出来る間は自分です	与北地区
2	自分の土地は自分で守っていく考えです。	吉原地区

(10) 自家消費のための (4件)

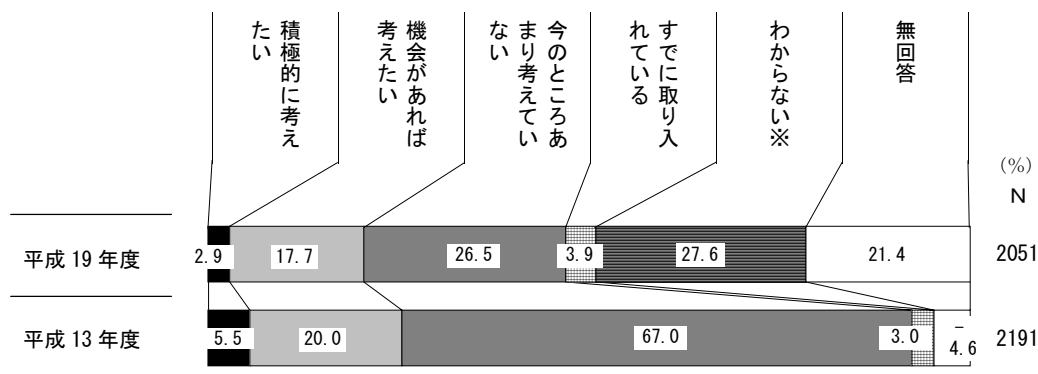
NO	意見の内容	居住地区
1	自家消費量しか生産していないので。	上郷地区
2	自分のところで消費する米が確保できればよい。	麻野地区

(11) その他 (56件)

NO	意見の内容	居住地区
1	法人化の意図に誠意が認められない。	筆岡地区
2	収入が多くなれば、考えようと思っている。	筆岡地区
3	戦中戦後、農を守り通した老人の救済大切。	龍川地区
4	農業に関し、今まで政府、その他良い事は一度もない。その時々の気まぐれ政策はもうコリコリです。	与北地区
5	昔の伝統、考え方がまだまだ根強い。個人の規模を拡大したい人に集約した上でそれらの人が話し合っって法人化に進むのがベター。	与北地区
6	大手企業によいようにされて本当の農家はダメになってしまう。個人商店が大規模小売企業に潰されたようになる。	与北地区
7	何を作るのか目的が不明。国外の大農法と競争して勝てるわけがない。国の農業政策を見直すべき。	筆岡地区
8	日本、香川県の農業規模を考える時、全くナンセンス。無理である。又、日本の食料自給率(有給農地減少)を上げる為には、収入単価を上げる必要がある。	上郷地区
9	小作で農機具も揃っている。後継ぎがおる。	吉原地区
10	今のまま自由でよい。改善されたらついていくのにしんどいのではないか？	麻野地区
11	圃場整備も出来ておらず大型機導入とはどうか？効率が悪い様な気がする	麻野地区
12	特定のみ有利。	吉田地区
13	今まで田に入ったこともないのですが、できるかなと思います。	筆岡地区
14	農地は出しても、人は出たくない！	筆岡地区
15	狭い圃地が基準となるので、中途半端なのではないか。	筆岡地区
16	ただ法人化といっているが具体的、詳しい説明とメリット、デメリットを書面として提出を希望します。	与北地区

16 地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託について

問16 地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託についてどう思われますか。



※平成13年度では項目なし

地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託について、「わからない」が27.6%と最も高く、ついで「今のところあまり考えていない」(26.5%)、「機会があれば考えたい」(17.7%)となっている。

平成13年度調査と比べると、選択肢が異なるが「今のところあまり考えていない」では67.0%から26.5%と40.5%減少している。

◆ 問16 「地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託について『あまり考えていない』または『考えられない』と回答した理由」について

整理・分類した結果、記入者225人、意見総数225件となっている。以下では、意見をピックアップしてとりあげる。

(1) 自分でできる(機械がある)(128件)

NO	意見の内容	居住地区
1	機械と時間がある限り、自分でやりたい。	筆岡地区
2	零細ながらも一応農機具を保有しているから。	筆岡地区
3	自分の農地は自分で守りたい。作業が荒い。	筆岡地区
4	機械を新調したばかり。	龍川地区
5	できる間は自分のところでやっていきたい。費用面等、負担を増やしたくない。	与北地区
6	現在健康であり、作業を自己完結で行っているため。	与北地区
7	今のところ、十分とはいえないが何とか作業できる状態です。農耕具と体力の続く限り作業することが私の生きがいのような気がします。	与北地区
8	まだ機械が使用できる、耕作面積が少ないので何とかなる。	筆岡地区
9	自分の耕作田はまかなえる。	上郷地区
10	所持している中古農機を利用して、自分の出来る範囲で行う。	吉原地区
11	機械が揃っているし、田は長方形でないため作業委託しづらい。	麻野地区
12	自力でまだ耕作できそうだ。今の機械が故障の際には考えると思う。	麻野地区

(2) 費用・経費・採算の問題 (22件)

NO	意見の内容	居住地区
1	作業委託料が、あまりにも高額のため、制度があっても利用できない。	筆岡地区
2	米価が安いので採算が合わない。	龍川地区
3	(今のところ)ではなく今後も考えられない、条件整備が出来ない現状では受託者もおらず、仮にいたとしても経費がかかりすぎる。	与北地区
4	作業の料金表(等)の合計金額が黒字にならないことには、(収入に対し)赤字覚悟ではできない。	吉田地区
5	委託費を払ってまで作らない。現在の農業政策では、長続きしないであろう。(委託費に見合う、農業収入が現状では考えられない。)	上郷地区
6	作業委託すれば収入がなくなる。	吉原地区

(3) 農地が少ないから (8件)

NO	意見の内容	居住地区
1	水田が少ないから。	筆岡地区
2	面積が少ない。	吉田地区
3	委託するほどの農地がない。	麻野地区

(4) 将来的にはそうなると思う (8件)

NO	意見の内容	居住地区
1	今は労力もあり機械もあるが将来はそうなるだろうと思う。	筆岡地区
2	農機具の更新時には検討したい。	龍川地区
3	将来的に現在使用している機械等が不能になった時点で選択が必要となる。	上郷地区

(5) 他の人にやってもらっている (7件)

NO	意見の内容	居住地区
1	親類に作業をしてくれる人がいるので。	筆岡地区
2	知り合いの人に頼んで刈り取り、乾燥、もみすりをしてもらっている。	与北地区
3	田植えや稲刈りなどをやってもらっています。一貫作業でお願いしています。	筆岡地区

(6) 年齢・体力の問題 (4件)

NO	意見の内容	居住地区
1	足の治療に専念中(体調不良)。	与北地区
2	老いた年齢ですから。	吉田地区

(7) 認定農業者だから (3件)

NO	意見の内容	居住地区
1	現在、認定業者で個人でやっているのであまり考えていない。	筆岡地区
2	認定農業者。	麻野地区

(8) 現状に不自由していない (2件)

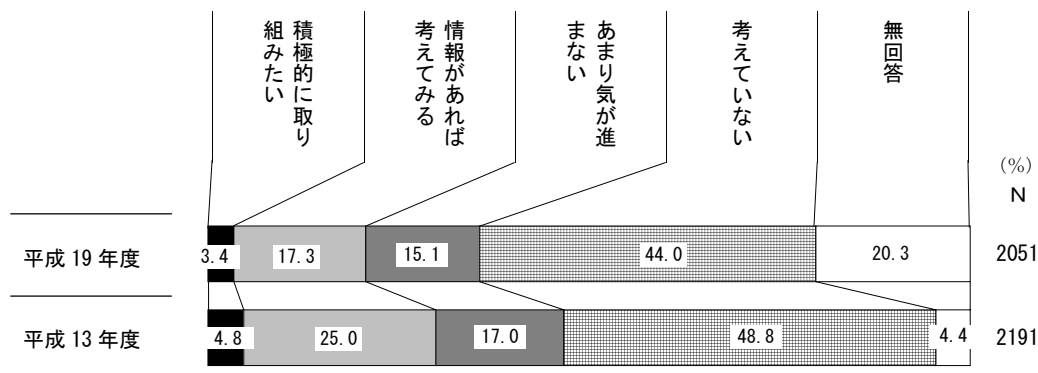
NO	意見の内容	居住地区
1	今のところ不自由してない。	筆岡地区
2	現状で不足と思わない。	龍川地区

(9) その他 (43件)

NO	意見の内容	居住地区
1	国の農業政策が理解できていない為	筆岡地区
2	今使っている機械を今後も利用し、故障した場合、使用頻度のあまりない機械(田植え機、コンバイン)はリース等にて対応したい。	吉田地区
3	果樹園地の将来性、水田の形状からして割高になる事が考えられる。	上郷地区
4	農業に将来性があるとは思えない。	吉原地区
5	作業委託をし、これを中止したい場合、色々理由をつけ解除出来ないおそれが多分にある。	麻野地区
6	1年間全部作業委託をするならばよいが今は収穫のみになっており、雑作業は自分でしなければいけない。	吉田地区
7	今まで見たところ、作業委託を依頼した方が、天候その他の理由で約束の日時が度々変更があり計画が立たない事があると聞いている。	与北地区
8	農地を近所の人に無料で預けている身にとっては預けた人も預かった人も政策に遠慮して返還されました。田の作物の畦刈はしない。田の壁が小さかったり曲ったり道の入口が悪いのは割高とか何とか。手の無い困った人が実々困る事が起きてあの農地が急に無農地が増えました。	龍川地区

17 遊休化した農地を市民農園や体験農園として利用することについて

問17 遊休化した農地を市民農園や体験農園として利用することについてどう思われますか。



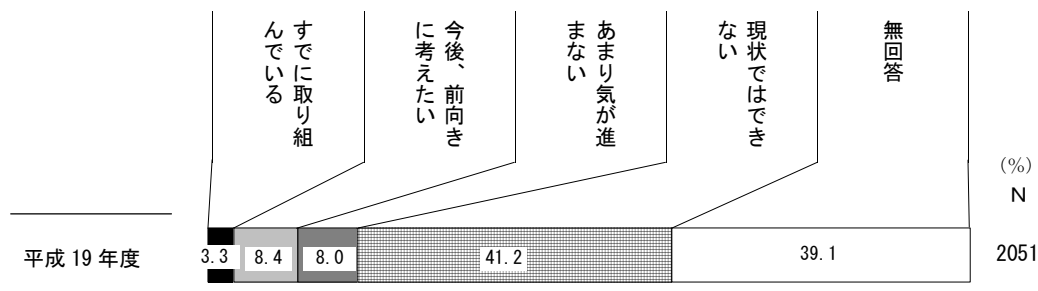
遊休化した農地を市民農園や体験農園として利用することについて、「考えていない」が44.0%と最も高く、ついで「情報があれば考えてみる」(17.3%)、「あまり気が進まない」(15.1%)となっている。

平成13年度調査と比べると、「情報があれば考えてみる」では25.0%から17.3%と7.7%減少している。

18 消費者と直接販売したり産直に参加することについて

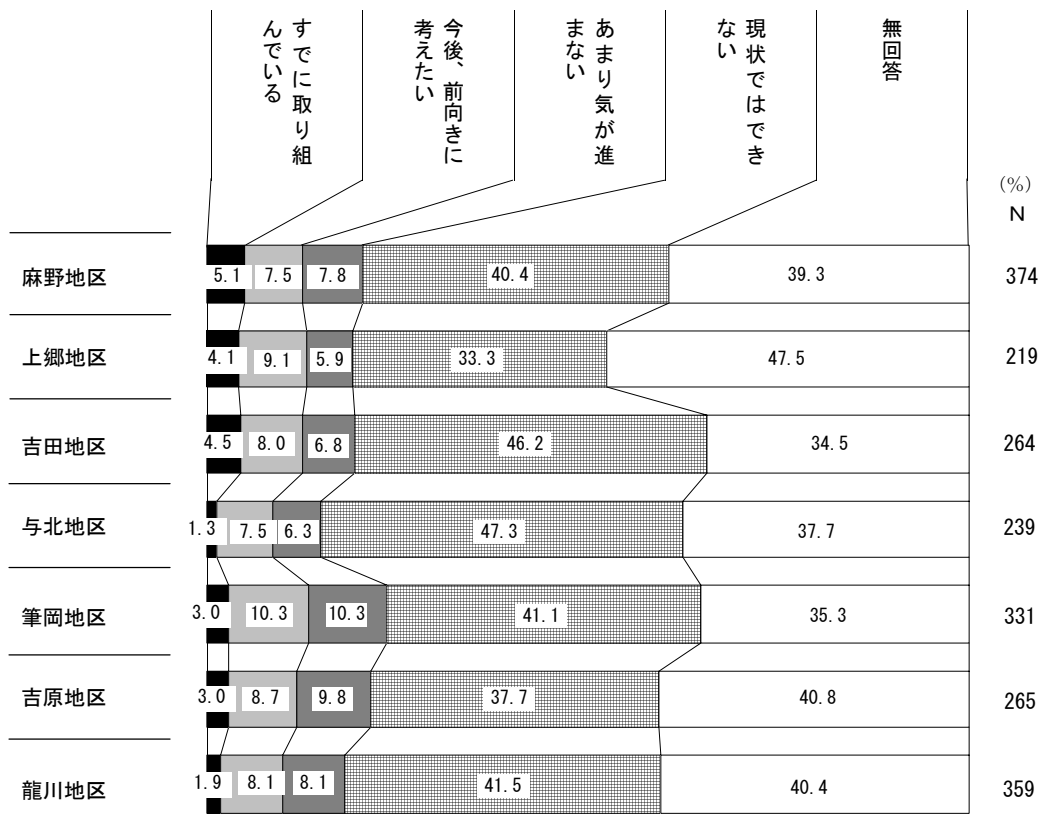
問18 消費者と直接販売したり、産直に参加することについてどうお考えですか。

【A. 直接販売】



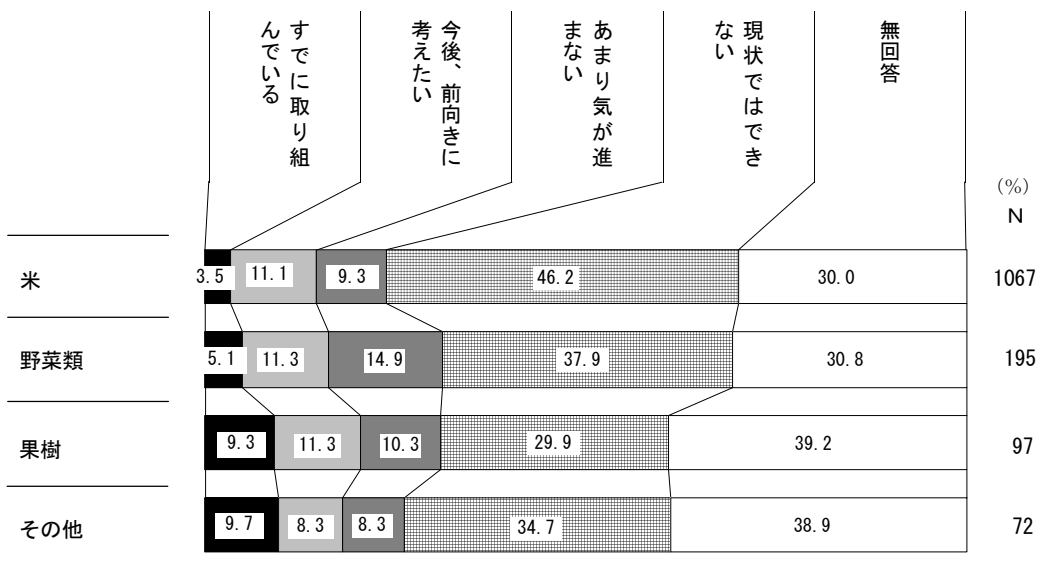
直接販売について、「現状ではできない」が41.2%と最も高く、ついで「今後、前向きに考えたい」(8.4%)、「あまり気が進まない」(8.0%)、「すでに取り組んでいる」(3.3%)となっている。

【居住地区別】



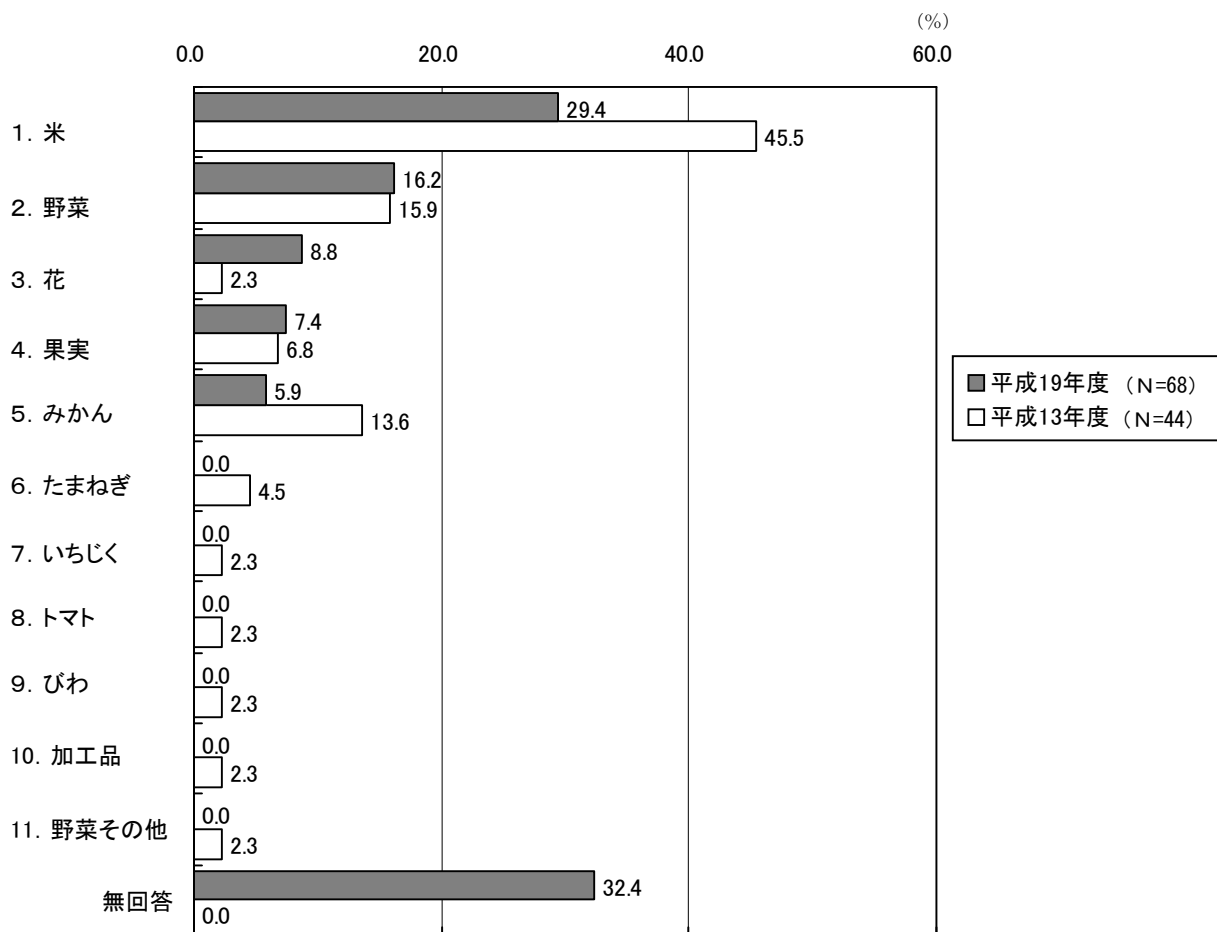
直接販売について、居住地区別にみると、「現状ではできない」が吉田地区、与北地区では半数程度と高く、上郷地区、吉原地区では4割未満と低くなっている。

【作物別（第1位）】



直接販売について、作物別にみると、その他、果樹では「すでに取り組んでいる」が1割程度と高くなっている。また、「現状ではできない」では、米では46.2%と高く、果樹では29.9%と低くなっている。

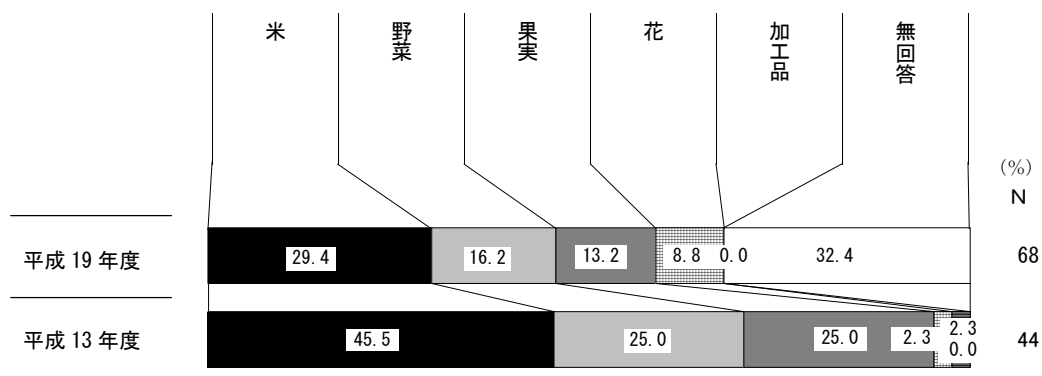
☆ 「1. すでに取り組んでいる」と回答した方がお答えください。



直接販売について、すでに取り組んでいる人は、「米」が29.4%と最も高く、ついで「野菜」(16.2%)、「花」(8.8%) となっている。

平成13年度調査と比べると、「米」「みかん」ではそれぞれ16.1%、7.7%減少、「花」では6.5%増加している。

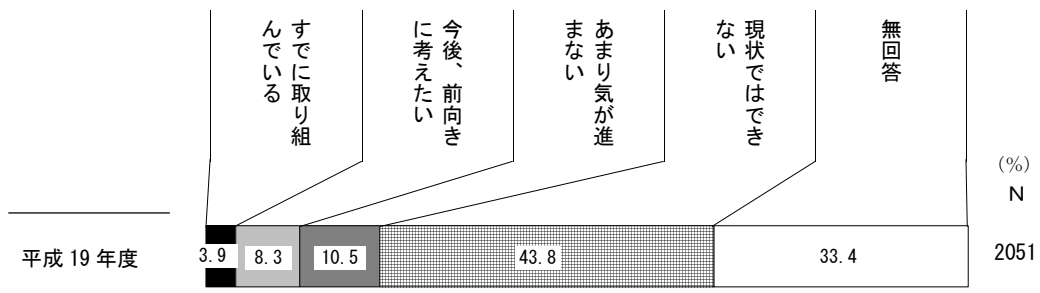
(同分類品目を統合して再集計した表)



直接販売について、同分類品目を統合すると、「米」が29.4%と最も高く、ついで「野菜」(16.2%)、「果実」(13.2%)、「花」(8.8%) となっている。

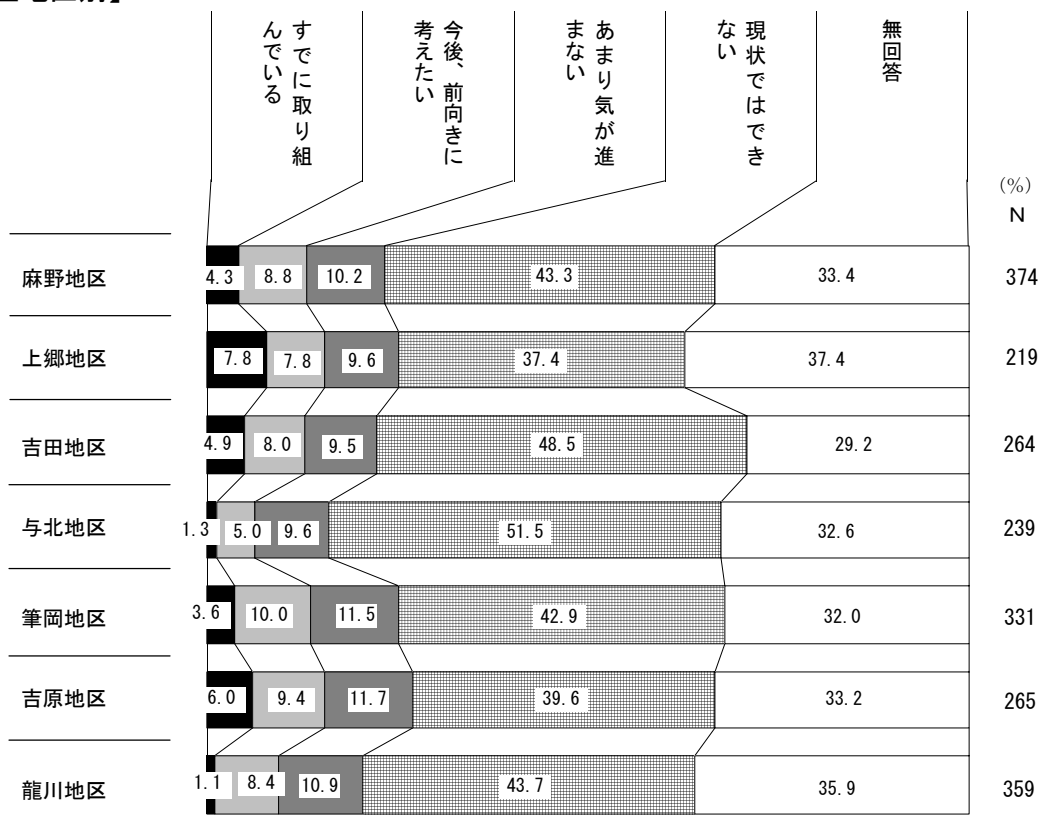
平成13年度調査と比べると、「米」(16.1%減少)、野菜(8.8%減少)、「果実」(11.8%)ではそれぞれ減少しているのに対し、「花」では6.5%増加している。

【B. 産直市】



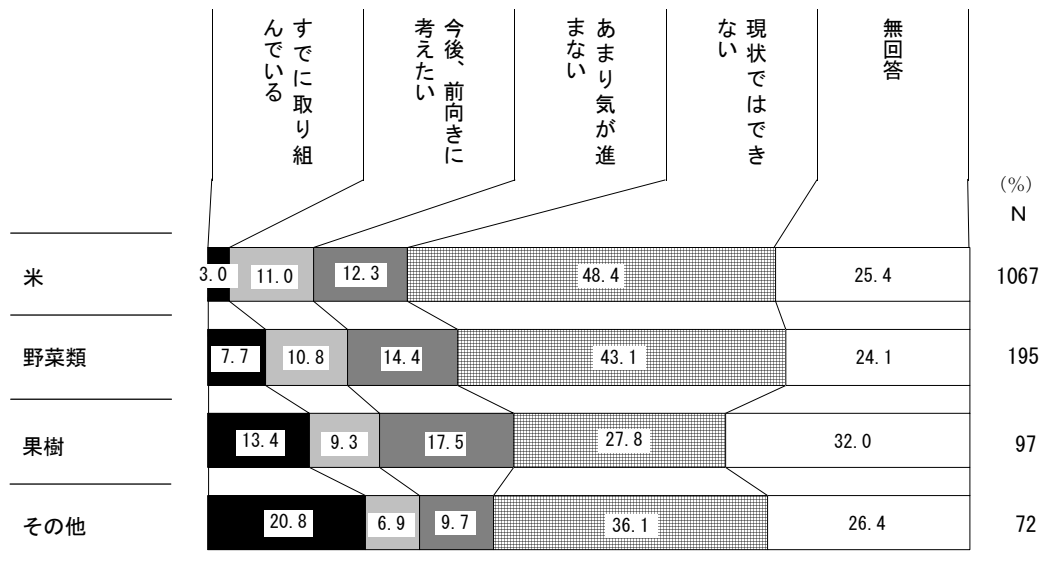
産直市について、「現状ではできない」が43.8%と最も高く、ついで「あまり気が進まない」(10.5%)、「今後、前向きに考えたい」(8.3%)、「すでに取り組んでいる」(3.9%)となっている。

【居住地区別】



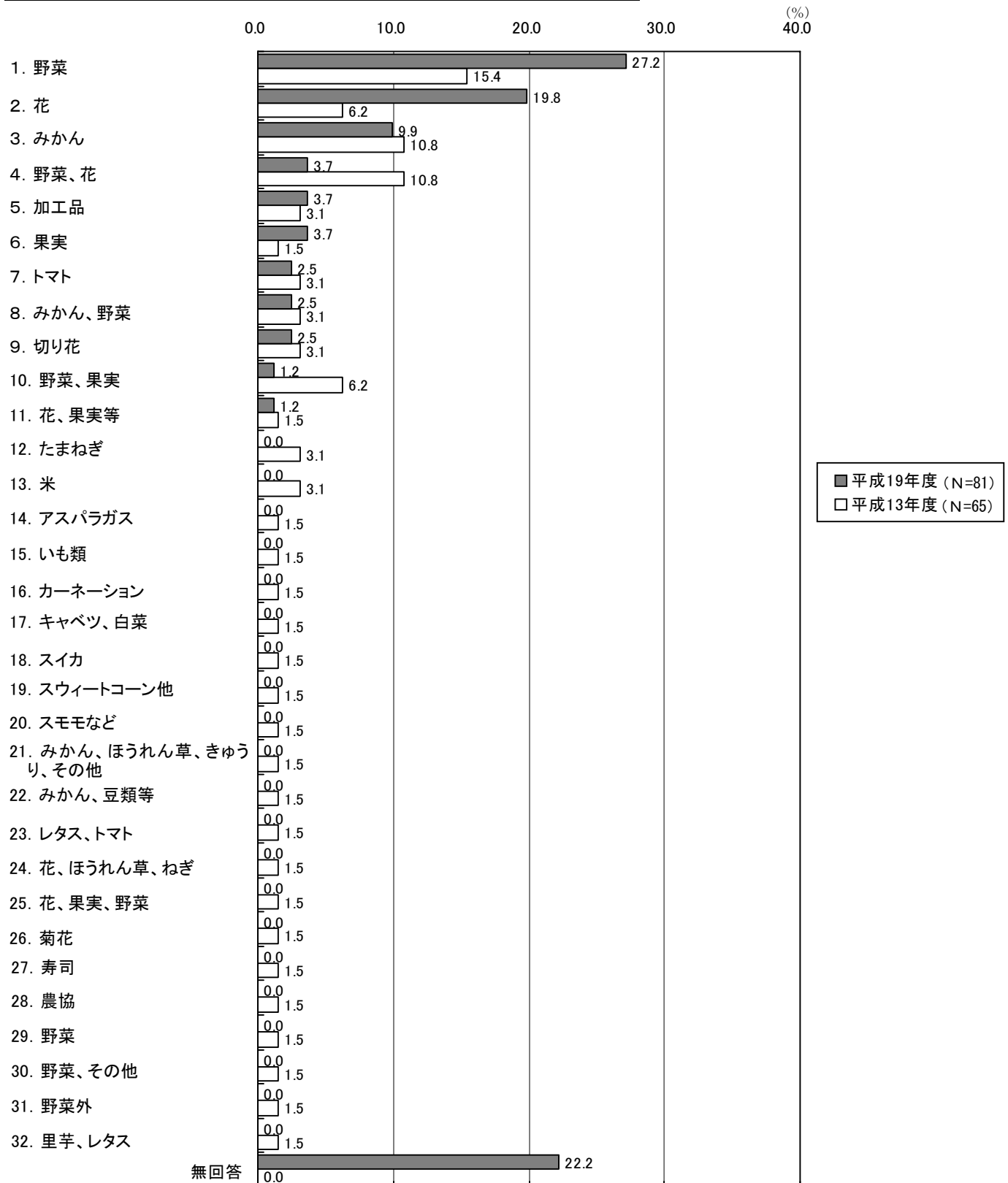
産直市について、居住地区別でみると、上郷地区では「すでに取り組んでいる」が7.8%と他の地区に比べて高くなっている。また、「現状ではできない」が吉田地区・与北地区では5割近くと高く、上郷地区・吉原地区では4割未満と低くなっている。

【作物別（第1位）】



産直市について、作物別で見ると、「すでに取り組んでいる」が、その他では20.8%と最も高く、ついで果樹（13.4%）、野菜類（7.7%）、米（3.0%）となっている。また、「現状ではできない」が、米では5割近くと高く、果樹では3割未満と低くなっている。

☆ 「1. すでに取り組んでいる」と回答した方がお答えください。

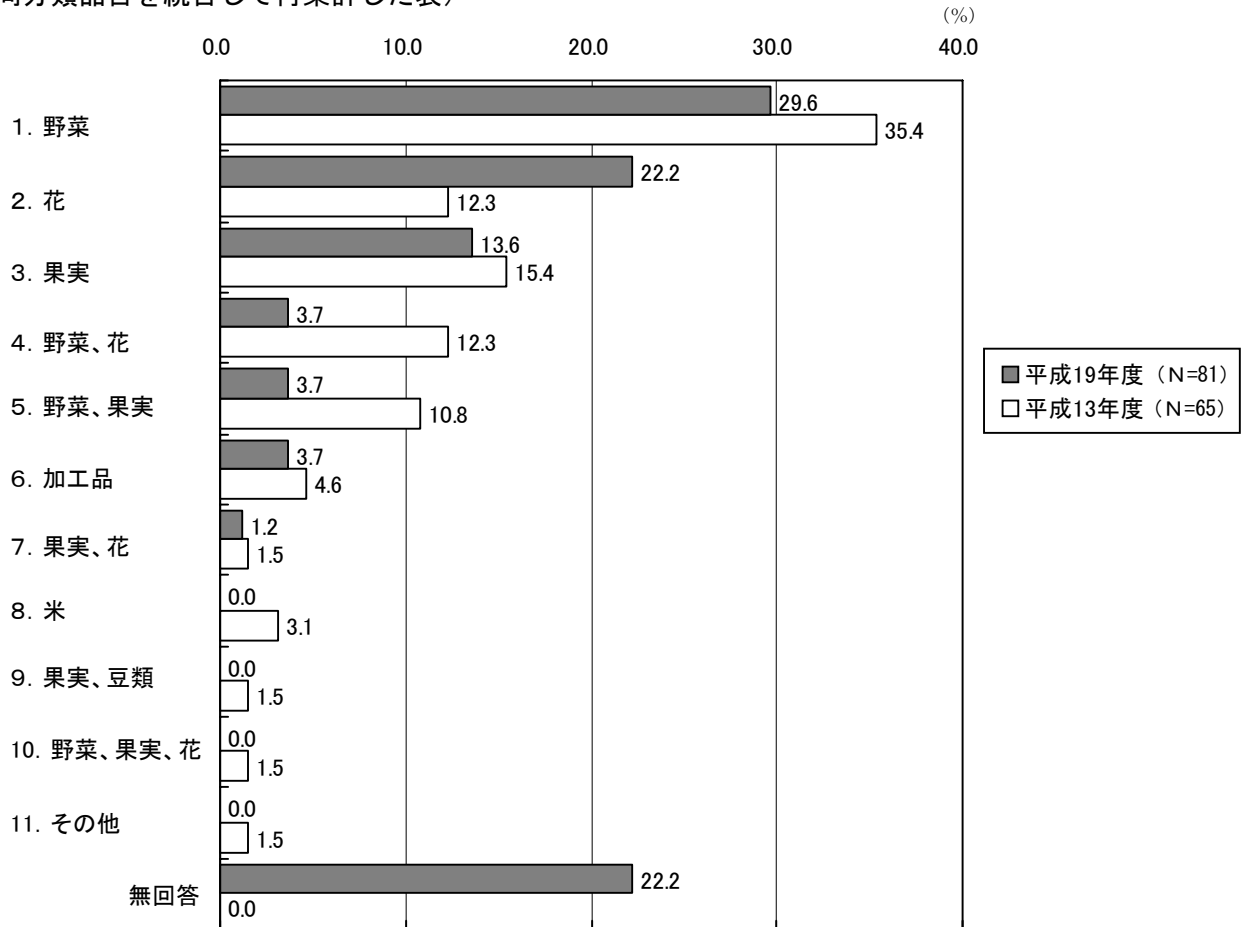


産直市について、すでに取り組んでいる人は、「野菜」が27.2%と最も高く、ついで「花」(19.8%)、「みかん」(9.9%)となっている。

平成13年度調査と比べると、「野菜」「花」ではそれぞれ11.8%、13.6%増加、「野菜、花」では7.1%減少している。

❖ II 調査結果 ❖

(同分類品目を統合して再集計した表)

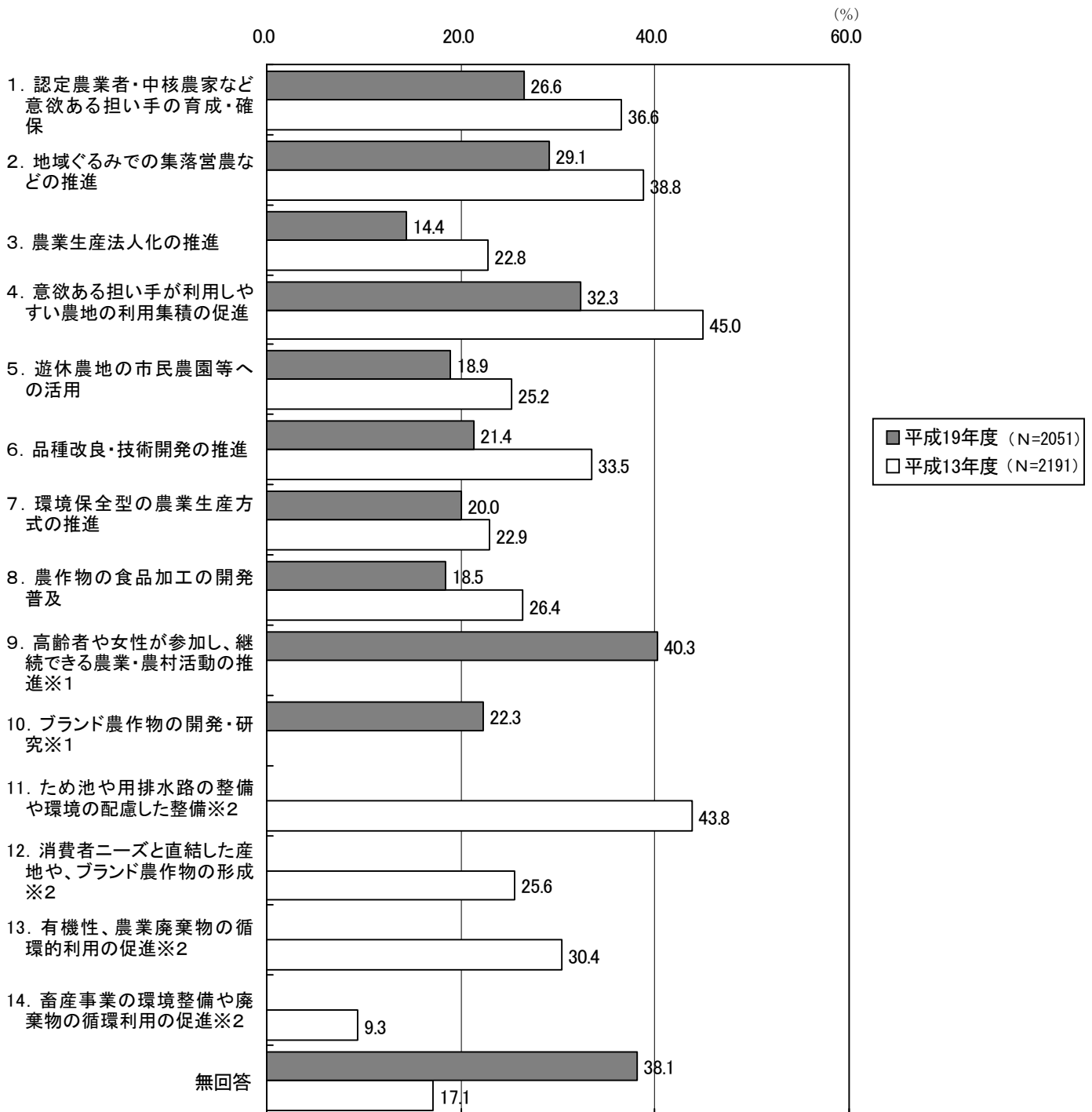


産直市について、同分類品目を統合すると、「野菜」が29.6%と最も高く、ついで「花」(22.2%)、「果実」(13.6%)となっている。

平成13年度調査と比べると、「野菜」(5.8%減少)、「野菜、花」(8.6%減少)、「野菜、果実」(7.1%)ではそれぞれ減少しているのに対し、「花」では9.9%増加している。

19 特に力を入れるべき農業振興上の施策

問19 特に力を入れるべき農業振興上の施策はなんですか（5つ選択）。



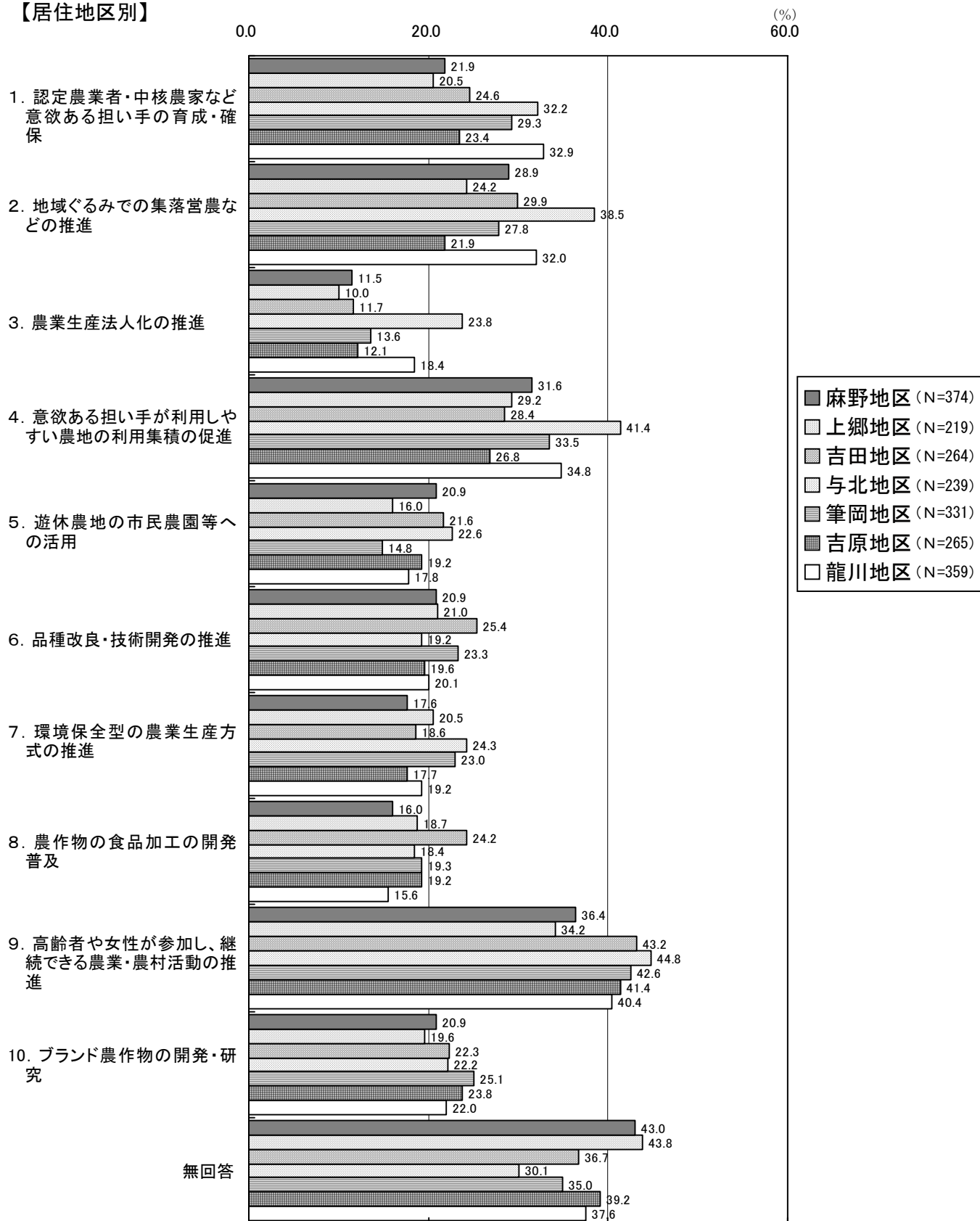
※1:平成19年度のみ設問

※2:平成13年度のみ設問

特に力を入れるべき農業振興上の施策について、「高齢者や女性が参加し、継続できる農業・農村活動の推進」が40.3%と最も高く、ついで「意欲ある担い手が利用しやすい農地の利用集積の促進」(32.3%)、「地域ぐるみでの集落営農などの推進」(29.1%)となっている。

平成13年度調査と比べると、選択肢は異なるが、「地域ぐるみでの集落営農などの推進」、「農業生産法人化の推進」に減少がみられ、「品種改良・技術開発の推進」については10.0%以上減少している。

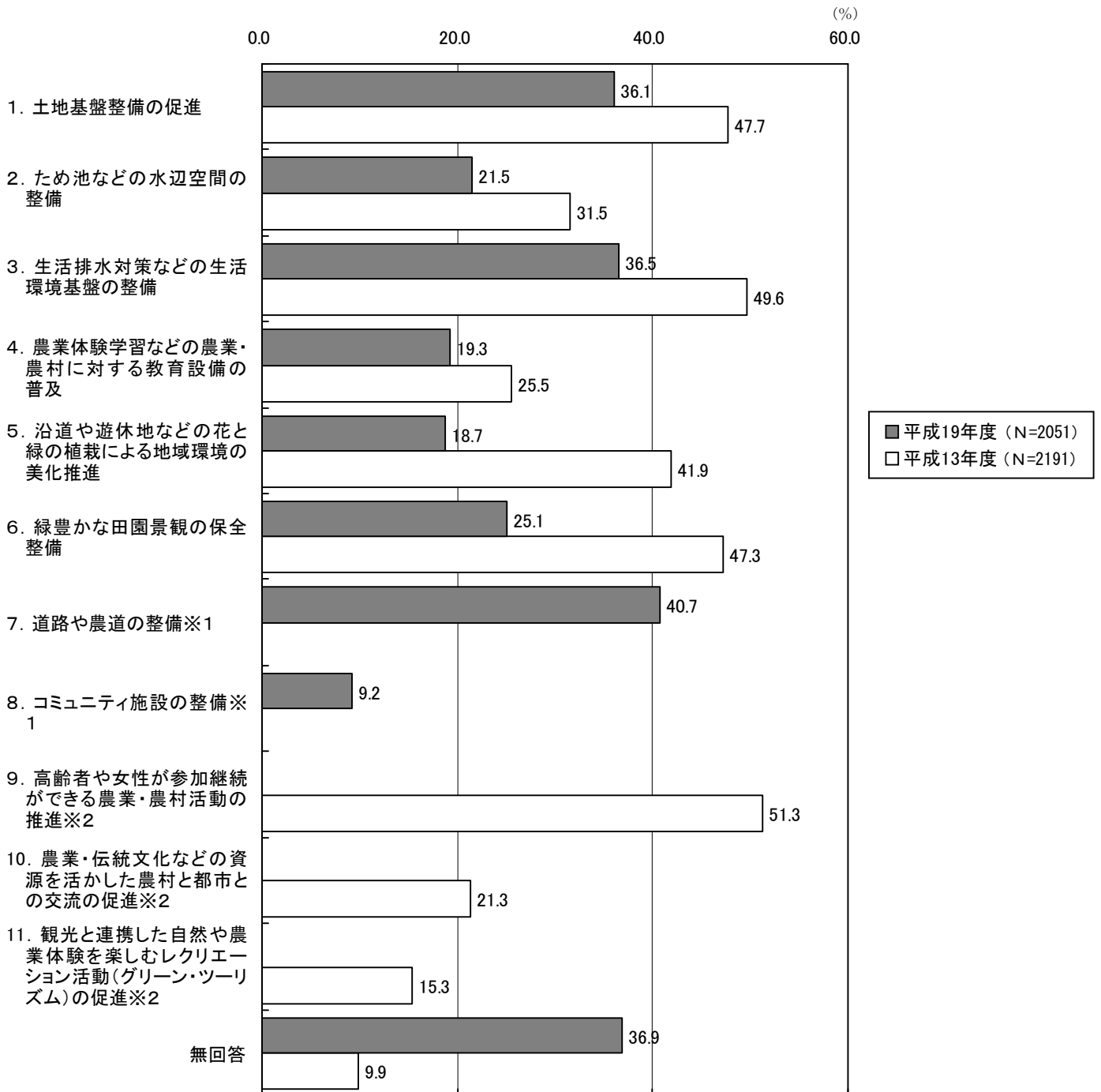
【居住地区別】



特に力を入れるべき農業振興上の施策について、居住地区別にみると「地域ぐるみでの集落営農などの推進」、「意欲ある担い手が利用しやすい農地の利用集積の促進」では与北地区ではそれぞれ約4割と高くなっている。

20 特に力を入れるべき農村整備上の施策

問20 特に力を入れるべき農村整備上の施策はなんですか（4つ選択）。



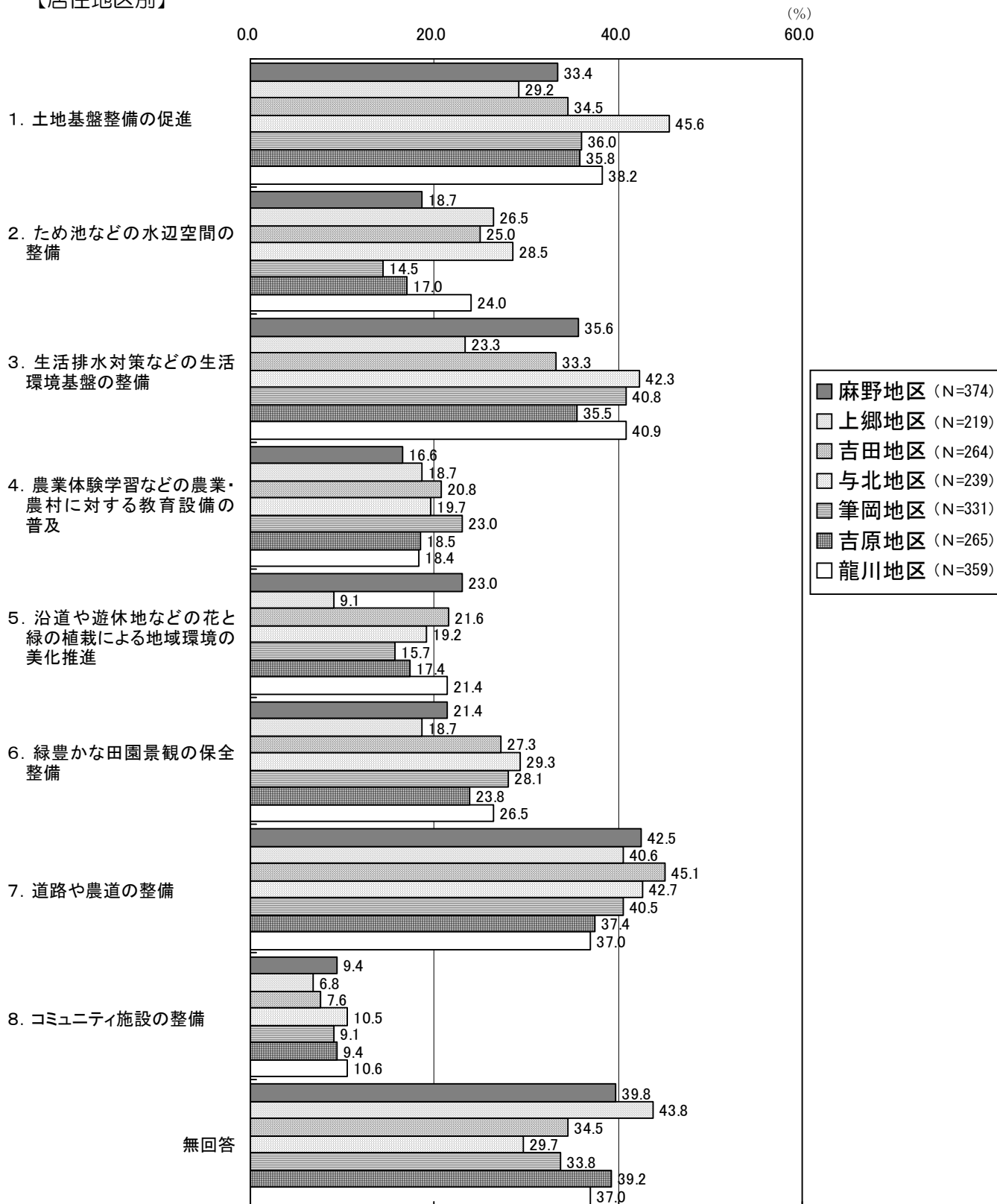
※1:平成19年度のみ設問

※2:平成13年度のみ設問

特に力を入れるべき農村整備上の施策について、「道路や農道の整備」が40.7%と最も高く、ついで「生活排水対策などの生活環境基盤の整備」(36.5%)、「土地基盤整備の促進」(36.1%)となっている。

平成13年度調査と比べると、選択肢は異なるが、平成13年度に選択肢があるすべての項目で割合が低くなっている。特に、「沿道や遊休地などの花と緑の植栽による地域環境の美化推進」(23.2%減少)、「緑豊かな田園景観の保全整備」(22.2%減少)では2割以上減少している。

【居住地区別】



特に力を入れるべき農村整備上の施策について、居住地区別にみると、与北地区では「土地基盤整備の促進」が4割以上と高くなっている。また、上郷地区では「土地基盤整備の促進」「生活排水対策などの生活環境基盤の整備」「沿道や遊休地などの花と緑の植栽による地域環境の美化推進」がそれぞれ低くなっている。

Ⅲ 自由意見のとりまとめ

1 自由意見

◆ 問21 「農業・農村振興に関する意見」について

整理・分類した結果、記入者 153 人、意見総数 153 件となっている。以下では、意見をピックアップしてとりあげる。

(1) 作物の価格・所得（20件）

NO	意見の内容	居住地区
1	小・中規模でも採算が取れるように価格を安定させるように施策を行うこと。	筆岡地区
2	とにかく、米の価格が高くなると、いかなる対策も後手、後手となり、現状から脱却出来ないだろう。	筆岡地区
3	答にならないかもわかりませんが、これだけ農作物が安価ではやる気もないし後継者も出来ないのでも農業に対し魅力がありません。米 1 俵 10,000 円や 12,000 円位では。	筆岡地区
4	米、麦等（必要経費が高価）で、労働報酬が全然。農政対策ゼロ。	上郷地区
5	安全な野菜、果物など作っても価格が不安定で赤字になるときもあり、それでは生活できない。やる気もうせてくる。	上郷地区

(2) 行政からの援助・政策（14件）

NO	意見の内容	居住地区
1	ボランティア公園やコミュニティ施設に税金を多額に投入せずに農用地の基盤整備に補助金を出して、積極的に取り組んでほしい。	筆岡地区
2	農業政策が悪い。米価が安い。昔は、5反作ると5~6人が生活できた。今は、5反作付しても生活できない。生活できるような政策をしてほしい。	龍川地区
3	遊休地をなくする施策をお願いしたい。遊休農地は地域の農業生産をやりにくくしている。水稻に変わる作物（例：飼料米）を栽培するとともに農地の善良な管理が図られるよう指導をお願いしたい。管理公社をお願いしている田も管理が十分でなく周りの田に迷惑をかけている。草が大きくなり虫害で迷惑。畦道の草刈も出来なくて、入道が通れない。管理の回数を増やし、まわりの田に迷惑をかけないようにお願いしたい。	龍川地区
4	農地を有効に利用して荒廃農地が増えないような対策。個別経営だけでは無理（高齢化、後継者不足）。現在進めている営農集団での対応をもっと考える必要あり。	麻野地区
5	一言申し上げるが、第一次農業基本計画が推進されたがその前と実施後では農業は益々収入が減少し行きづまりとなったと思います。（一部では成果があがっているとは思いますが）第二次計画に当っては抜本的に地方の格差が著しくなっており参院選挙結果のとおり農村ではもう今の農政は受け入れられない。	筆岡地区

(3) 機械その他の経費 (5件)

NO	意見の内容	居住地区
1	農業収入が少ないにもかかわらず、農機具（コンバイン・トラクター・田植機等）代が高額の為、買い替えが出来ない。	龍川地区
2	生産に対して、肥料、機械などが高くて割に合わないです。	与北地区
3	農業にたずさわるにしても機械が高すぎる。一度壊れると新しく買替えてまでは農業は出来ない	麻野地区

(4) 法人化・組織化・営農 (3件)

NO	意見の内容	居住地区
1	市内の一戸当りの農地面積では、第2種兼業でなければ生計は成り立たず、経営は赤字である。現在進めている法人化を推進し、機械等に係る経費を削減し採算性の向上を目指すべきである。	龍川地区
2	機械銀行を作っていたら高額な機械を1日1万円とか安いお金で貸すようにすればよい。	筆岡地区

(5) 高齢化・後継者問題 (2件)

NO	意見の内容	居住地区
1	ほとんどの農家が高齢化し労働力や生産性が低下している。人的支援、パート等も必要である。	筆岡地区
2	現状では高齢化に伴い、後継者が少なく、農業に魅力を感じている人はほとんどいないのではないかと。機械等の価格、他雑費、米の価格の下落、一人作業、他にも色々あるが、利益の伴わないものを仕方なくやっている、農業をやっていく上でこの根本的な事がクリアされない限り将来はないのでは！	筆岡地区

(6) その他 (109件)

NO	意見の内容	居住地区
1	今は自家用の野菜を作っているが先では体の自由が利かなくなり、作らないだろう。その時に草が生え荒地になるだろうと思う。その時の管理がとても心配だ。	筆岡地区
2	他の市町村等は道の駅等で販売に力を入れているように思いますが、自分の家族のために野菜作りをしている人はたくさんいます。余剰分もあると思います。小さな農園でも、売れる野菜はできます。日本の今後の食糧不足に備え、それぞれが遊休土地をなくすように、地域ぐるみでマイファームを推進してもらいたい。	龍川地区
3	すでに実施している法人・個人に研修等を重ねて、農業経営としての資源（土地、人、物、金、情報、事務、メンタル）開発すべきである。	龍川地区
4	地下水のみの水稻栽培（試験栽培）を行っているが成分等がよければ地区のブランド米として推進してもらいたい。	龍川地区
5	地域一円の農地を維持管理していくためには土地基盤整備が重要である事はわかるが、現状では小さい田畑もすでにコンクリート畦畔をし、大きな投資をしている。今後基盤整備の費用負担を求める事は難しいと思われる。結果虫食いばかりの土地利用になる。	与北地区

NO	意見の内容	居住地区
6	大きなため池（例えば、買田池、吉原の大池、有岡の大池等）は水辺環境整備事業により整備されているが、小さなため池は手をつけていない。今後ユルが木製であることから、腐って排水できないのでヘドロがたまり水深が浅くなっている。このまま放置するとため池の機能がなくなると思っている。	与北地区
7	祖先より引き継いでいる農地を守っていききたい。地区の方々が担い手となって協力して欲しい	吉田地区
8	日本（香川）の農業維持・推進には、経費（肥料・機械等）に見合う収入があるよう努める必要がある。先進国また狭い国土の日本の食料自給率（現在40%以下である）向上を根本的に国の政策として考えるべきである。外国からの食料輸入の制限また自国の生産物を食べる習慣、政策。	上郷地区
9	兼業農家が多いのが現状であるにもかかわらず、市は、一定規模以上の農家（専業農家）ばかりを支援している。国の施策に歩調を揃えるならば、普通寺独自の農業計画は必要ないと思われる。前述のように普通寺市は兼業農家が多いのだからそれに見合った施策を立てるべきである。国が考えた「集団営農」以外にも。	上郷地区
10	少なくとも耕作放棄田を増やさない対策－農業所得のみで生活できる方法を講じること。例えば第1段階は産直が充実した道の駅+夏でも過ごせる日陰の多い遊園地。第2段階は第1段階+スーパーマーケット。各生産者が間口1.5~2.0間の店がもてる産直にする。（スーパーマーケットは買物だけ。風呂、公園あって「癒し」を加味し、加工物を含む産直充実→多様な農産物を作るために作物ごと生産組織をつくる）特に大事なことは木陰のある遊園地をはじめから作ること。	麻野地区
11	後継者不足のすみやかな解決。後継者に対する農家の考え方に違いがあるのでないか。バラまき行政では解決しないと思うし特定の人に集中的に助成するのも反対。基盤整備が遅れている。	吉原地区
12	農業する為には川の水が必要です。きれいな水できれいな作物を作りおいしく食べたいものです。しかし、川の水の中に魚やしじみが生きていますか？私は見たことがありません。子供のころはよく網を持って近所の男の子と取りあった。今は川の中にゴミを捨て、水も汚れてしまっています。川の中を常に綺麗にして下さい。環境が第1位です。	麻野地区
13	1. 基盤整備の積極的な推進 2. 農業生産法人への支援。特に税制面、融資面の優遇制度を整備してほしい。 3. 10年後を見据えて、農業生産法人から株式会社化への支援。農業生産法人の構成員といえども全員が意欲を持って取り組んでいる訳ではなく、意欲のある者が継続できるような支援策が必要である。	吉原地区
14	地域により、異なる土地の条件、気候、環境等と同じ土表の上で農業政策を進めている国、県の行政に不満で信用できない。行政側は現状を自分の目で確かめ農業者の話を聞くべきである。農業、林業は国土保全、環境維持の側面を持っているはずである。余計なものに金をいれず、国として何が大事かよく考えるべき。	筆岡地区
15	食料の自給率を高めるためには、零細農家といえども、今後も存続させていかなければならない。そのための施策が見当たらない。法人化、認定事業者、中核農家とは別にこれらの零細農家を守るための方策を是非検討して頂きたい。	筆岡地区
16	国策は外国産に対抗するため大型農業を強固に推進しようとしているが国内大型規模経営団体も色々紹介されているが経営内容は常に四苦八苦であると言われている。その辺の実態を明らかにして指導してほしい。若者が黙っていても農業で仕事できる施策を講じてほしい。	与北地区
17	高齢化時代に沿った有力農業で生産可能な作物の選定（何があるか考えたい）若い人や他から見て魅力ある農業を目指して考える。（生産の向上が可能とするもの）。	筆岡地区
18	担い手の不足等で農業を辞めたい人は増えている。市の行政で農業をスムーズに辞められるような施策、援助、支援体制、相談窓口などを設けてほしい。	吉田地区
19	山間地の農村地帯は人口が減り続け集落さえなくなっています。都市と農村との生活格差（賃金格差）山里を守る人集落営農が出来なくなっている。緑豊かな田園景観を保全するためにも絶対今行政の支援が必要です。	吉原地区
20	農業の大型化ばかりを推進せず、小さな百姓を助ける様な施策を考えてほしい（助成金など小さな農業には次第に遠退いている様な事とか価格の下落など）自給率を高め国内農業の生産性のUPが希望。	吉原地区

◆ 問22 「あなたの地区特有の農業・農村振興に関する問題や課題」についての意見

整理・分類した結果、記入者104人、意見総数104件となっている。以下では、意見をピックアップしてとりあげる。

(1) 農道・土地基盤等の整備 (28件)

NO	意見の内容	居住地区
1	道路が狭いので、車が通りにくい。広くするようにして下さい。	筆岡地区
2	営業排水の改善を。水の流に手も洗えずひどい時は油が流れることもあり。	龍川地区
3	面積が小さく、しかも形状も悪いので大型機械の導入が困難である。区画整理事業等の土地基盤整備を図る必要がある。	龍川地区
4	農道の整備をしっかりとってほしい。昔からある狭い田へ通じる道路整備が不十分である。整備の要望を出して着工までに5~10年、完成までに10~15年では遅すぎる。弱者はいつも小さな農家である。	与北地区
5	土地の基盤整備を促進し、機械や設備への投資を少なくしていく。	筆岡地区
6	農業用水の確保がため池ばかりで、野菜等水の必要な作物が制約されるので改善をしては？	上郷地区
7	1. 農用地の耕地整理の促進。2. 農業用施設の改善（農道水路）	吉原地区
8	土地の基盤整備ができていない、農道の幅が狭くトラクター、軽トラが侵入できないあぜ道が多い。大型機械具、重機の通行できる農道を整備してほしい。農道がなく、借手がない遊休地となり整理ができていない箇所が多く見られる。	吉田地区

(2) 高齢化・後継者問題 (10件)

NO	意見の内容	居住地区
1	農業従事者の高齢化と後継者不足。	筆岡地区
2	農業の後継者不足、農業機械の購入費の負担増大。	龍川地区
3	農業だけでなく少子化で部落内でも後継ぎが少ない。	吉原地区
4	農業の後継者が育つような政策をして欲しい（儲かる農業、魅力ある農業）。休耕地を積極的に活用する方策をお願いします。	吉原地区
5	高齢化で後継者がいない。貧困になる農学者が大半である。	上郷地区

(3) 遊休地等の問題 (8件)

NO	意見の内容	居住地区
1	遊休地への対応。	筆岡地区
2	そこそこの遊休田を何とかしてほしい。	与北地区
3	遊休農地、荒地が目立つ。水資源が不足していて今年のような夏場の水不足がこたえる。	麻野地区
4	荒廃農地が増え、農地を農家ごとに維持管理出来なくなっている。	麻野地区

(4) マナーの是正 (4件)

NO	意見の内容	居住地区
1	農業(百姓)のモラルを知らない者がそこら中の遊休田を借り無農薬栽培とかして周りの耕作者に大変迷惑をかけている 1) 稲と雑草を生やして雑草の種を隣の田に飛ばす 2) 田に水を掛けたまま朝まで。途中で水がどっと来ても対応できず道路や近所の田にオーバーフローする 3) 田に水を引き代かきのとき畦畔の処理が悪く隣の田に水が流れ込み、その田の耕作に不都合を生じる 4) もし可能なれば無農薬栽培の田は一か所に集中耕作するよう考慮してほしい(実際に仕事をしている人の教育が必要)	筆岡地区
2	田やあぜに犬の糞がたくさんあり、迷惑している。マナーが悪すぎる。罰則を作してほしい	吉原地区
3	私が言いたいのは川の中にゴミを捨てる人が多すぎる。川の水を検査したことがありますか。田植時期だけ水を流し水の流れが悪い。ゴミの処理をしてほしい。普通寺は特にそこらじゅうにゴミを捨てる人が多すぎると思います。ゴミを捨てるな、看板をあちこちに立ててほしいです。草が生え、稲が大きくなるとその中に捨てる。いつもゴミを捨てるな。役所の車は通るのですが、何の役にも立っていません。ただ車で通るだけ。子供でもできます。	麻野地区

(5) その他 (54件)

NO	意見の内容	居住地区
1	農業用水路について、現在整備されてから約50年程度経過し、施設の老朽化、耐用年数の経過により、漏水等が著しく、利用するのに苦慮している。施設の更新を早期にお願いしたい。	筆岡地区
2	アパートや住宅が増えて、住民から農機具の音、ほこり、臭気等に対する苦情が発生して農作業が次第に困難になってきた。	筆岡地区
3	豆類等これから不足する物を地区の産物として作り上げていく。高齢者や女性が参加でき、継続できる生産品種の検討及び農作物の食品加工の開発、研究、普及。	筆岡地区
4	ごく近い将来に、農業従事者は無くなる。国の農業政策は根本的に地方を知らない処で推進されている。地方からもっと日本の農業の現状と課題を発信していく必要がある。	上郷地区
5	面積の小さな田畑を耕作する事は今後できなくなるとされる。しかし基盤整備をする意欲も集落にはない。仮に整備をし、多額の経費を投入しても、元が戻らないからである。そうすると答は1つである。耕作放棄するしか方法がないのである。	与北地区
6	農家の取り巻く環境は厳しい。新しい住宅などが建ち、騒音、誇り、においなどの苦情で肩身の狭い思いや仕事のやりにくさを感じている。下水道の整備で用水路に水が流れなくなり渇水期の水量が確保できなくなってきた。	筆岡地区
7	各種施策から取り残された遊休地、耕地等は国の施策として直接保全管理するくらいにする。農業の団体、集団化の受皿作りは大切と思うが、小農の差別として切り捨て策は小農家を続ける希望者の意を削ぐものであり、大きくいえば職業選択の自由を奪うもので差別につながる。法人、特定団体などの成功例もあるようだが、土地基盤整備、設備導入や税金などによる補助、助成によるところが大きいのではないかとされる。(税金漬け) そうでない成功例を周知、指導すると良い。小農家はいずれ立ち行かなくなると思うが、団体が行う事にして農地を100%カバーする保障をしないことには不満、不備が残る。農政にしても、上意下達でなく、独自色を出す農業は大切な事業であることをみんなが認め頑張る事が大切。	吉田地区
8	お庭のプランターでも環境づくりはできます。もっと自分が生きるためのものを自分で何とかする強い気持ちが一ひとりに必要です。特にこの地区は、農村です。勤勉に働かなければなりません。	龍川地区
9	山田の田んぼなのであせ草を刈るだけでも重労働。いい農地でないので借りてくれる人もいない。みかん畑は大部分荒れ放題、雑木林になってきている。	麻野地区
10	満濃用水の不足がよくある。近年用水確保のため補用水として地下水の整備を望む(上水道補水の確保)。	麻野地区

アンケート調査票

第2次善通寺市農業基本計画策定に伴う 農業・農村振興に関するアンケート調査

平素より市政へのご理解とご協力ありがとうございます。

善通寺市では、現在「第2次善通寺市農業基本計画」の策定作業を行っております。善通寺市農業基本計画は、農業を魅力と活力ある産業として持続発展させ、農業生産基盤と農村住環境が調和した、やすらぎと活力ある農村づくり「善通寺型農業」をめざした計画であり、概ね10年後の本市の農業・農村の将来を展望しながらその振興方向と具体的施策を明らかにするものであります。

平成13年度に第1次農業基本計画を策定し、計画を推進しておりますが、農業情勢の急速な変化に対応するため、策定から5年後の今年にその計画を見直すこととしました。

皆様方のご意見を反映し、官民一体となった計画づくり及び計画の推進を実施するため、お忙しい中、誠に恐れいたしますが調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※ご記入についてのお願い。

1. 回答は、世帯で、最も農業に従事されている方が教えてください。
2. 回答は、それぞれの問いについて、回答欄に番号を記入してください。また、答えの中「その他」を選ばれたときは、その内容を具体的に記入してください。
3. ご記入いただいた調査票は、各生産組合長に10月11日(木)までに返還してください。
4. お問い合わせは TEL0877-63-6316 農林部 農政課

1. 回答者御自身のことについて

【問1】あなたはどこの地区にお住まいですか。

- (1) 麻野地区 (2) 上郷地区 (3) 吉田地区 (4) 与北地区
(5) 筆岡地区 (6) 吉原地区 (7) 龍川地区

【問2】あなたは以下の団体等に加盟していますか。(重複する場合はすべて記載してください。)

- (1) 農業生産法人 (2) 特定農業団体
(3) 認定農業者 (4) その他法人に属している
(5) いずれにも属していない ※(4)を選択された方は法人、団体等を教えてください。

()

2. お宅の農業の現状と将来について

【問3】お宅で年間を通じて農作業の中心になっている方の年齢は？

- (1) 39歳以下 (2) 40歳代 (3) 50歳～55歳未満
(4) 55歳～60歳未満 (5) 60歳～65歳未満 (6) 65歳～70歳未満
(7) 70歳以上 (8) いない

【問4】お宅で年間を通じて補助的に農作業をされている方はいますか。

- (1) いない(本人1人である) (2) 家族の者が1人いる
(3) 家族の者が2人以上いる (4) 家族以外の人がいる

【問5】農繁期などにはパート雇用を活用していますか。

- (1) している (2) していない

【問6】お宅の後継ぎの方はいますか。

- (1) 同居している (2) いるが、別居している (3) いない

【問7】『問6で(1)同居している／(2)いるが、別居している』と回答された方にお伺いします。後継ぎの方は年間どの程度農作業に従事されていますか。

- (1) 農業に専従している (2) 大半の農作業はする
(3) 農業の忙しい時は手伝う (4) 農業はほとんどしない
(5) その他()

【問8】お宅の農地(水田や畑地、果樹園等で、借入地を含む。)はどのくらいありますか。

- (1) 30a未満 (2) 30a～50a未満 (3) 50a～70a未満
(4) 70a～100a未満 (5) 1ha(100a)～1.5ha未満
(6) 1.5ha以上

【問9】 お宅で作っている農作物の生産額上位2つまたは3つまでお答えください。

また、お宅で今後作りたい農作物があればご記入ください。

第1位

第2位

第3位

今後作りたい農作物

【問10】 年間の農業所得は、どのくらいありますか。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 0もしくは赤字 | (2) 50万円未満 |
| (3) 50～100万円未満 | (4) 100～200万円未満 |
| (5) 200～300万円未満 | (6) 300～500万円未満 |
| (7) 500～800万円未満 | (8) 800万円以上 |

【問11】 お宅の農業経営上の問題点は何ですか。主なものを3つまで選んでください。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 消費者ニーズの把握 | (2) 生産量の減少 |
| (3) 農業所得の減少 | (4) 資金不足、借金増加 |
| (5) 農業従事者の高齢化 | (6) 後継者不在 |
| (7) 農地の借り手不足 | (8) 特にない |
| (9) その他 () | |

【問12】 あなたは今後も農業を続けていきますか。あなたのお気持ちに近いものを1つ選んでください。

- (1) 今後も努力して続けていきたい。
- (2) 農業の規模拡大を目指して、借入地等を増やしていきたい。
- (3) 自分の代は何とか続けるが、子供には継がせる気はない。
- (4) 自分は継がせたいが、子供は継がないだろう。
- (5) 農業をやめて、誰かに貸したい。
- (6) 農業をやめて、農地を売却したい。

【問13】 お宅では、あと何年くらい農業が続けられると思いますか。

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| (1) すぐにもやめたい | (2) 3年くらい | (3) 5年くらい |
| (4) 8年くらい | (5) 10年くらい | (6) 10年以上 |

3. 農業施策について

【問 14】^{※1}認定農業者になることについてどう思われますか。

- (1) 積極的に考えたい (2) 情報を教えてくれれば考えてもよい
(3) あまり考えていない (4) 考えられない (5) わからない
(6) 既になっている

※ (3) 又は (4) を選択された方はその理由を教えてください。

※1 認定農業者 意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市町が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する仕組みです。

【問 15】農業の法人化についてどう思われますか。

- (1) 積極的に考えたい (2) 情報を教えてくれれば考えてもよい
(3) あまり考えていない (4) 考えられない (5) わからない
(6) 既になっている

※ (3) 又は (4) を選択された方はその理由を教えてください。

【問 16】地域の中核担い手農家や機械銀行への作業委託についてどう思われますか。

- (1) 積極的に取り入れていきたい (2) 機会があれば考えたい
(3)今のところあまり考えていない (4) すでに取り入れている
(5) わからない

※ (3) を選択された方はその理由を教えてください。

【問 17】遊休化した農地を市民農園や体験農園として利用することについてどう思われますか。

- (1) 積極的に取り組みたい (2) 情報があれば考えてみる
(3) あまり気が進まない (4) 考えていない

【問 18】消費者と直接販売したり産直に参加することについてどうお考えですか。

A. 直接販売

B. 産直市

- (1) すでに取り組んでいる

- (1) すでに取り組んでいる

具体的品目は

具体的品目は

- (2) 今後、前向きに考えたい

- (2) 今後、前向きに考えたい

- (3) あまり気が進まない

- (3) あまり気が進まない

- (4) 現状ではできない

- (4) 現状ではできない

A	<input type="text"/>
---	----------------------

B	<input type="text"/>
---	----------------------

【問 19】 特に力を入れるべき農業振興上の施策を5つまで選んでください。

- (1) 認定農業者・中核農家など意欲ある担い手の育成・確保
- (2) 地域ぐるみでの集落営農などの推進
- (3) 高齢者や女性が参加し、継続できる農業・農村活動の推進
- (4) 農業生産法人化の推進
- (5) 意欲ある担い手が利用しやすい農地の利用集積の促進
- (6) 遊休農地の市民農園等への活用
- (7) 品種改良、技術開発の推進
- (8) 環境保全型の農業生産方式の推進
- (9) ブランド農作物の開発・研究
- (10) 農作物の食品加工の開発普及

【問 20】 特に力を入れるべき農村整備上の施策を4つまで選んでください。

- (1) 土地基盤整備の促進
- (2) ため池などの水辺空間の整備
- (3) 生活排水対策など生活環境基盤の整備
- (4) 農業体験学習などの農業・農村に対する教育設備の普及
- (5) 沿道や遊休地などの花と緑の植栽による地域環境の美化推進
- (6) 緑豊かな田園景観の保全整備
- (7) 道路や農道の整備
- (8) コミュニティ施設の整備

【問 21】 農業・農村振興に関するご意見があれば自由にご記入ください。

--

【問 22】 あなたの地区特有の農業・農村振興に関する問題や課題があれば自由にご記入ください。

--

第2次善通寺市農業基本計画

平成20年3月

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
善通寺市農林部農政課

TEL0877-63-6316 FAX0877-63-6356

E-mail : nousei@city.zentsuji.kagawa.jp